

大仙市中心市街地活性化基本計画

～ 安心・潤い・活力ある中心市街地の形成に向けて ～



秋田県大仙市

平成22年11月

平成22年11月30日認定

平成24年3月29日変更

平成25年3月29日変更

平成25年7月25日変更

平成26年3月28日変更

平成27年3月27日変更

— 目 次 —

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	3
[1] 大仙市の概要	
[2] 中心市街地の概要・現状分析	
[3] 地域住民ニーズに関する把握・分析	
[4] 旧中心市街地活性化基本計画の検証	
[5] まちづくりの上位計画・関連計画	
[6] 中心市街地活性化の課題の整理	
[7] 中心市街地活性化の基本方針	
2. 中心市街地の位置及び区域	43
[1] 中心市街地の位置	
[2] 中心市街地の区域	
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	
3. 中心市街地の活性化の目標	49
[1] 中心市街地の活性化の目標	
[2] 計画期間	
[3] 数値目標指標の設定	
[4] 具体的な数値目標	
[5] フォローアップの考え方	
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	61
[1] 市街地の整備改善の必要性	
[2] 具体的事業の内容	
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	68
[1] 都市福利施設の整備の必要性	
[2] 具体的事業の内容	

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同化住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	72
〔1〕 街なか居住の推進の必要性	
〔2〕 具体的事業の内容	
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項	74
〔1〕 商業活性化の必要性	
〔2〕 具体的事業の内容	
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	90
〔1〕 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	
〔2〕 具体的事業の内容	
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	95
〔1〕 市町村の推進体制の整備等	
〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項	
〔3〕 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	101
〔1〕 都市機能の集積の促進の考え方	
〔2〕 都市計画手法の活用	
〔3〕 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	
〔4〕 都市機能の集積のための事業等	
11. その他中心市街地活性化のために必要な事項	106
〔1〕 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	
〔2〕 都市計画との調和等	
〔3〕 その他の事項	
12. 認定基準に適合していることの説明	107

様式第4 [基本計画標準様式]

- 基本計画の名称 : 大仙市中心市街地活性化基本計画
○作成主体 : 秋田県大仙市
○計画期間 : 平成22年11月 ～ 平成28年3月 (5年4ヶ月)

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 大仙市の概要

(1) 大仙市の沿革と概要

本市は、北緯39度27分、東経140度25分、秋田県の内陸南部に位置し、東に奥羽山脈、西に出羽(笹森)丘陵が縦走、その間を流れる雄物川とその支流である玉川に沿った県内有数の穀倉地帯で、農村地帯の原風景として四季折々に美しい表情を見せる自然豊かな田園都市である。

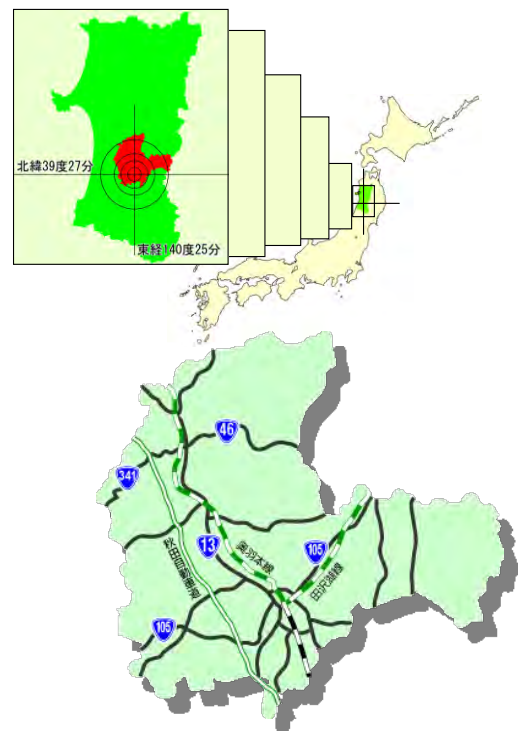
古くから県南の交通の要衝として発展し、現在も秋田新幹線や秋田自動車道などの高速交通体系が整備され、首都圏から1日行動圏にあるなど、多彩な交流が可能な立地となっている。

気候は、内陸型を示し、平成21年では年間平均気温が約11.7℃、年間降水量が1,328ミリメートル、最大積雪深は119センチメートルとなっている。

県内では豪雪地帯に属する積雪寒冷地で、冬季においては秋田市など日本海沿岸地域と比較すると気温が低く、また、夏季においては比較的高温多湿となっている。

面積は、866.67平方キロメートルで、東西約44キロメートル、南北約40キロメートルと広大であり、その土地利用については、平成21年において、山林30.4%、田畑24.5%、宅地2.9%、その他42.2%と山林・田畑が50%を超えている。

また、本市は古くから舟運の集積地として、米の搬出や塩、海産物、日用品の陸揚げ等が盛んであり、それに伴う人的・文化的交流も盛んだったことから農村地帯として繁栄し、昭和の時代には、豊かな労働力を背景に企業誘致を推進し農工一体の発展を遂げている。昭和の合併によりそれまでの27町村が1市6町1村となり、その後、地方分権や少子高齢化など急激な社会情勢の変化、多様化・高度化する行政需要に対応するため、自治体として基盤強化を図る必要性が高まり、平成17年3月22日に大曲市、神岡町、西仙北町、中仙町、協和町、南外村、仙北町、太田町の8市町村が合併し『大仙市』が誕生した。



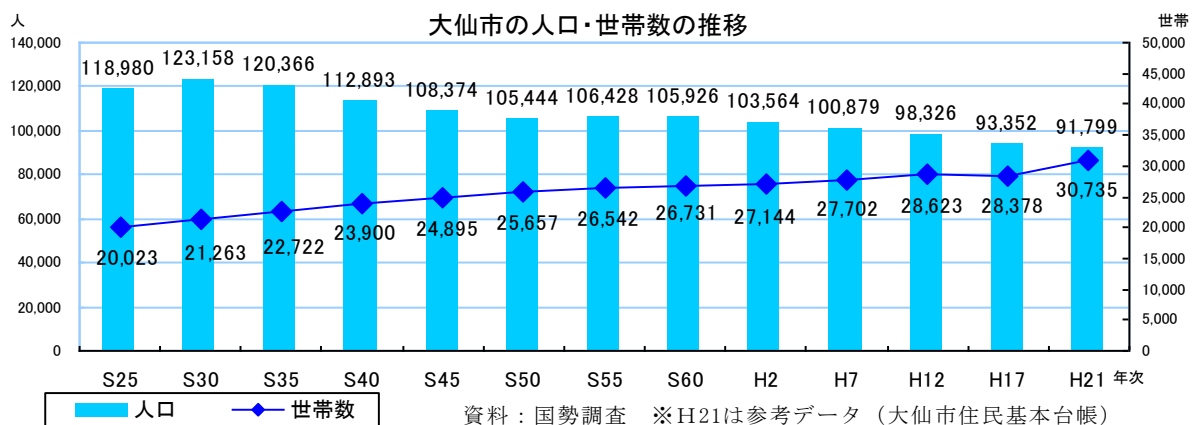
(2) 人口動態

1) 人口推移

平成 21 年 9 月 30 日現在における本市の人口は、91,799 人（大仙市住民基本台帳）となっている。昭和の大合併時期の昭和 30 年と比較すると約 4 分の 3 と大幅な人口減少となっており、今後も人口減少が続くものと見込まれる。

2) 世帯数

平成 21 年 9 月 30 日現在における世帯数は 30,735 世帯となっており、昭和 30 年と比較すると約 1.4 倍と増加している。



3) 年齢別人口

本市における総人口の年齢別割合は、年少人口（15歳未満）12.0%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）58.4%、老年人口（65歳以上）29.6%であり、昭和60年と比較すると、年少人口と生産年齢人口の割合が減少し、老年人口の増加が顕著となっている。

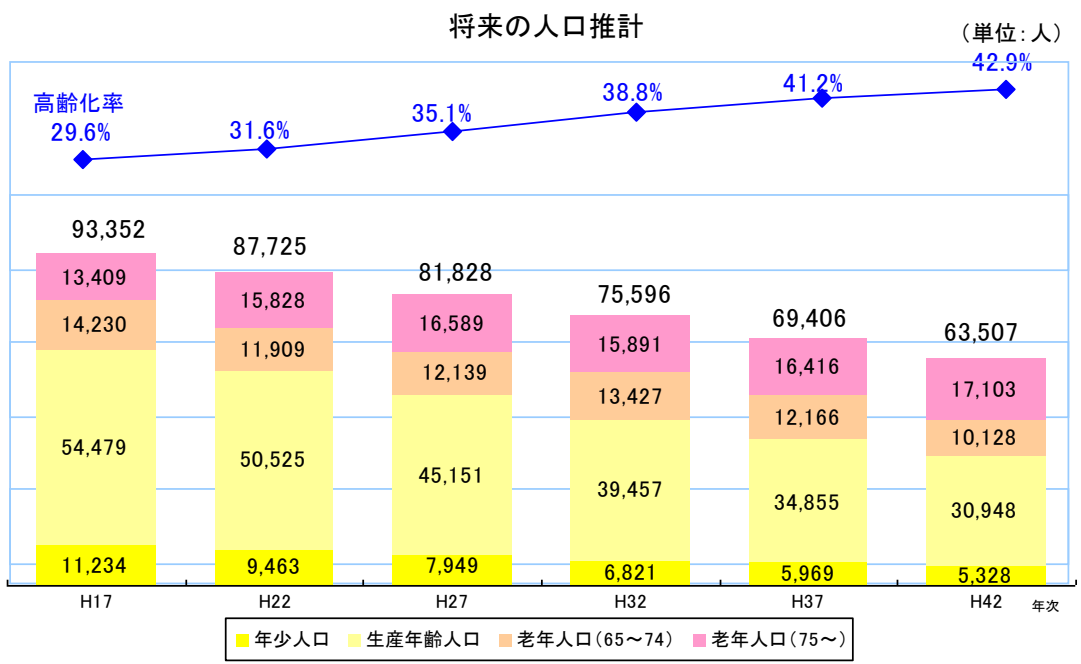
男女別年齢階級別人口

区分	昭和60年				平成17年				平成21年(参考)			
	男性	女性	合計	割合	男性	女性	合計	割合	男性	女性	合計	割合
年少人口 (15歳未満)	10,446	9,835	20,281	19.1%	5,787	5,447	11,234	12.0%	5,185	4,958	10,143	11.1%
生産年齢人口 (15～65歳未満)	34,216	36,910	71,126	67.2%	27,014	27,465	54,479	58.4%	27,012	26,529	53,541	58.3%
老年人口 (65歳以上)	5,979	8,540	14,519	13.7%	11,125	16,514	27,639	29.6%	11,143	16,972	28,115	30.6%
合計	50,641	55,285	105,926	100.0%	43,926	49,426	93,352	100.0%	43,340	48,459	91,799	100.0%

資料：国勢調査 ※H21は参考データ（大仙市住民基本台帳）

4) 将来の人口推計

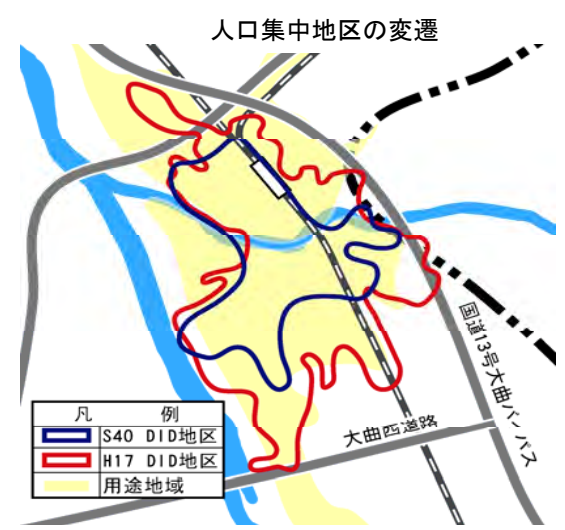
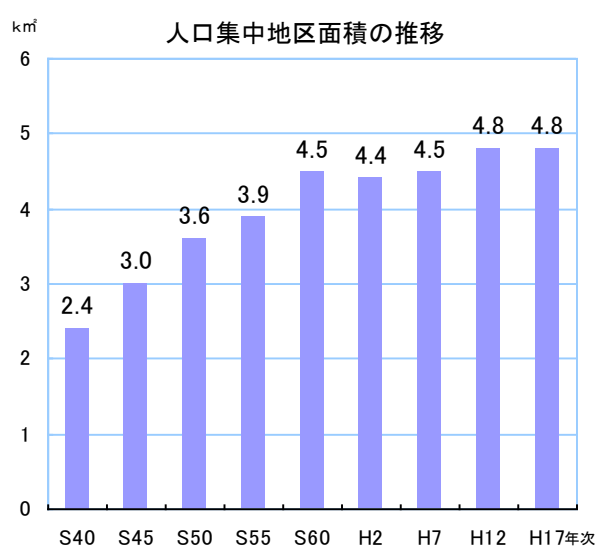
本市の人口は今後も減少傾向が続き、平成 42 年までに約 63,500 人になると予測されている。このことから、サステナビリティ（持続可能性）を意識したまちづくりへの転換が必要となっている。



資料：国立社会保障・人口問題研究所（H20.12）

5) 人口集中地区の推移

人口集中地区（D I D）は、昭和 40 年において面積が 2.4 k m²、人口密度が 5,424 人 / k m² となっており、高密度な市街地が形成されていた。その後、D I D 面積は増加の一途を辿り、平成 17 年においては、D I D 面積が 4.8 k m²、人口密度が 3,508 人 / k m² と、D I D 面積では 2 倍、人口密度では約 3 分の 2 になり、D I D 内における低密度化が進んでいることが示されている。



資料：国勢調査

(3) 産業

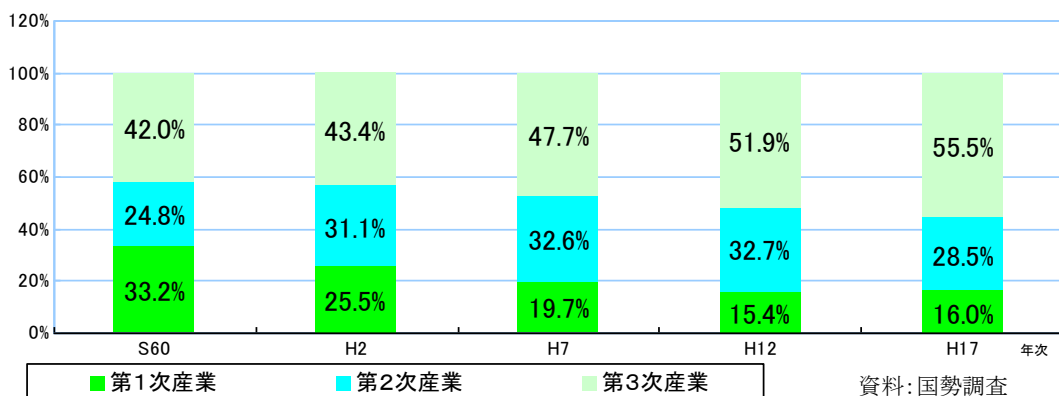
本市の産業は、稲作を中心とした第1次産業が基幹産業として位置付けられているが、その就業者数は年々減少しており、近年はサービス産業などの第3次産業就業者数が増加傾向を示している。

産業別就業人口の推移

(単位：人)

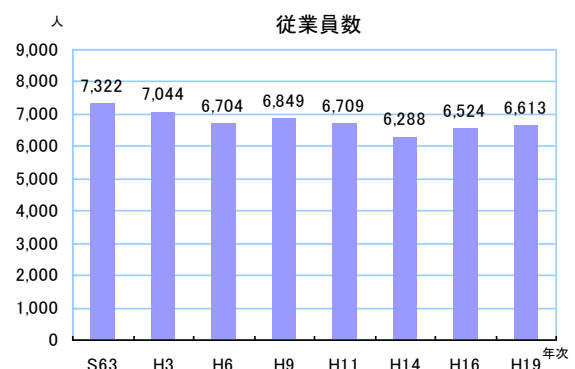
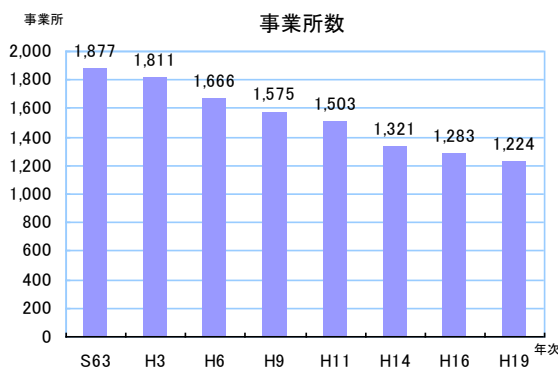
区分	第1次産業	第2次産業	第3次産業	合計
S60	18,175	13,567	23,003	54,745
H2	13,815	16,809	23,522	54,146
H7	10,217	16,964	24,810	51,991
H12	7,710	16,405	26,000	50,115
H17	7,481	13,292	25,925	46,698

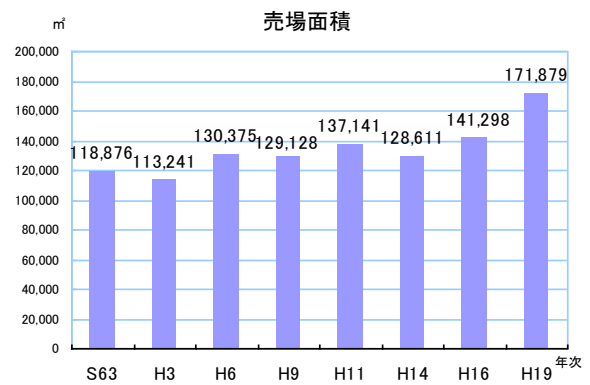
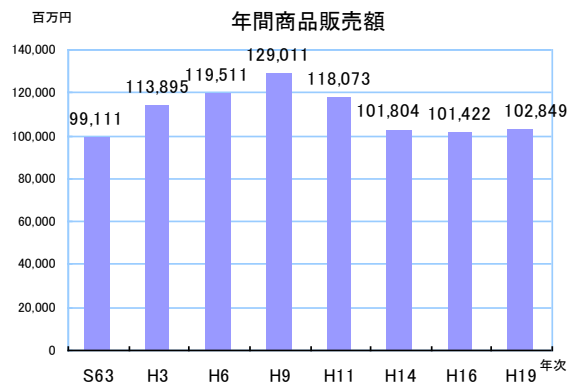
産業別就労人口割合の推移



(4) 商業の動向

本市の商業動向（小売業）は、平成19年で、事業所数1,224事業所、従業員数6,613人、年間商品販売額102,849百万円、売場面積171,879㎡となっている。小売業事業所数は一貫した減少傾向、従業員数は平成14年まで減少傾向にあったものの平成16年からは増加傾向に転じている。また、年間商品販売額は昭和63年から増加傾向にあったものの平成9年をピークに減少傾向に転じており、売場面積は郊外型小売店等の出店を反映し増加傾向を示している。





資料：商業統計調査

(5) 交通の状況

本市は、古くから出羽国（でわのくに）を縦断する羽州街道（現在の国道 13 号）を基軸に、角館街道（現在の国道 105 号）、沼館街道、刈和野街道等、県南各地を結ぶ街道が存在し、交通の要衝として重要な役割を果たしていた。明治に入り鉄道の整備が進められ、明治 37 年には大曲駅が開業、奥羽本線、田沢湖線（旧生保内線）が開通、さらに平成 9 年には秋田新幹線が開業している。また、中心市街地からほど近い内小友地域に秋田自動車道大曲インターチェンジが開設され、さらに、同インターチェンジと国道 13 号を結節する高規格道路大曲西道路も開通し、県南における交通の要衝としての機能が強化されている。

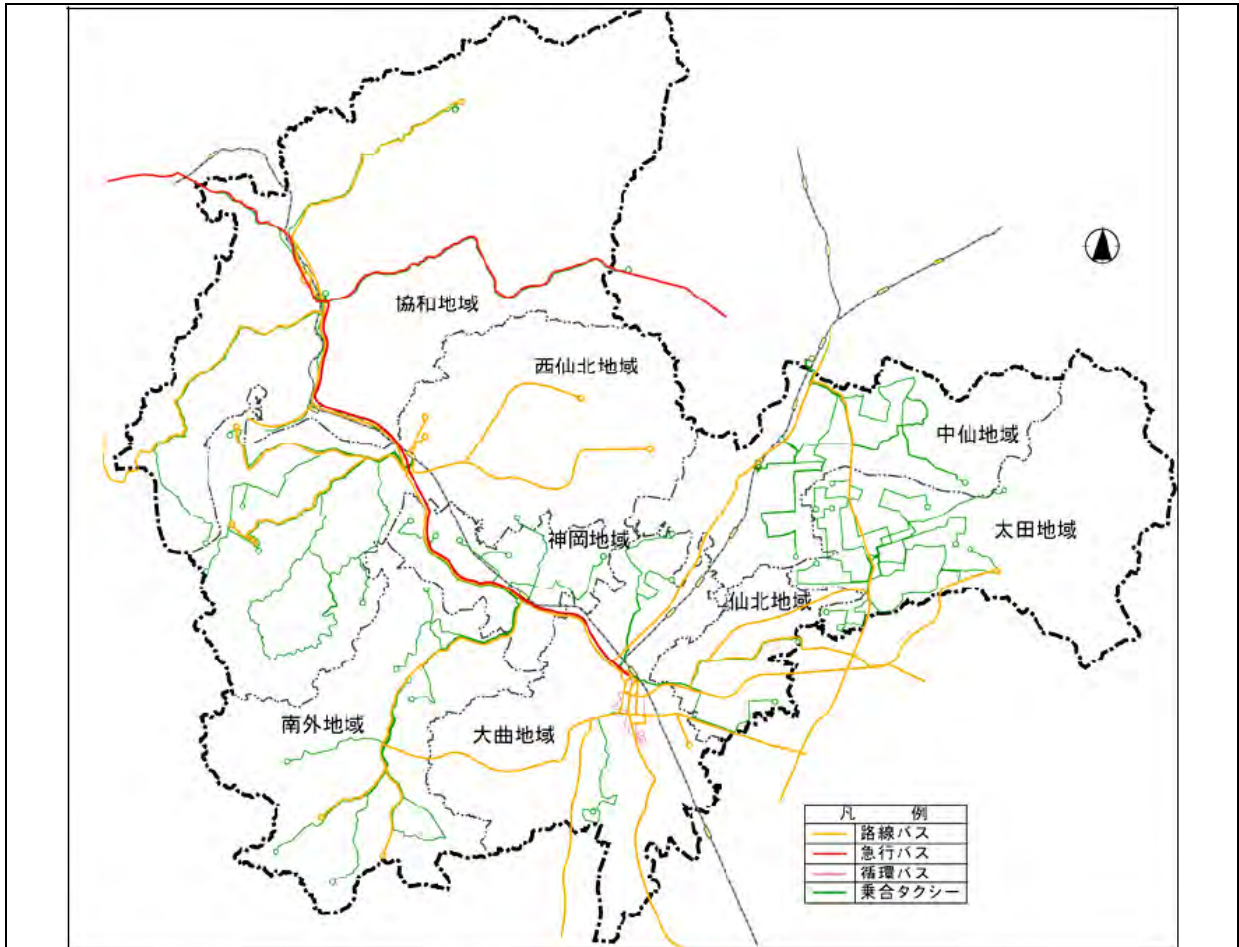
1) 鉄道

本市には、「東北の駅百選」に選ばれた J R 大曲駅をはじめ、奥羽本線、田沢湖線の 10 駅がある。平成 9 年 3 月の秋田新幹線開業により、J R 大曲駅が新幹線停車駅となったことで、首都圏からの一日行動圏に入り、道路体系とあわせ一層交通の要衝としての機能が高まっている。

奥羽本線	大曲駅・神宮寺駅・刈和野駅・峰吉川駅・羽後境駅
田沢湖線	大曲駅・北大曲駅・羽後四ツ屋駅・鏑見内駅・羽後長野駅・鶯野駅

2) バス等

路線バスについては、J R 大曲駅付近にある大曲バスターミナルを起点に、15 路線 43 系統が運行（平成 22 年 4 月現在）されているほか、仙台や東京を結ぶ高速バスの運行も行われている。また、本市では、中心市街地の活性化等を目的に医療機関、商店街、住宅街、公共公益施設などを結ぶコミュニティバス「大仙市循環バス」を 1 日 8 便運行するとともに、市内の交通空白地域と中心市街地を結ぶ「大仙市乗合タクシー（大曲地域・仙北地域）」の運行も行っており、地域で支え合う長寿社会に対応した地域公共交通システムの構築を目指している。



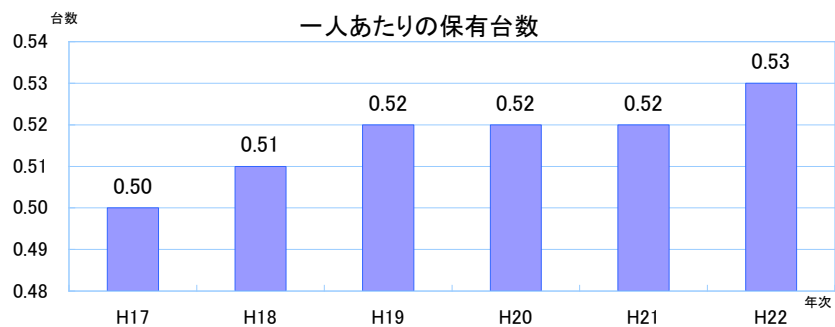
3) 自動車保有状況

本市の自動車保有台数（乗用普通車、乗用小型車及び軽自動車の合計）は、平成 22 年 3 月末において 48,555 台であり、一人あたり 0.53 台、一世帯あたり 1.58 台となっている。これは、広大な行政面積を有する本市において、自家用車が市民生活にとって必需品となっていることを示している。

自動車保有状況の推移

年次	H17	H18	H19	H20	H21	H22
自動車保有台数（台）	47,980	48,409	48,768	48,475	48,341	48,555
一人あたり	0.5	0.51	0.52	0.52	0.52	0.53
一世帯あたり	1.59	1.59	1.6	1.59	1.58	1.58

資料：東北運輸局秋田運輸支局（各年 3 月末）



(6) 観光に関する状況

本市は、「大曲の花火」で知られる日本屈指の技術と伝統を誇る「全国花火競技大会」をはじめ、国指定重要無形文化財の「刈和野の大綱引き」などの行祭事、「県立農業科学館」や「工学博士物部長穂記念館」などの施設、国指定史跡「払田柵跡」や県内唯一の国宝「線刻千手観音等鏡像」などの史跡・文化財、ブナ原生林が隣県まで広がる「真木真昼県立自然公園」、特色ある温泉・宿泊施設など多種多様な観光資源を有している。



全国花火競技大会「大曲の花火」

大仙市観光振興計画では、このような自然と調和した多くの地域資源・機能を有機的に結びつけ、年間を通じた観光交流人口の増大に向け、その資源が持つポテンシャルを最大限活かした振興を推進することとしており、『誇りの花火』及び『豊かな自然』の2つの基本理念と、「まちと人と自然の融合のまちづくり」、「美と伝統の融合するまちづくり」及び「もてなしの心があふれる温かいまちづくり」の3つの基本方針を掲げている。また、「花火と自然が調和した 癒しのまち だいせん」をテーマに、8つの観光戦略に基づいた効果的な施策を展開することで、観光入込客数を平成24年には平成21年実績の255.3万人から10%増の280万人に、平成27年には平成24年のさらに10%増の308万人に増加させることを目指している。

大仙市観光振興計画 (平成22年3月策定 計画期間 平成22～27年)

基本理念

『花火と自然が調和した 癒しのまち だいせん』
— 誇りの花火・豊かな自然 —

基本方針

- 「まちと人と自然の融合のまちづくり」
- 「美と伝統の融合するまちづくり」
- 「もてなしの心があふれる温かいまちづくり」

観光戦略

- (1) 情報収集・魅力の発信強化
- (2) 魅力ある観光地づくり
- (3) もてなし力の向上
- (4) 食によるコンテンツの充実
- (5) 国際観光の推進
- (6) 地域間交流の拡大
- (7) 観光基盤整備
- (8) 観光関連産業との連携



真木真昼県立自然公園



刈和野の大綱引き

[観光入込客数]

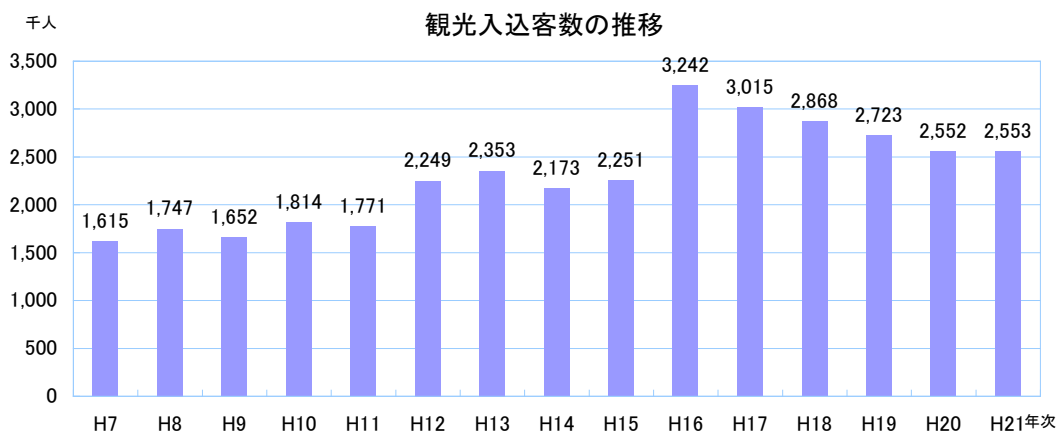
観光入込客数については、平成12年に2百万人台となり、平成16年には国内屈指の「農」の祭典「秋田県種苗交換会」が本市で開催されたこともあり3百万人の大台を突破したものの、その後減少傾向が続き、平成21年現在で255.3万人となっている。

観光入込客数の推移と内訳

(単位：千人)

区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	
本市観光入込客数	2,251	3,242	3,015	2,868	2,723	2,552	2,553	
□	内県内	1,754	2,603	2,080	1,956	2,253	2,109	2,107
	内県外	497	639	935	912	470	443	446
日帰り者数	2,090	3,084	2,863	2,721	2,578	2,386	2,406	
宿泊者数	161	158	152	147	145	166	147	

資料：平成21年秋田県観光統計



主要行祭事別集客数

(単位：千人)

行祭事名	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
全国花火競技大会	630	700	680	750	760	650	680
秋の稔りフェア	100		73	151	65	70	70
新作花火コレクション	22	25	30	27	30	33	30
夏まつり大曲	20	22	22	20	18	22	25
川を渡るぼんでん		4	5	5	5	2	3
七夕花火(協和)				8	5	8	5
神岡南外花火大会	6	6	6	10	10	12	10
刈和野の大綱引き	6	6	7	6	7	6	6
ドンパン祭り	50	50	55	52	35	40	50
八乙女さくらまつり	36	36	35	35	36	26	5
全国ジャンボうさぎフェスティバル	30	25	25	28	35	35	25
長野神社祭典	10	10	9	9	9	9	9
彩夏SENBOKU	7	5	8	8	6	3	4
池田氏庭園特別公開		6	8	8	10	9	10
合計	917	895	963	1,117	1,031	925	932

資料：観光客数調査(大仙市農林商工部観光物産課)

[2] 中心市街地の概要・現状分析

(1) 中心市街地の概況

本市の中心市街地は、医療、交通、商業・業務、教養・文化、行政等といった都市機能が集積し本市の中心的な役割を果たしているが、モータリゼーションの進展と相次ぐ大型小売店舗の郊外出店、通販・インターネット販売の普及などにより消費者ニーズが多様化するなど、中心市街地としての求心力と活力が低下し、その衰退が顕著となっている。

(2) 中心市街地及びその周辺の既存ストック状況

1) 歴史的・文化的資源

○ 全国花火競技大会「大曲の花火」

毎年8月第4土曜日に雄物川河川敷を会場に開催される花火大会で、一晩で60万人を超える観覧者を数える本市の一大イベント。一般の花火大会とは異なるコンペティション大会であり、その優勝者には内閣総理大臣賞が授与されるなど、格式と伝統、質の高さなどから日本屈指の花火大会と評されている。

○ 諏訪神社

延暦20年(801年)、坂上田村麻呂が陣を構えた所(古館)に神社を建立したのが始まりとされている神社。市の無形民俗文化財となっている「大曲の綱引き」や「鳥子舞」等の関連行事が開催され、冬季におけるにぎわいの創出につながっている。

○ 大仙市産業展示館

秋田藩主佐竹公の御本陣であった鞠水館を復元したもので、かつては学校や裁判所等に利用されていた。現在は市の特色ある産業である「花火」の関連資料のほか、美術品、各種作品などの展示を行っており、気軽に立ち寄れる文化施設となっている。

2) 景観資源

○ 丸子橋橋上公園

丸子橋橋上公園は、橋本来の機能のほかに橋上に公園が整備されており、市民の憩いの場を提供している。また、かつてドイツの著名な建築家ブルーノ・タウトが絶賛した橋上からの西山の眺望を堪能できる観光スポットでもある。

○ 雄物川・丸子川

かつて舟運により仙北地方の物資の集散地として栄えるに至った象徴であり、現在の都市形成のルーツとなった川である。



雄物川



丸子橋橋上公園

3) 社会資本・産業資本等

本市の中心市街地は、各種医療関係機関、JR大曲駅、大曲バスターミナル、観光情報センター、まちなか交流施設、地域子育て支援拠点施設、高齢者相談所、金融機関などの公共公益施設が集積している。

○ 医療関係機関

医療関係機関については、大仙・仙北二次医療圏の中核病院である仙北組合総合病院をはじめ診療所・薬局などが集積しており、本市のみならず周辺市町の医療ニーズを支える重要な役割を果たしている。市民アンケート等によれば、来街目的が病院・診療所など医療機関の受診を占める割合が高く、このことが中心市街地の求心力を支える大きな要素となっていることを裏付けている。

しかしながら、仙北組合総合病院については、施設が狭隘である上、老朽化が顕著となっており、最新医療機器の導入も困難な状況にあることから、近年外来患者数が大きく減少している。

こうした状況から、今後の高齢社会の進展を見据えた長期的な展望の中で、市民にとって安心できる暮らしの確保、まちの求心力・にぎわいの回復の観点から、現在の施設に代わる新たな施設整備をはじめ最新医療機器の導入や医師・看護師の増員等による医療機能・療養体制の向上など、中心市街地における医療環境の整備が懸案となっている。

○ まちなか交流施設

これまでの中心市街地活性化において重視された施策として、まちなかにおける市民の様々な交流の増進がある。まちなか交流施設として、空き店舗を活用したにぎわい創出施設「花火庵」や健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」、市民活動支援センターなどが設置されており、市民の交流・活動の拠点機能を担っている。

しかしながら、市民ニーズの多様化やライフスタイルの変化等により年々利用者が減少し、人の交流と活動が源泉であるまちなかの活力の衰退が懸念されている。

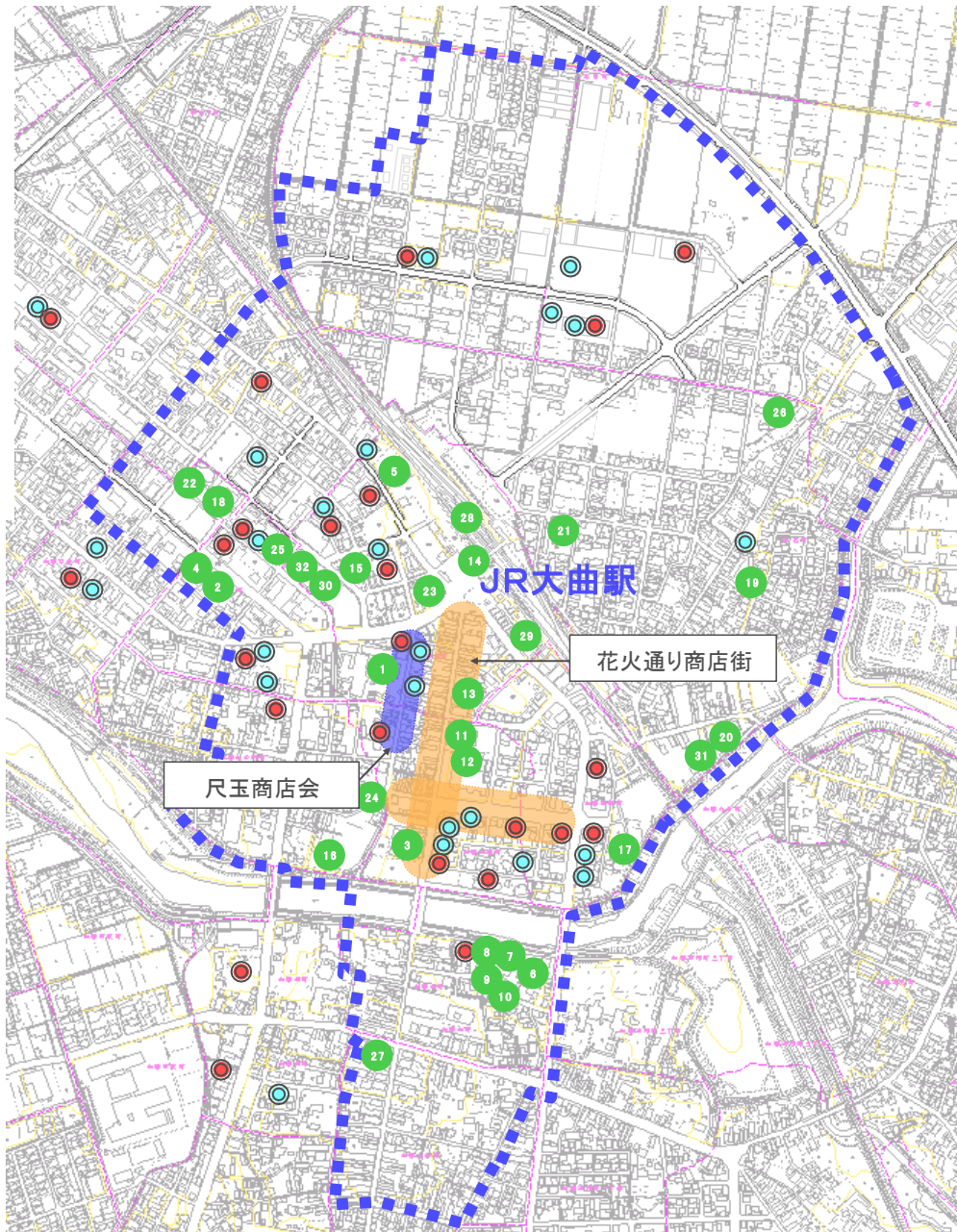


仙北組合総合病院



にぎわい創出施設「花火庵」

[公共公益施設位置図]



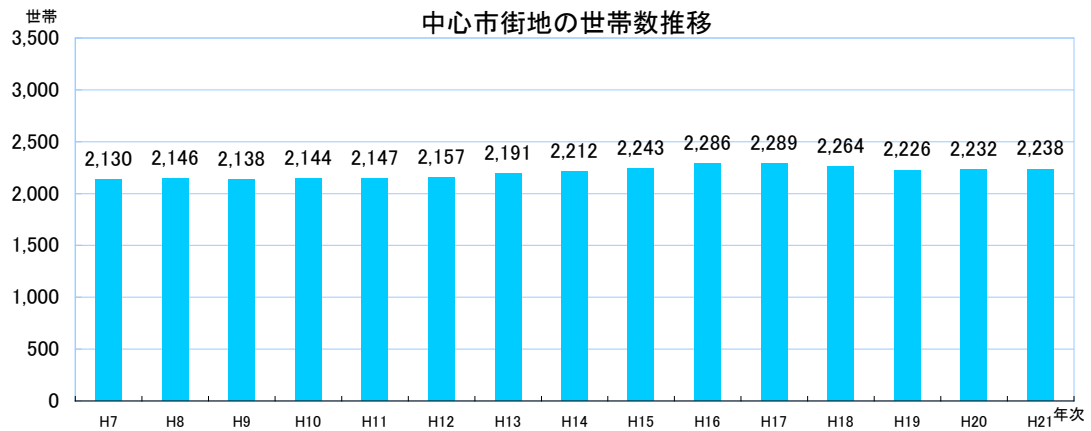
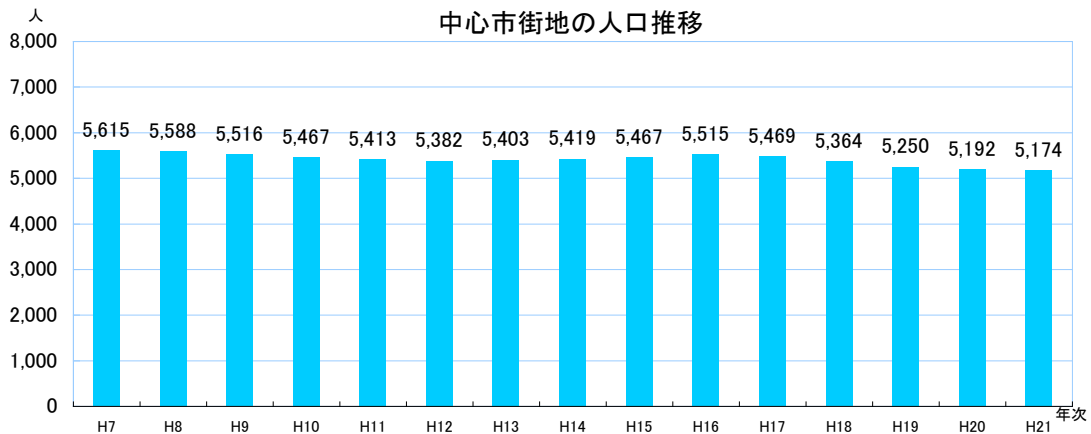
中心市街地周辺の公共公益施設

区分	No.	施設名	区分	No.	施設名
医療・福祉施設	1	仙北組合総合病院	幼児・児童関連施設	16	中通児童館
	2	あいばるケアセンター		17	ひだまり児童館
	3	障がい福祉サービス事業所ほっぺ		18	大曲北児童館
官公庁施設	4	大曲介護予防センター	19	大花町児童館	
	5	大曲年金事務所	20	地域子育て支援拠点施設「まるこのひろば」	
社会教育施設	6	大仙市土地区画整理事務所	21	大曲北保育園	
	7	大仙市勤労青少年ホーム	22	大曲北幼稚園	
	8	大仙市女性センター	23	秋田銀行大曲駅前支店	
	9	大仙市産業展示館	24	北都銀行大曲支店	
まちなか交流施設	10	大曲公民館	25	羽後信用金庫大曲支店	
	11	健康文化活動拠点センター「ペアール大仙」	26	羽後信用金庫大曲東支店	
公共交通施設	12	市民活動支援センター	27	羽後信用金庫大町支店	
	13	にぎわい創出施設「花火庵」	28	大仙市観光情報センター	
	14	JR大曲駅	29	大曲駅前郵便局	
	15	羽後交通大曲バスターミナル	30	大曲商工会議所	
			31	都市再生住宅高齢者相談所	
			32	大仙市公設小売市場	

(3) 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析等

1) 人口・世帯に関する状況

中心市街地における人口は、平成7年の5,615人から減少傾向を示し、平成13年からは一時的に増加するものの、平成17年から再び減少に転じ、平成21年には5,174人となっている。一方、同区域における世帯数は、平成7年の2,130世帯から増加傾向を示しており、平成18年には減少に転じたものの、平成20年から再び増加し、平成21年には2,238世帯となっている。



資料：大仙市住民基本台帳

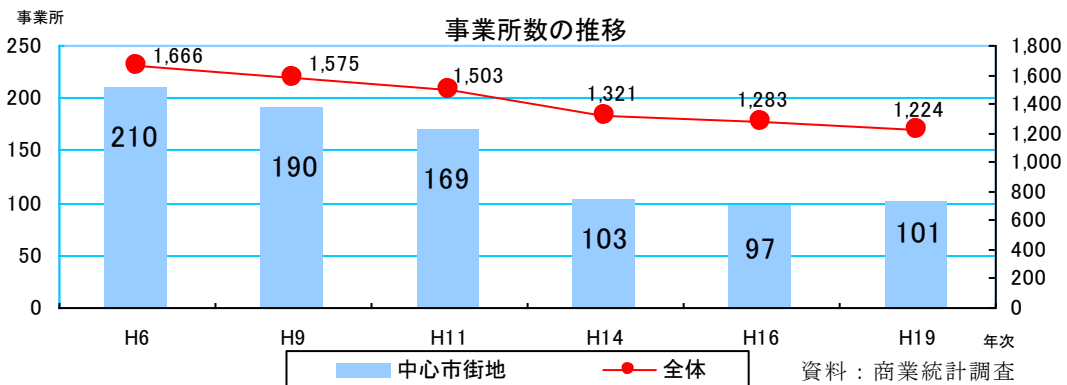
統計データ範囲

大曲通町、大曲福住町、大曲丸の内町、大曲白金町、大曲中通町、大曲黒瀬町、幸町、福田町、朝日町、大花町、大曲浜町、大曲大町

2) 商業（小売業）に関する状況

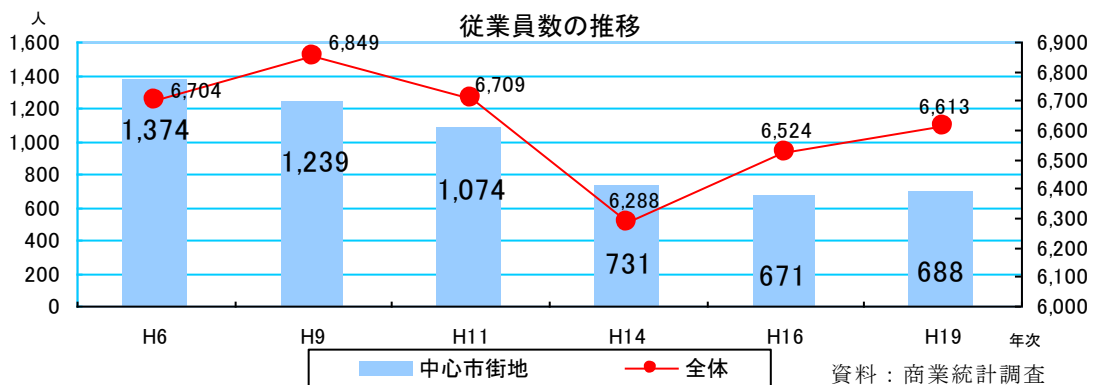
○ 事業所数

中心市街地における小売業事業所数は減少傾向が示されている。平成14年からほぼ横ばいとなっているものの、平成19年には101事業所と平成6年の約半数となっている。



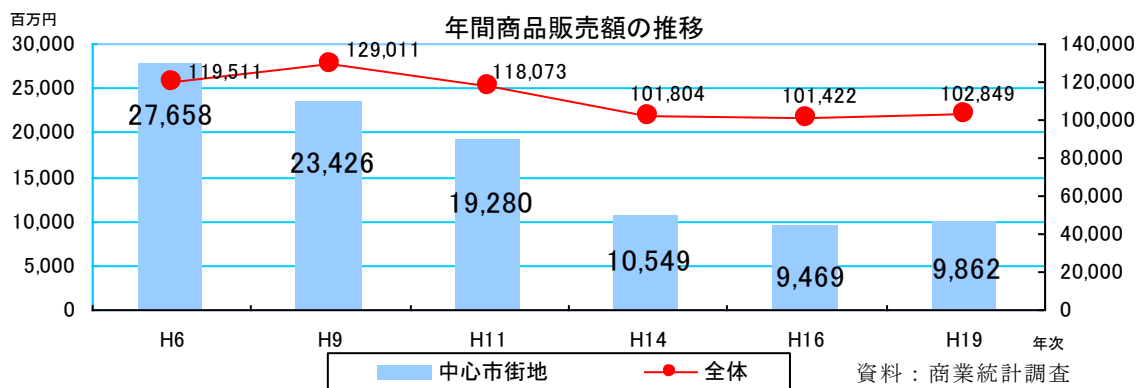
○ 従業員数

中心市街地における小売業従業員数は減少傾向が示されている。平成 19 年には 688 人と平成 16 年の 671 人と比べ微増となっているものの、平成 6 年の 1,374 人からは半減している。



○ 年間商品販売額

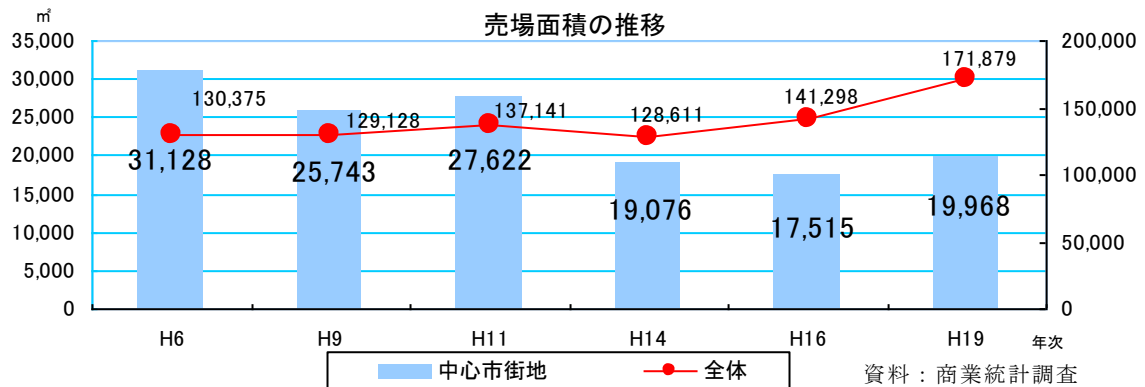
中心市街地における小売業年間商品販売額についても減少傾向が示されている。平成 19 年には 9,862 百万円と平成 16 年の 9,469 百万円と比べ微増となっているものの、平成 6 年の 27,658 百万円との比較では 64.3%の激減となっている。



○ 売場面積

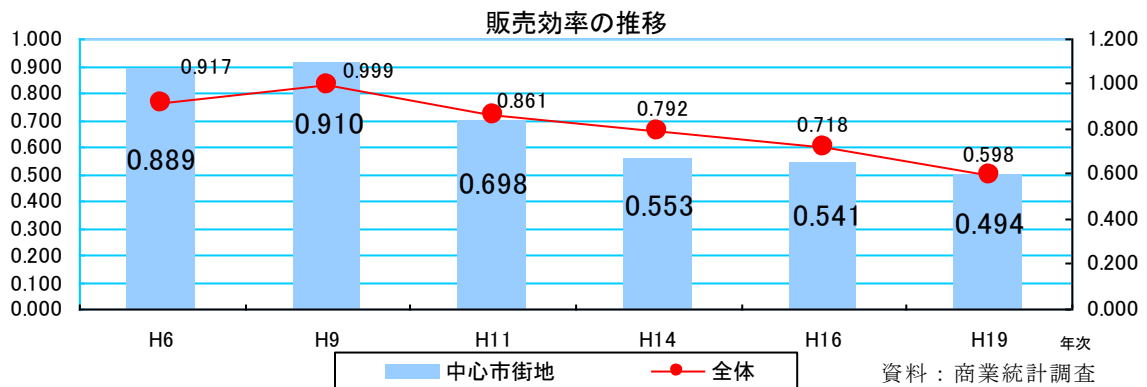
中心市街地における小売業売場面積は減少傾向が示されている。平成 19 年には 19,968

m²と平成16年の17,515 m²と比べ微増となっているものの、平成6年の31,128 m²との比較では35.9%の大幅な減少となっている。



○ 販売効率

中心市街地における販売効率（小売業売場面積あたりの小売業年間商品販売額）は大幅な減少傾向を示しており、平成19年と平成6年との比較では半減となっている。

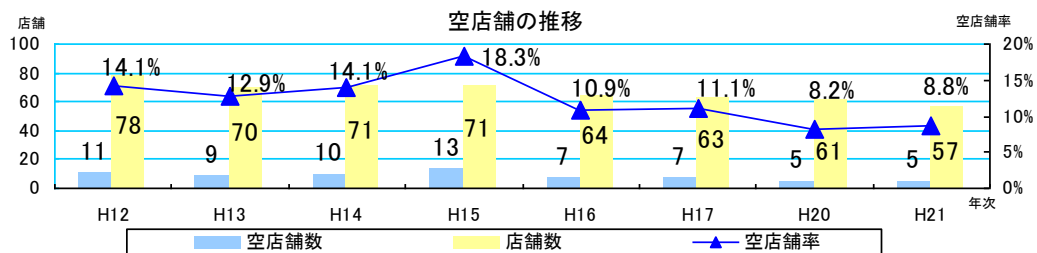


○ 空店舗

中心市街地にある花火通り商店街における空き店舗の推移については、平成21年12月現在5店舗となっており、今後も解消される見通しは立っていない状況にある。また、商店街以外の区域についても新たな空き店舗の発生が目立ち始めている。

花火通り商店街の空き店舗の推移

調査年	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H20	H21
空き店舗数(1階)	11	9	10	13	7	7	5	5
店舗数(1階)	78	70	71	71	64	63	61	57
空き店舗率	14.1%	12.9%	14.1%	18.3%	10.9%	11.1%	8.2%	8.8%



資料：商店街空き店舗調査（大崎市農林商工部商業労政課）

○ データのまとめ

以上のとおり、中心市街地における商業に関する状況は、小売業事業所数、小売業従業員数、小売業年間商品販売額、小売業売場面積いずれも大幅な減少傾向にあり、商業活力の停滞が顕著となっている。

項目	H6	H19	減少率
事業所数（店舗）	210	101	▲ 51.9%
従業員数（人）	1,374	688	▲ 49.9%
年間商品販売額（百万円）	27,658	9,862	▲ 64.3%
売場面積（㎡）	31,128	19,968	▲ 35.9%

なお、中心市街地における大規模小売店舗のひとつ「ジョイフルシティ大曲」が平成20年10月に閉店しており、中心市街地の商業活力の停滞がより一層顕著となっている。平成19年の商業統計をベースに現況を推計すると、従業員数及び年間販売額で約30%の減、売場面積では60%の減になるものと見込まれている。また、閉店した店舗施設は空きビルのままとされており、都市防災上も問題になっている。

○ 大規模小売店舗の立地状況

大規模小売店舗は、郊外においてイオン大曲ショッピングセンターをはじめとするロードサイド店の立地が続いており、中心市街地の相対的なシェアが低下している。

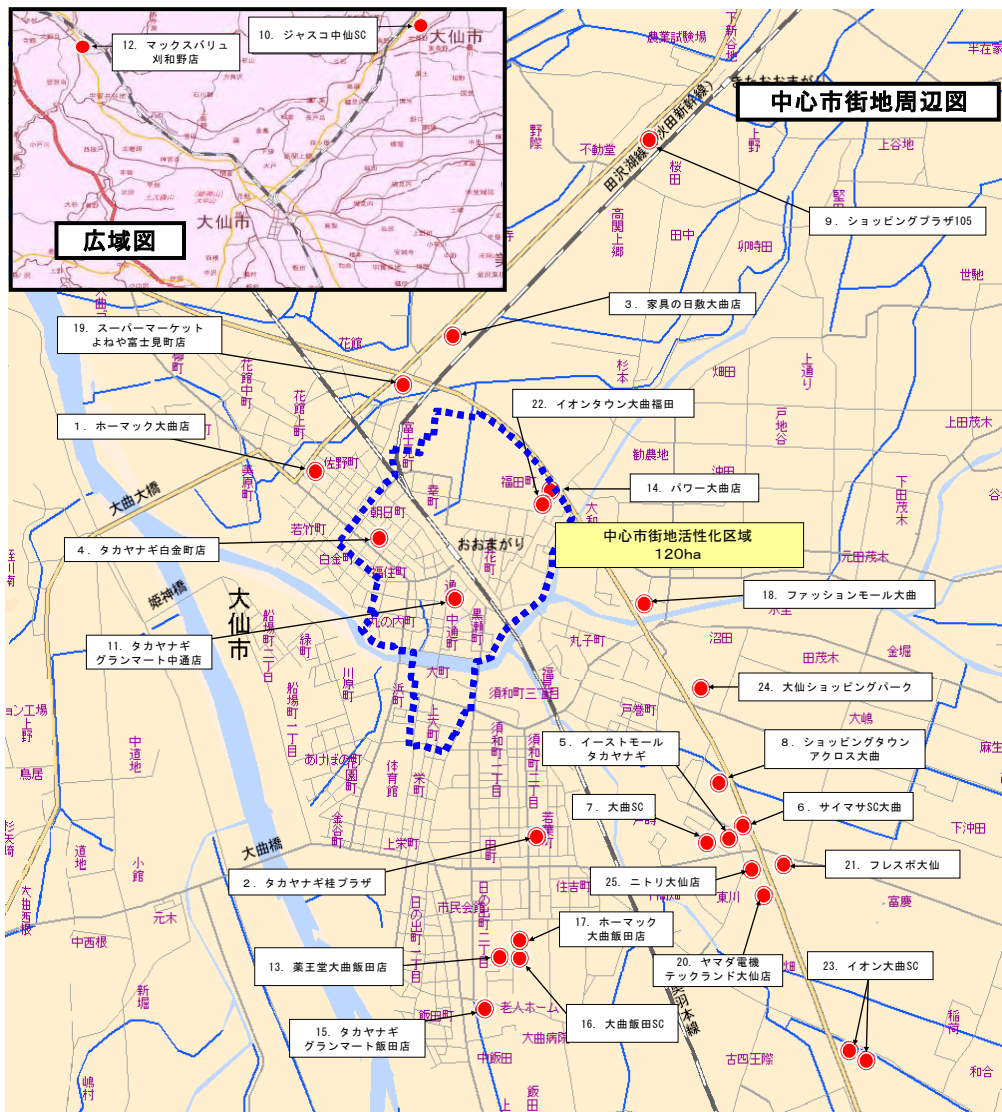
大規模小売店舗立地状況（店舗面積1,000㎡超）

no.	店舗名称	店舗面積㎡	開店時期	中活区域	業種	施設形態
1	ホームマック大曲店	1,599	S56.10	外	ホームセンター	単店舗
2	タカヤナギ桂プラザ	1,100	S59.4	外	飲食料点小売業	単店舗
3	家具の日敷大曲店	1,492	S63.12	外	家具・建具・畳小売業	単店舗
4	タカヤナギ白金町店	1,106	H3.9	内	飲食料点小売業	単店舗
5	イーストモールタカヤナギ	4,392	H7.12	外	各種商品小売業	複合店舗
6	サイマサショッピングセンター大曲	4,630	H8.7	外	織物・衣類・身の回り品小売業外	複合店舗
7	大曲ショッピングセンター	7,330	H9.3	外	飲食料点小売業外	複合店舗
8	ショッピングタウンアクロス大曲	4,689	H10.11	外	その他の小売業	複合店舗
9	ショッピングプラザ105	3,302	H11.11	外	飲食料点小売業外	複合店舗
10	ジャスコ中仙ショッピングセンター	21,659	H11.11	外	各種商品小売業	複合店舗
11	タカヤナギ・グランマート中通店	1,192	H12.7	内	飲食料点小売業	単店舗
12	マックスパリュ刈和野店	2,508	H15.9	外	飲食料点小売業	単店舗
13	薬王堂大曲飯田店	1,499	H16.10	外	医薬品・化粧品小売業外	単店舗
14	パワー大曲店	14,493	H17.4	内	ホームセンター	単店舗
15	グランマート飯田店	1,940	H17.7	外	飲食料点小売業	単店舗
16	大曲飯田ショッピングセンター	4,786	H18.6	外	飲食料点小売業	単店舗
17	ホームマック大曲飯田店	4,308	H18.6	外	ホームセンター	単店舗
18	ファッションモール大曲	2,014	H18.9	外	織物・衣類・身の回り品小売業	単店舗
19	スーパーマーケットよねや富士見町店	1,490	H18.9	外	飲食料点小売業	単店舗
20	ヤマダ電機テックランド大仙店	3,646	H19.3	外	機械器具小売業	単店舗
21	フレスポ大仙	3,133	H20.5	外	織物・衣類・身の回り品小売業外	複合店舗
22	イオンタウン大曲福田	5,997	H20.9	内	飲食料点小売業外	複合店舗
23	イオン大曲ショッピングセンター	39,308	H20.10	外	各種商品小売業	複合店舗
24	大仙ショッピングパーク	4,445	H20.12	外	飲食料点小売業外	複合店舗
25	ニトリ大仙店	3,465	H22.1	外	家具・建具・畳小売業	単店舗

〔※撤退した大規模小売店舗〕

no.	店舗名称	店舗面積㎡	開店時期	中活区域	業種	施設形態
26	ジョイフルシティ大曲	12,491	H20.10	内	各種商品小売業	単店舗
27	ジェイマルエー大仙店	4,279	H21.11	外	飲食料点小売業外	単店舗

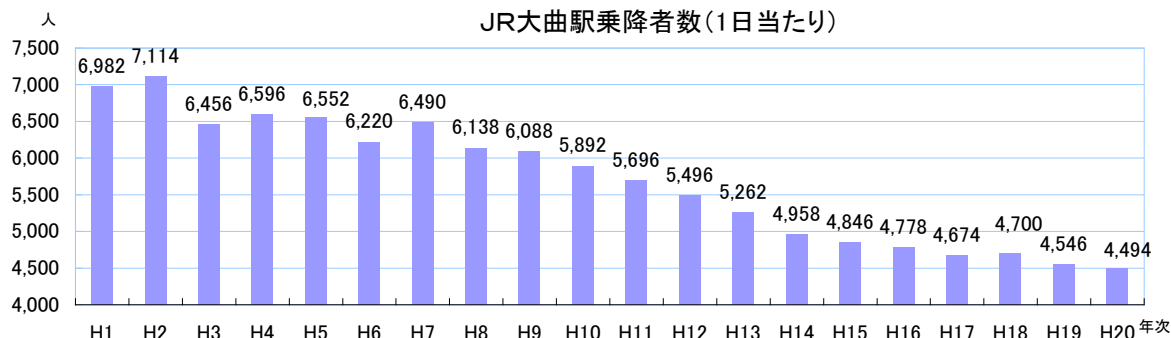
資料：大規模店舗調査（大仙市農林商工部商業労政課 H22.4）



3) 公共交通機関の利用状況

① 鉄道の利用状況

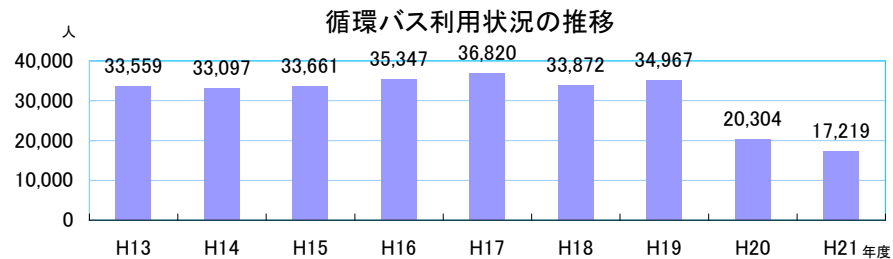
中心市街地にあるJR大曲駅の1日あたりの平均乗降客数は平成20年度において4,494人となっており、多少の振れはあるものの総じて減少傾向を示している。



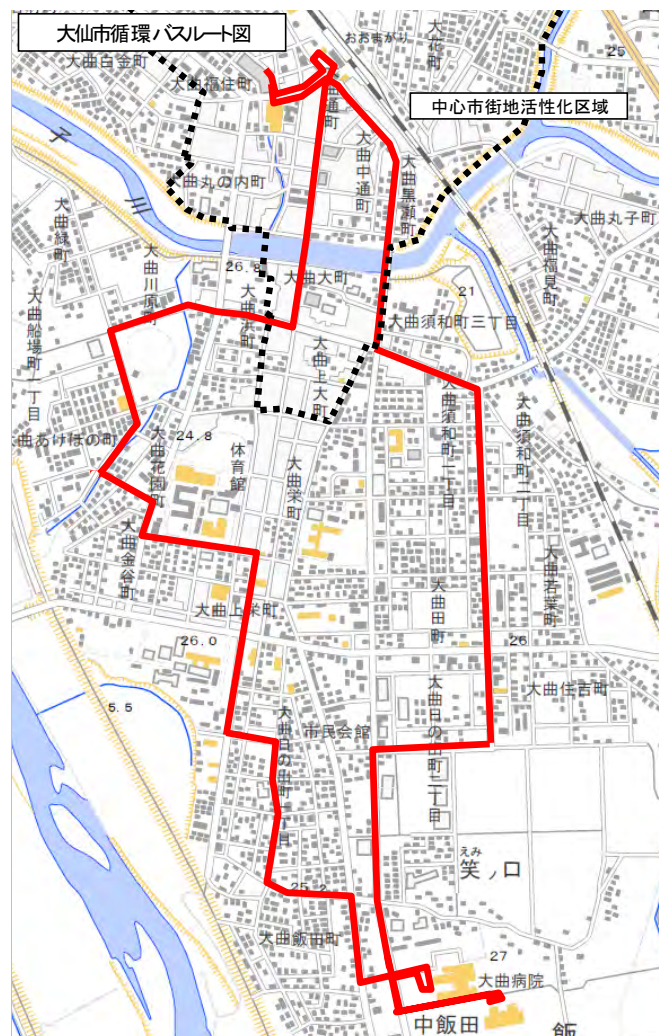
資料：東日本旅客鉄道株式会社秋田支社

② 循環バスの利用状況

市では中心市街地活性化を目的としたコミュニティバス「大仙市循環バス」を運行しているが、平成20年の大規模小売店舗の閉店等の影響により利用者が減少している。



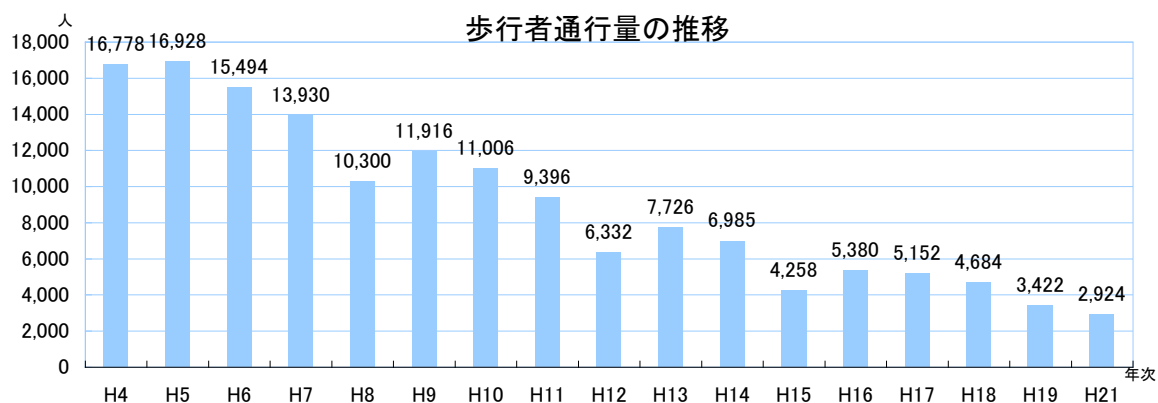
資料：大仙市企画部総合政策課



4) 歩行者通行量の推移

歩行者通行量（自転車通行含む）については、平成21年9月調査では2,924人/日（※）となっており、平成5年の通行量の約2割にまで減少している。

これは、モータリゼーションの進展に伴い、より利便性を求めて自家用車を利用する方が増加したことや郊外への大規模小売店舗の立地が相次ぎ中心市街地としての求心力が低下したこと等が大きく影響しているものと考えられる。



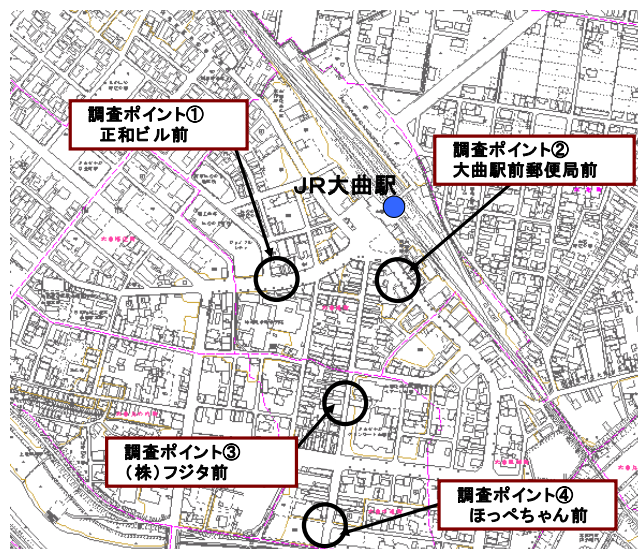
中心市街地における歩行者通行量実績 (平日)

調査年月 □ 調査ポイント	正和ビル前 ①	大曲駅前郵便局横 ②	㈱フジタ前 ③	ほっぺちゃん前 ④	小計
H4.9	4,248	2,498	5,584	4,448	16,778
H5.9	4,216	2,412	5,558	4,742	16,928
H6.9	4,074	2,754	4,640	4,026	15,494
H7.9	3,388	2,220	4,682	3,640	13,930
H8.9	2,774	1,715	2,970	2,841	10,300
H9.9	3,062	1,774	3,588	3,492	11,916
H10.9	2,952	1,376	3,292	3,386	11,006
H11.9	2,610	1,284	2,766	2,736	9,396
H12.9	1,934	840	1,884	1,674	6,332
H13.9	2,392	1,192	2,172	1,970	7,726
H14.9	2,000	1,056	1,877	2,052	6,985
H15.9	1,724	596	1,072	866	4,258
H16.9	1,788	798	1,270	1,524	5,380
H17.9	1,690	684	1,434	1,344	5,152
H18.9	1,692	594	1,280	1,118	4,684
H19.9	1,016	626	984	796	3,422
H21.9	226	686	1,064	948	2,924

(※) 中心市街地内4つの調査ポイントごとの歩行者通行量(平日)の合計値

(※) 平成20年度は調査未実施

資料：大曲商工会議所通行量調査



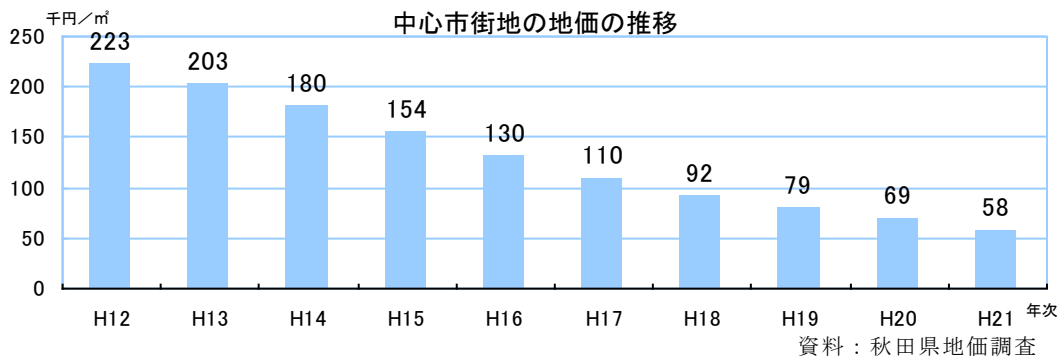
5) 土地の状況

① 地価の動向

中心市街地における地価の推移については、平成 12 年の 223 千円/㎡から一貫して下落基調を示しており、平成 21 年においては 58 千円/㎡となっている。これは、中心市街地としての魅力の低下が原因のひとつとなっているものと考えられる。

【地価の推移】 データポイント : 大仙市大曲通町 8-26

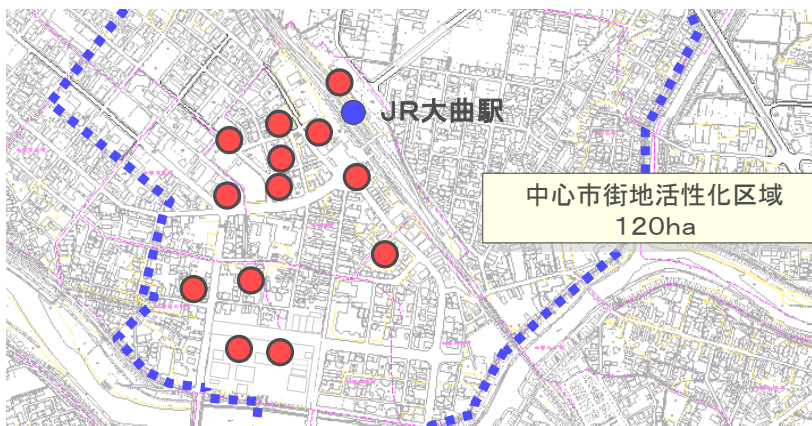
年度	単価 (円/㎡)	年度	単価 (円/㎡)
H12	223,000	H17	110,000
H13	203,000	H18	92,000
H14	180,000	H19	78,500
H15	154,000	H20	68,500
H16	130,000	H21	58,000



② 駐車場及び低未利用地の状況

中心市街地における一般駐車場の駐車可能台数については、約 1,100 台 (H21 年 10 月現在) とここ数年大きな変動はない状況にあるが、主な来街目的である通院・買い物等に便利な駐車場が不足しており、中心市街地の活性化を図る上で利用しやすい駐車場の整備が課題となっている。また、低未利用地については、従前から存在している空地のほかに、店舗の閉鎖などにより新たに空地となったケースも見受けられるようになってきている。

【主要一般駐車場位置図】



資料：大仙市企画部総合政策課

[3] 地域住民ニーズに関する把握・分析

(1) 市民アンケート 市民意識調査 (大仙市)

実施目的：大仙市総合計画策定に際しての市民意識の把握

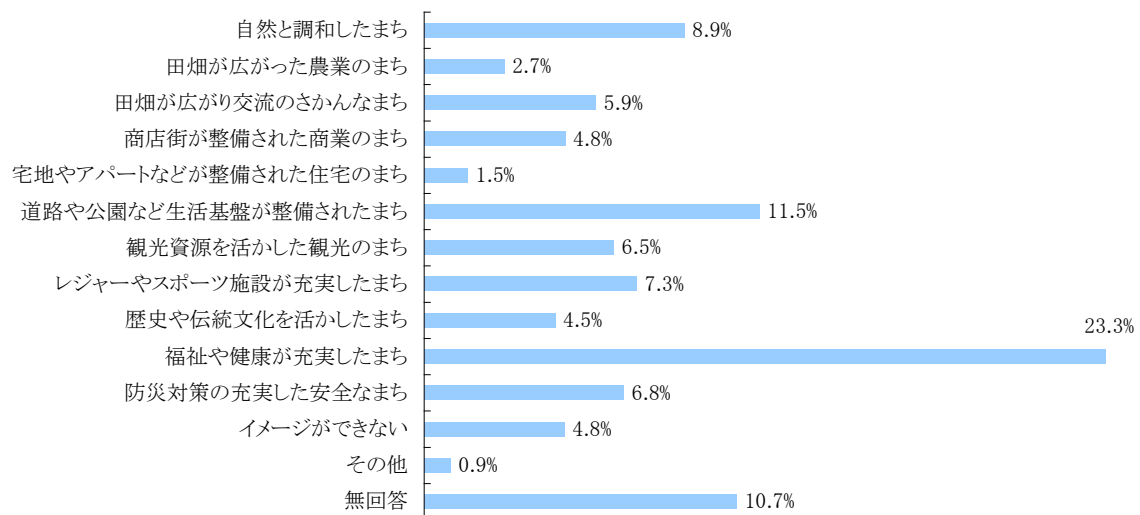
実施年月：平成 17 年 8 月

調査対象：18 歳以上の市民 4,000 人（無作為抽出、福祉施設入所者除く）

回収状況：2,067 人（51.7%）

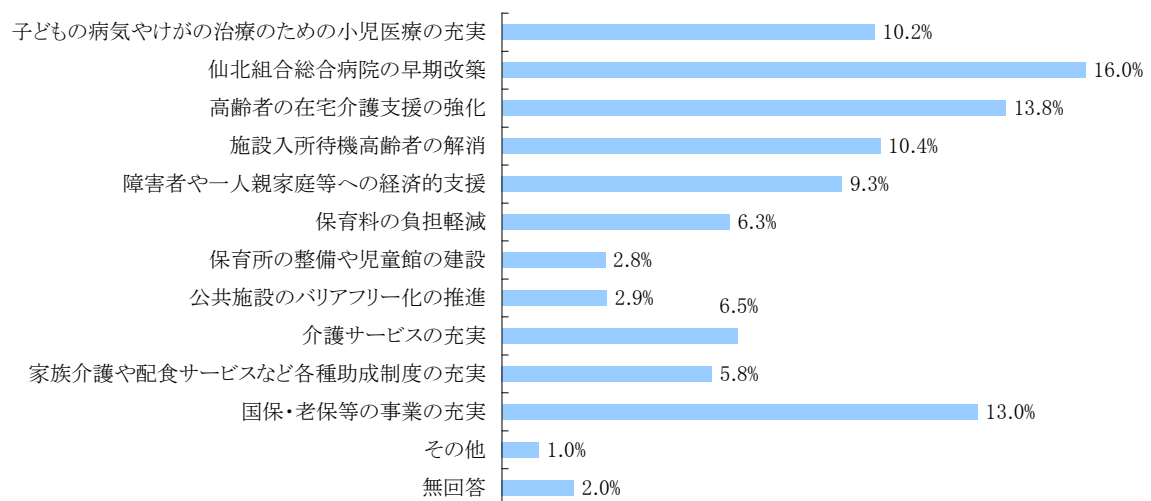
[大仙市の将来望まれるイメージ]

大仙市の将来イメージとして望まれている項目として「福祉や健康が充実したまち」が最も多く選ばれており、次いで「道路や公園など生活基盤が整備されたまち」、「自然と調和したまち」、「レジャーやスポーツ施設が充実したまち」となっている。



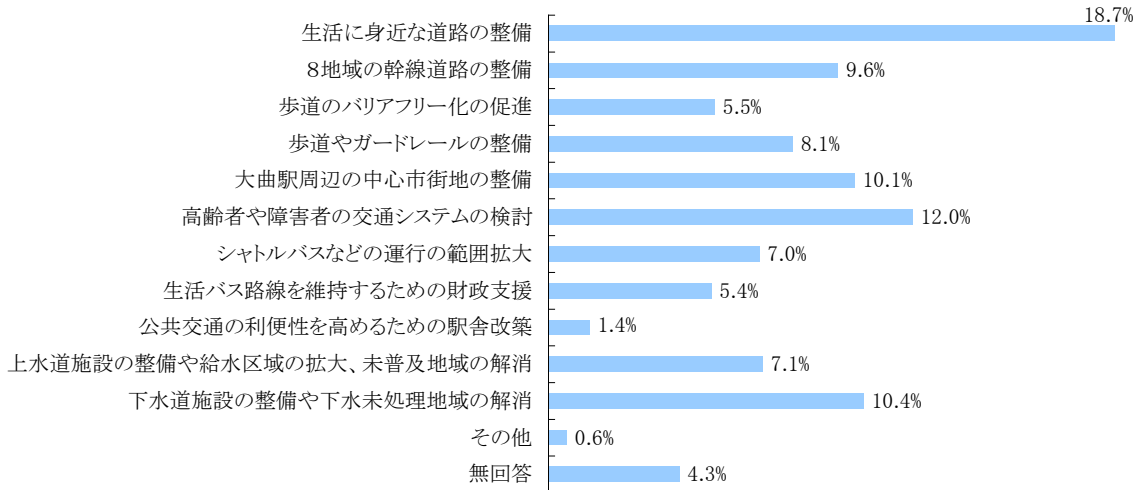
[大人から子どもまで安心して暮らせるまちづくり]

大人から子どもまで安心して暮らせるまちづくりとして望まれている項目として「仙北組合総合病院の早期改築」が最も多く選ばれており、次いで「高齢者の在宅介護支援の強化」、「国保・老保等の事業の充実」、「施設入所待機高齢者の解消」となっている。



[生活の基盤が整ったまちづくり]

生活の基盤が整ったまちづくりとして望まれている項目では「生活に身近な道路の整備」が最も多く選ばれており、次いで「高齢者や障害者の交通システムの検討」、「下水道施設の整備や下水未処理地域の解消」、「秋田新幹線、大曲バイパスを核とした大曲駅周辺の中心市街地の整備」となっている。



以上、市民アンケート市民意識調査から、医療、福祉、健康、交通等の機能が集積している中心市街地の機能充実や整備が求められていることが示されている。

(2) 中心市街地活性化診断・助言事業 生活者アンケート (経済産業省)

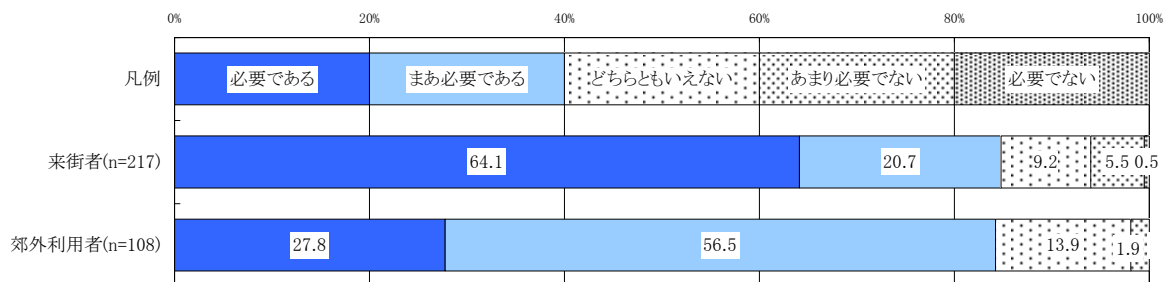
実施目的：中心市街地活性化基本計画策定に際しての基礎的情報の収集

実施年月：平成20年6月

調査対象：中心市街地来街者 217名、郊外施設利用者 108名

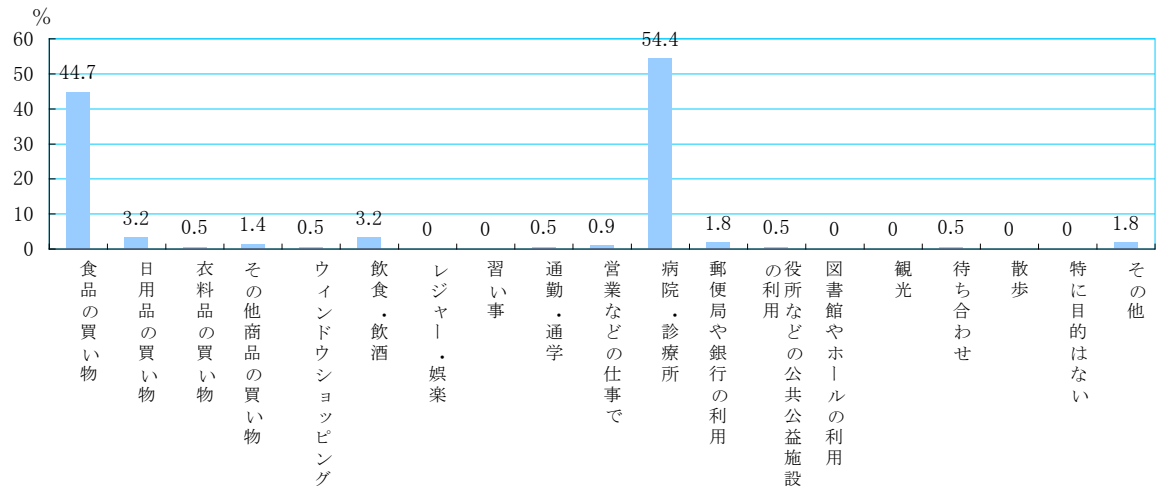
[中心市街地活性化の必要性]

中心市街地活性化の必要性については下表に示すとおり、来街者・郊外施設利用者とも「必要である」と「まあ必要である」を合わせると80%以上を超える高水準となっており、回答者の多くが中心市街地の活性化を強く望んでいる。



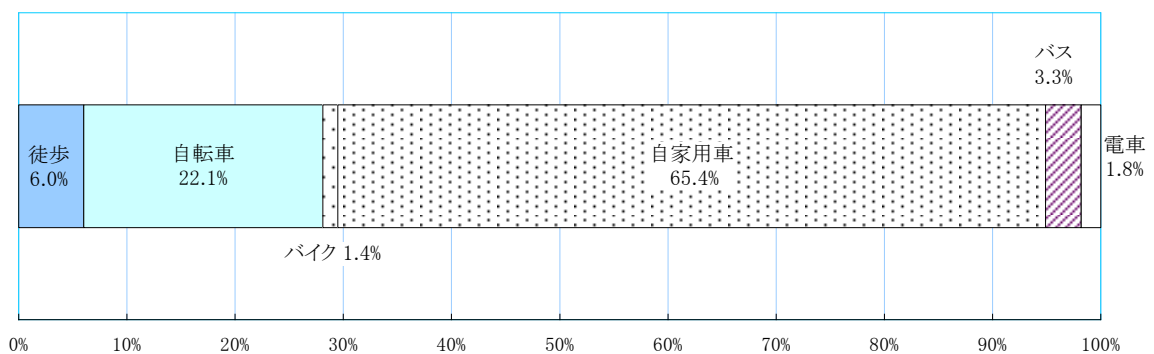
[中心市街地への来街目的]

中心市街地への来街目的で最も多かった項目は下表に示すとおり「病院・診療所への通院」であり、次いで、「食品の買い物」となっている。この2つの項目以外は少なく「日用品の買い物」、「飲食・飲酒」などとなっている。(来街者)



[中心市街地への来街手段]

中心市街地来街者の交通手段割合は下表に示すとおり、「自家用車」が最も多く、以下「自転車」、「徒歩」、「バス」、「電車」、「バイク」と続いている。まちなか回遊につながる「徒歩、自転車」については合わせても 28.1%と比較的少数であった。(来街者)

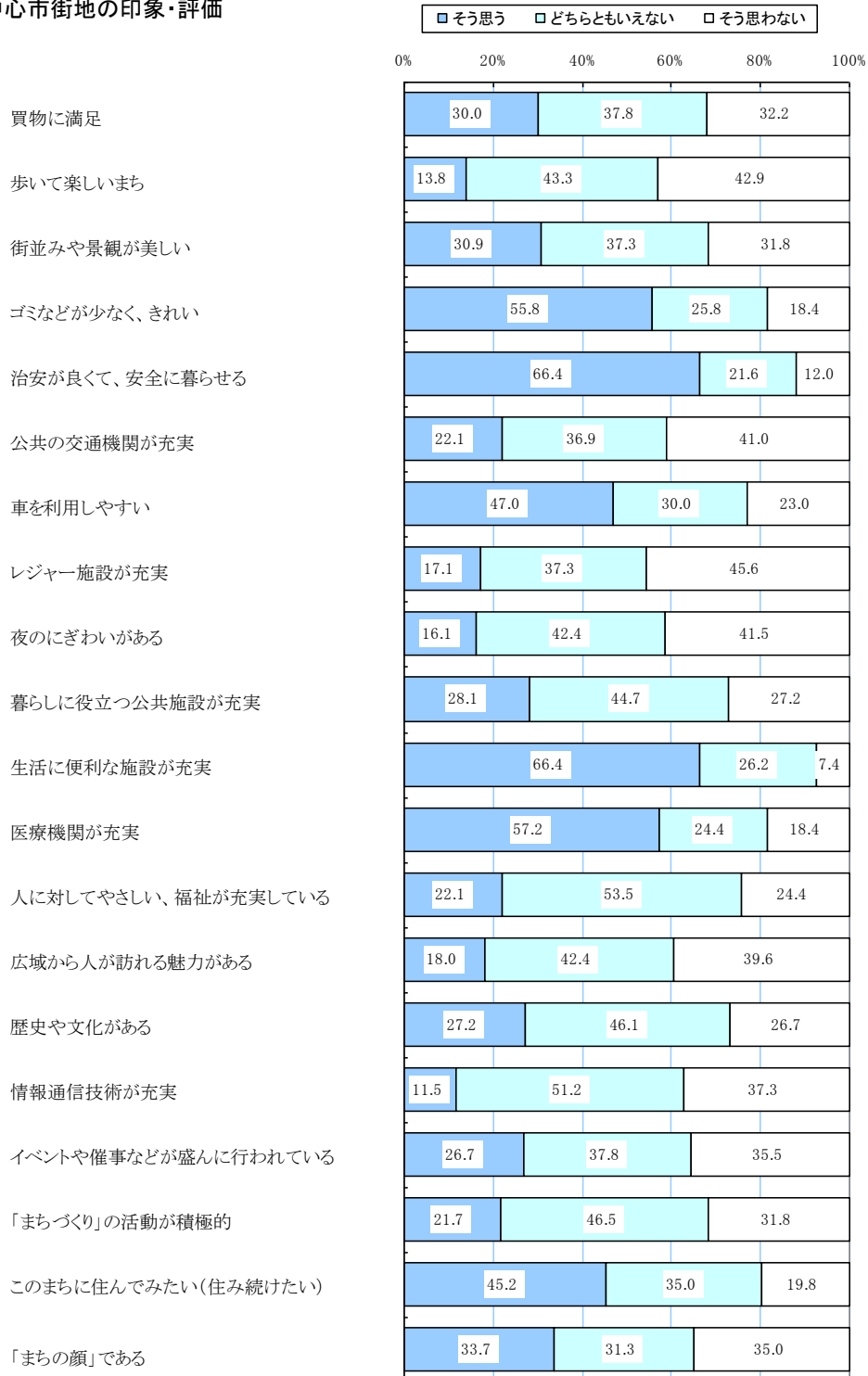


[中心市街地の印象・評価]

中心市街地の印象・評価については下表に示すとおり、「生活に便利な施設が充実している」、「治安が良くて安全に暮らせる」、「医療機関が充実」、「ゴミなどが少なく、きれい」といった項目について「そう思う」という肯定的な回答が 50%以上と多くなっている。

一方、「歩いて楽しいまち」、「レジャー施設が充実」、「夜のにぎわいがある」、「広域から人が訪れる魅力がある」、「情報通信技術が充実」といった項目については肯定的な回答が 20%を下回っている状況である。(来街者)

中心市街地の印象・評価



以上、中心市街地活性化診断・助言事業生活者アンケートから、「中心市街地の活性化」が強く望まれていることが明確となった。

また、中心市街地の印象・評価については、「生活に便利な施設が充実している」等高い評価を得ている項目がある一方、「歩いて楽しいまち」等評価が低くなっている項目もあり、『強み』と『弱み』が浮き彫りとなった。

(3) 中心市街地活性化アンケート（大仙市）

実施目的：中心市街地活性化基本計画策定に係る必要な情報の収集

実施年月：平成 21 年 6 月

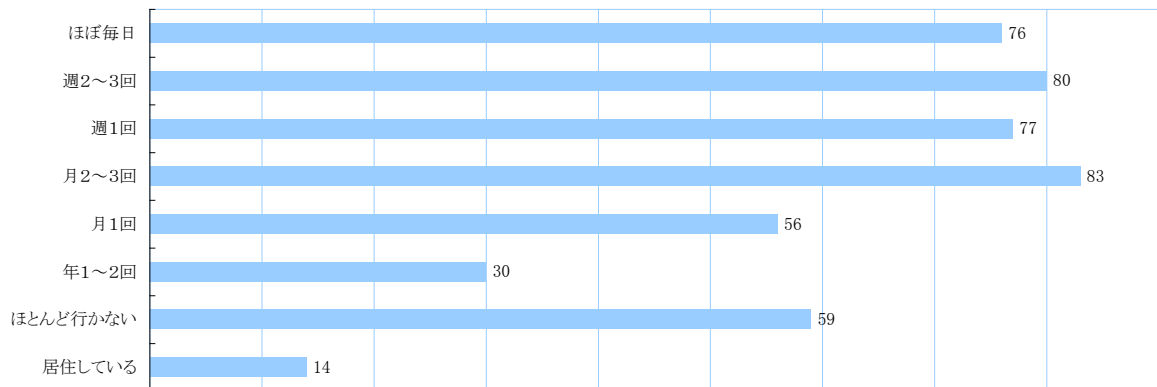
調査対象：大仙市民 1,007 名（有意抽出法（割当法）、福祉施設入所者除く）

回収状況：476 人（47.3%）

[来街頻度]

中心市街地への来街頻度は下表に示すとおり、月 1 回以上の方の合計は 78.3%となっている。一方、「ほとんど行かない」、「年 1～2 回」は 18.7%となっている。（単位：人）

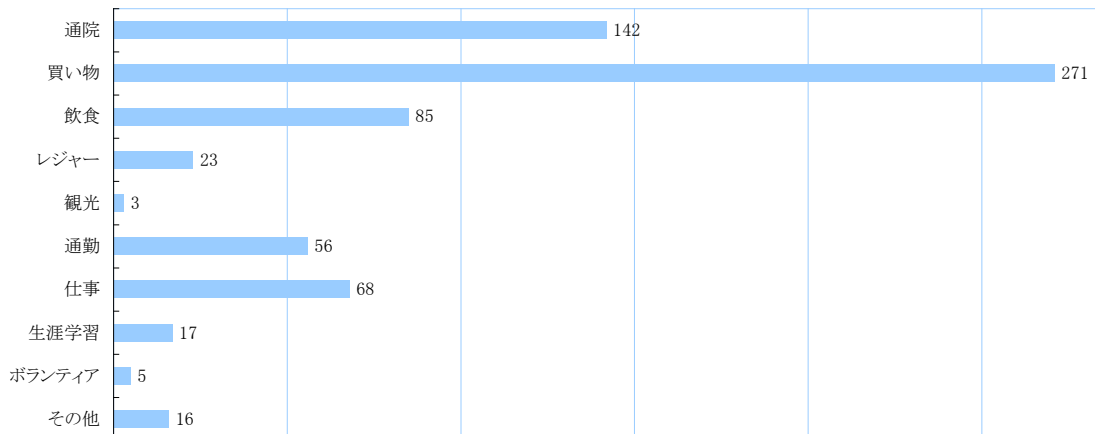
ほぼ毎日	週2～3回	週1回	月2～3回	月1回	年1～2回	ほとんど行かない	居住している	合計
76	80	77	83	56	30	59	14	475
16.0%	16.8%	16.2%	17.5%	11.8%	6.3%	12.4%	3.0%	100.0%



[来街目的]

中心市街地への来街目的は下表に示すとおり、「買い物」39.5%が最も多く、次いで「通院」20.7%、「飲食」12.4%、「仕事」9.9%と続いている。（複数回答）（単位：人）

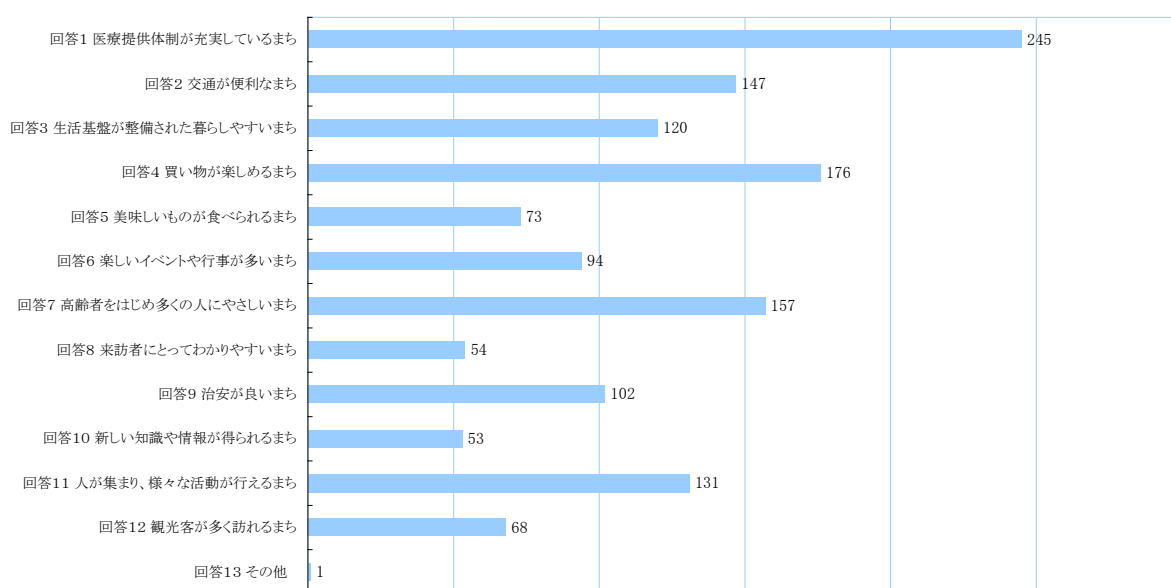
通院	買い物	飲食	レジャー	観光	通勤	仕事	生涯学習	ボランティア	その他	合計
142	271	85	23	3	56	68	17	5	16	686
20.7%	39.5%	12.4%	3.4%	0.4%	8.2%	9.9%	2.5%	0.7%	2.3%	100.0%



[中心市街地のあるべき姿]

中心市街地のあるべき姿については下表に示すとおり、「医療提供体制が充実しているまち」が 17.3%と最も多く、次いで「買い物が楽しめるまち」12.4%、「高齢者をはじめ多くの人にやさしいまち」11.1%、「交通が便利なまち」10.3%、「人が集まり、様々な活動が行えるまち」9.2%と続いている。(複数回答) (単位：人)

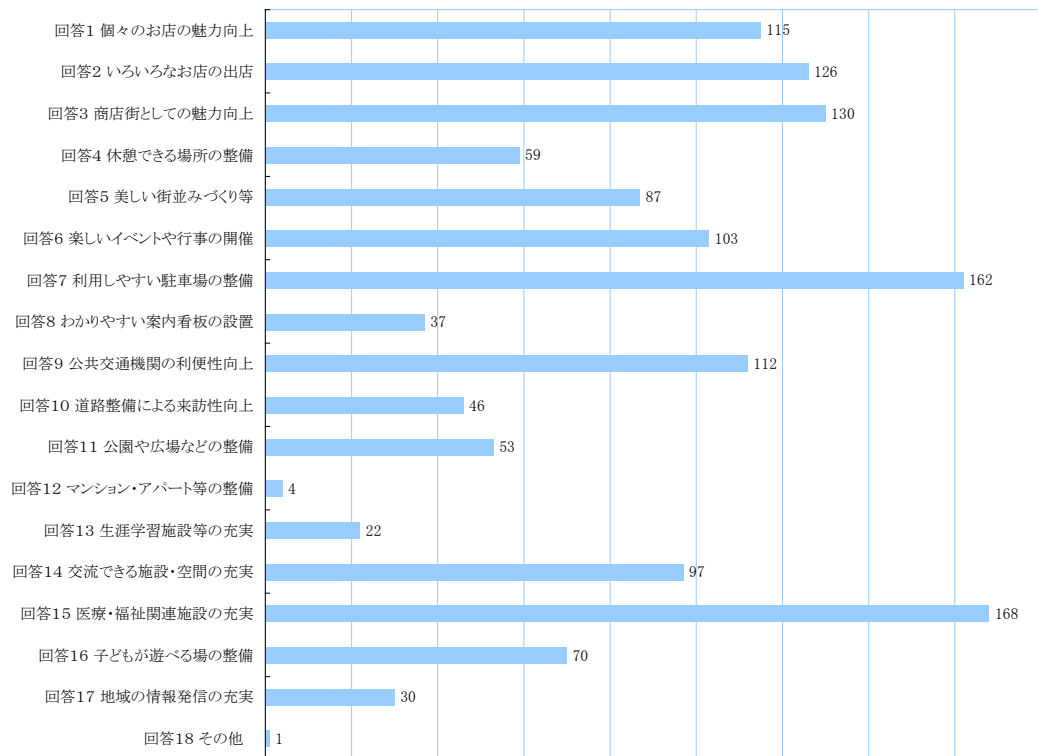
回答1	回答2	回答3	回答4	回答5	回答6	回答7	回答8	回答9	回答10
245	147	120	176	73	94	157	54	102	53
17.3%	10.3%	8.4%	12.4%	5.1%	6.6%	11.1%	3.8%	7.2%	3.7%
回答11	回答12	回答13	合計						
131	68	1	1,421						
9.2%	4.8%	0.1%	100.0%						



[魅力向上のために必要なこと]

中心市街地の魅力向上のために必要なことについては下表に示すとおり、「医療・福祉関連施設の充実」が 11.8%と最も多く、次いで「利用しやすい駐車場の整備」11.4%、「商店街としての魅力向上」9.1%、「いろいろなお店の出店」8.9%、「個々のお店の魅力向上」8.1%と続いている。(複数回答) (単位：人)

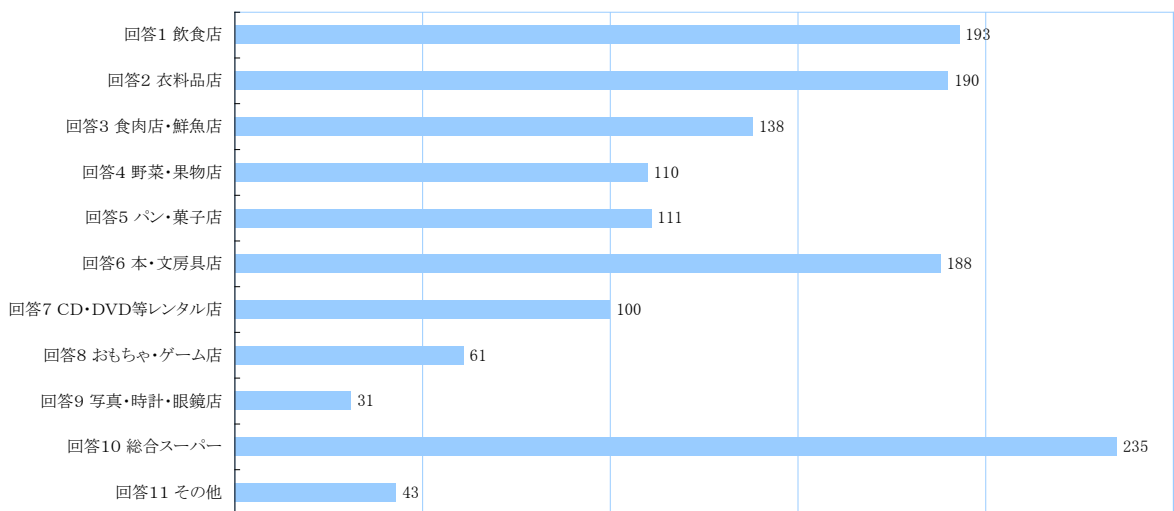
回答1	回答2	回答3	回答4	回答5	回答6	回答7	回答8	回答9	回答10
115	126	130	59	87	103	162	37	112	46
8.1%	8.9%	9.1%	4.2%	6.1%	7.2%	11.4%	2.6%	7.9%	3.2%
回答11	回答12	回答13	回答14	回答15	回答16	回答17	回答18	合計	
53	4	22	97	168	70	30	1	1,422	
3.7%	0.3%	1.6%	6.8%	11.8%	4.9%	2.1%	0.1%	100.0%	



〔商業分野において充実して欲しい業種〕

商業分野において充実して欲しい「業種」については下表に示すとおり、「総合スーパー」が 16.8%と最も多く、次いで「飲食店」13.8%（具体例として「喫茶店」「ファミレス」「ラーメン店」）、「衣料品店」13.6%（具体例として「高齢者向け」「ブランド店」「若者向け」）、「本・文房具店」13.4%と続いている。（単位：人）

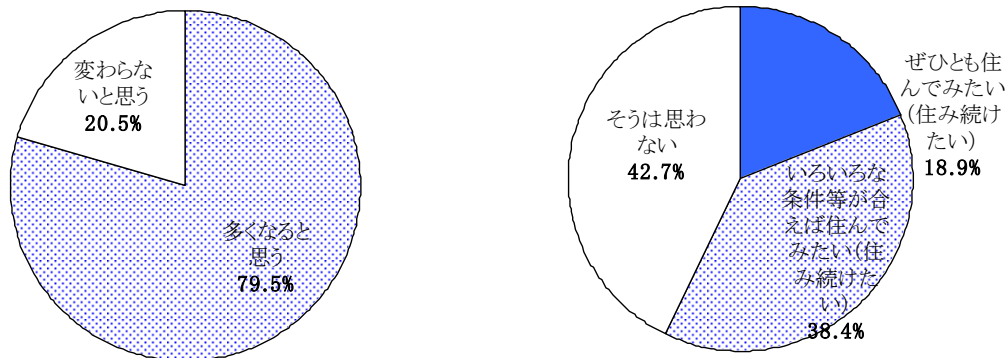
回答1	回答2	回答3	回答4	回答5	回答6	回答7	回答8	回答9	回答10	回答11	合計
193	190	138	110	111	188	100	61	31	235	43	1,400
13.8%	13.6%	9.8%	7.9%	7.9%	13.4%	7.1%	4.4%	2.2%	16.8%	3.1%	100.0%



[まちの魅力向上による来街機会の増加]

中心市街地活性化の取り組みにより、まちの魅力が向上した場合（前述の「魅力向上のために必要なこと」において、選択した項目のうちひとつでも実現した場合）、来街する機会が増加すると回答した方は下表に示すとおり、実に 79.5%に達している。

また、実際に住んでみたいと思う方についても「ぜひとも住んでみたい」「いろいろな条件等が合えば住んでみたい」と合わせて 57.3%となっている。



以上、アンケートから、中心市街地の魅力向上に必要な取り組みとして、特に、医療・福祉・商業・交通機能の向上や人が集まり様々な活動が行える交流機能などの充実が求められていることが明確となった。また、まちの魅力が向上した場合の来街機会については現状より増加するとした回答が多数を占めるとともに、居住意向についても実際に住んでみたいと思う方が半数を超えるなど、中心市街地における来街・居住の潜在的需要が存在することが明らかとなった。

(4) 中心市街地活性化診断・助言事業 意見交換会及び勉強会（経済産業省）

実施目的：中心市街地活性化に取り組む市町村の自主的取り組みを支援
 実施年月：平成 20 年 6 月、9 月、10 月、11 月
 参加者：専門家、商業関係者、まちづくり関係者、農業関係者、大仙市

[中心市街地のあるべき姿]

基本計画の策定にあたり、市民の意見を幅広く取り入れ、合意が得られる計画となるよう、様々な立場の方から意見交換会に参加していただいた。その中で、「中心市街地のあるべき姿」について、参加者から多くの意見を出してもらい次のように集約した。

安全・安心な中心市街地であること	子どもや高齢者を含めた多くの人にとって安全・安心でやさしい環境である／ほっとできる／来街者にとってもやさしい（わかりやすいこと）
便利な中心市街地であること	商業施設、医療機関、公共施設、教育文化施設、金融機関等が集積している／公共交通ネットワークの拠点であり、交通の便が確保され、アクセス性が高い（駐車場含む）
楽しい中心市街地であること	新しい知識、発見、情報を得ることができる／美味しいものが食べられる／他にないものが手に入る／興味を引くイベント・行祭事が行われる／来街者が長く滞留できる／多様な人が集まって、様々な活動を活発に行える／どきどきわくわくできる

[現状の把握]

中心市街地が持つ「強み」や「弱み」、「機会」、「脅威」などのほか、活性化につながる地域資源などについても意見を出してもらい、大仙市の中心市街地の特性を把握するとともに、統計資料等では把握しきれない中心市街地の現状を把握することとした。

強み（他より優位な点）	弱み（他より劣位な点）
<ul style="list-style-type: none"> ○交通結節点である（鉄道、バス、タクシー） ○来訪しやすい、アクセスしやすい ○医療機関及びその関連機関が集積している ○「大曲の花火」ブランドが活用できる ○活性化の核となるペアーレ大仙がある ○NPO団体等の活動拠点である ○区画整理による整然とした街なみ ○夜の飲食街が多い ○住宅地に近い ○昔ながらの店がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○魅力的な店舗が少ない。核店舗がない ○商店・商店街に元気がない ○魅力的な特産品が不足している ○無料駐車場が少なく、わかりにくい ○景観が悪い（電柱、店構え、空き店舗） ○雇用の場（事務所）がない ○一方通行である・回遊性が悪い ○商業的価値に比較して家賃・地代が高い ○飲食店（日中営業）が少ない ○休憩できる場所がない ○大曲駅を降りてからの動線が悪い
機会（追い風となる点）	脅威（逆風となる点）
<ul style="list-style-type: none"> ○近隣に4校の高等学校が存在する ○“食”が豊富である（米・野菜等） ○国道バイパスからのアクセス性が向上した ○都市再生住宅が整備された ○交流センター・公園が整備される ○高速道路IC、秋田空港が程近い ○大規模工業団地整備計画がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○バイパス沿いに建設される郊外型店舗 ○郊外へ住宅地が拡散している ○人口減少、少子高齢化が著しい ○経済低迷により購買意欲が減退している ○滞在型観光地が少ない ○路線バスが廃止基調である

[中心市街地の活性化の取り組み]

前述の「中心市街地のあるべき姿」と「現状」との乖離を問題点として見つめ直し、その乖離を縮める取り組みを参加者から自由な発想で発言してもらい、基本計画に記載する活性化事業の掘り起こしとその発言からそれぞれの立場におけるニーズの把握を行った。

(提案された問題点を解消する取り組み)

・ 商店街の魅力づくり

不足業種の誘致等（飲食、生鮮）／農商が連携した直売所／まちなかフリーマーケット／歩行者天国／路上ビアガーデン／イベント開催／空き店舗対策（新規开店支援）／消費者モニター／美しい景観形成／商店街後継者育成／学校との連携／営業時間見直し／「おもてなしの心」の醸成

- ・ 郊外店にはない個店の魅力づくり
コミュニケーションがあるサービス／一店逸品、100円コーナー／御用聞き、宅配サービス／高齢者にやさしいサービス／ブランド活用商品の本格開発・PR／地域コミュニティと連携／商業者に対する融資の充実
- ・ 商店街のPR
医療機関待合室へチラシの設置／インターネットの活用
- ・ 商店街へのアクセス向上
駐車場等の確保、案内の充実／バス等公共交通機関の利用促進
- ・ その他の取り組み
オフィスの誘致／市役所機能の一部の設置／ミニ図書館の整備／学習スペースの整備／遊び場スペースの設置／交流・憩いの場の設置／居住人口の増加対策／休憩場所（ベンチ等）の設置／安全・安心な環境・イメージづくり／観光拠点づくり／大曲駅からの動線の改善／「中心市街地を元気にする」気持ちの共有

意見交換会からは、中心市街地のあるべき姿について「安全・安心な中心市街地であること」「便利な中心市街地であること」「楽しい中心市街地であること」といった意見が出された。

また、中心市街地が持つ特性として、交通結節点であることや医療関係機関が集積していること、「大曲の花火」ブランドが活用できることなどの『強み』があり、「食」が豊富であることや国道バイパスからのアクセス性が向上したこと、インターチェンジや秋田空港がほど近いことなどの『機会』があることが挙げられた。

一方、商店・商店街に元気がないことや無料駐車場が少ない・分かりにくいこと、休憩できる場所がないことなどの『弱み』があり、郊外型店舗の出店があることや人口減少・少子高齢化が著しいこと、経済低迷・所得減少により購買意欲が減退していること、滞在型観光地が少ないこと、路線バスが廃止基調であることなどの『脅威』があることも挙げられた。

以上、アンケートや意見交換会等からの地域住民ニーズについては、本基本計画における課題や基本方針、目標、施策・事業の設定に係る重要なデータとして位置付けることとした。

[4] 旧中心市街地活性化基本計画の検証

(1) 旧法に基づく中心市街地活性化基本計画における取り組み内容

1) 基本計画策定の背景と目的

旧大曲市は秋田県南部、仙北平野の中央部に位置し、有利な交通条件を背景に広大な商圏を擁し、古くから発展を続けてきたが、近年、郊外部や周辺都市で大型店の立地が相次ぎ、また、車社会への対応の遅れ等から、中心市街地の空洞化が進み、広域商業拠点としての優位性が揺らいでいた。

このような中、今後も中心市街地が広域商業拠点としての役割を維持強化していくための方策について検討を行い、平成11年3月、旧法に基づく「大曲市中心市街地再活性化基本計画」を策定した。

2) 中心市街地の位置及び区域の設定

区域は、都市機能の集積、商業機能の集積、広域発展に寄与等の観点から、一体性があり、集中的・効果的な取り組みが可能な範囲とすることとし、JR大曲駅から延びるサンロード商店街（現花火通り商店街）を含む商業地域を設定した。（約17.2ha）

3) 中心市街地の方針と目標の設定

基本テーマである「高齢者、子供、学生を積極的に受け入れる街づくり」「統一されたコンセプトによる街づくり」「人の集まる魅力的な街づくり」に基づき、以下の基本方針を設定した。

- | | |
|----------------|---------------|
| 1. 人にやさしい街づくり | 4. きれいな街づくり |
| 2. 楽しさあふれる街づくり | 5. 気軽に集える街づくり |
| 3. ふれあいの街づくり | 6. 情報発信する街づくり |

目標については、この基本方針に基づき次のとおり設定した。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・個性を活かした街づくりの推進・交流人口の拡大・アメニティの高い商店街の整備・環境にやさしい街づくり・美しい街並みの形成・居住人口の回復・災害に強い街づくりの推進・市民・企業・商工会議所・行政の連携による街づくりの推進 |
|--|

4) 推進体制及び推進方法

中心市街地の活性化に資する事業を一体的に推進するため、商店街関係者をはじめ、大曲商工会議所、TMO、市が連絡調整を行いながら推進する体制づくりを行うこととしていた。

(2) 旧基本計画に基づく中心市街地活性化の取り組みの評価

1) 事業の実施状況

14 事業中 6 事業が完了又は実施中であり、実施率は 42.8%となっている。

no	事業名称	主な事業内容	事業着手年度	実施主体	実施状況	未実施の理由
1	サンロード商店街整備事業	シンボルキャラクター制作事業	H16	(株)TMO大曲	実施中	
2	商店街パティオ（ハード）事業	—	—	—	未実施	コンセンサス不足等
3	住宅整備事業	—	—	—	未実施	コンセンサス不足等
4	テナントミックス事業	にぎわいのある商店街形成事業	H15	大仙市 (旧大曲市)	完了	
5	テナントミックス事業	商店街活性化物産振興事業	H16	大仙市大曲観光物産協会	完了	
6	テナントミックス事業	中心市街地活性化施設運営事業	H17	(株)TMO大曲	実施中	
7	商店街パティオ（ソフト）事業	—	—	—	未実施	コンセンサス不足等
8	商業施設整備と駐車場整備の検討	—	—	—	未実施	コンセンサス不足等
9	タウンマネージャーの養成研修等	—	—	—	未実施	コンセンサス不足等
10	中心市街地ソフト支援事業	—	—	—	未実施	コンセンサス不足等
11	産業支援施設等整備事業	—	—	—	未実施	コンセンサス不足等
12	公共交通機関利用者の利便増進事業	市内循環バス試験運行事業	H12	大仙市 (旧大曲市)	完了	
13	公共交通機関利用者の利便増進事業	市内循環バス運行事業	H13	大仙市 (旧大曲市)	実施中	
14	電気通信の高度化事業	—	—	—	未実施	コンセンサス不足等

※未実施の 8 事業については、事業実施にあたり関係者間の合意形成が図られず、結果として実施できなかったものである。

2) 実施事業と効果の検証

no	事業名称	効果
1	サンロード商店街整備事業	花火をモチーフにしたキャラクターの積極的な活用により、大仙市及び商店街のイメージ向上につながっている。
4	テナントミックス事業	新規開店意欲のある起業者の育成を図るとともに新たな取り組みとして商店街への注目が集まったが、継続的にぎわいの回復までには至らなかった。
5	テナントミックス事業	商業と農業の枠を越えた取り組みにより、商店街への注目が集まったが、継続的にぎわいの回復までには至らなかった。
6	テナントミックス事業	市民交流スペース等の設置により、中心市街地における交流機能の向上につながっている。
12	公共交通機関利用者の利便増進事業	中心市街地の活性化を図るコミュニティバスの本格運行につながった。
13	公共交通機関利用者の利便増進事業	中心市街地の活性化を目的としたコミュニティバスである「大仙市循環バス」を運行し、中心市街地への移動利便性を高めている。

3) 旧基本計画の評価

計画の内容	<ul style="list-style-type: none"> 達成すべき活性化像が抽象的である上、数値目標の設定がなく、成果を把握することが困難であった。また、目標年度の設定がされておらず達成状況を把握できなかった。 区域の設定が17.2haと非常にコンパクトであり、集中的な事業展開を見込んでいたが、結果として事業実施場所の確保等の問題から狭すぎ、円滑な事業展開にはある程度の広がりを持った区域設定が必要であった。
事業の進捗	<ul style="list-style-type: none"> テナントミックス事業やコミュニティバスの運行などを実施したものの、結果として継続的にぎわいの回復までには至らず、中心市街地の衰退に歯止めがかからなかった。 コンセンサス不足や事業実施体制が曖昧であったため、予定していた事業の多くが未実施となった。 TMOの設立時期が遅延したため、事業実施にも遅れが生じってしまった。
推進体制	<ul style="list-style-type: none"> 計画進捗状況の管理や事業実施への支援を行うフォローアップシステムが欠けていたため、結果としてコンセンサス不足等による未実施事業が発生した。
総括	<ul style="list-style-type: none"> 本計画の策定にあたり、目指すべき活性化の基本方針を明確化するとともに、数値目標を設定し、目標達成をフォローアップする仕組みが必要である。 本計画の策定にあたり、活性化すべき区域を明確化した上で、確実な事業成果が見込める一定の広がりを持ったエリア設定とすることが必要である。 本計画の策定にあたり、実施する事業は活性化に真に必要な事業に特化する必要がある。

[5] まちづくりの上位計画・関連計画

(1) 大仙市総合計画

大仙市総合計画では、将来都市像として「人が活き 人が集う 夢のある田園交流都市」を掲げ、既存の都市機能に加え、自然環境・田園との調和を図りながら、安らぎと居住性、快適性の高い都市空間の創出に努め、人が活き・集うような魅力ある地域、安心して暮らせる地域の創造を目指している。

地域の特色・独自性を活かしつつ、本市の一体性を早期に確立し、生活・文化の根源である農業を大切にしながらも、産業振興と雇用の創出による交流人口の拡大を促進し、夢のある田園交流都市を創造するための3つの基本理念を掲げるとともに、将来都市像の実現に向けた6つの施策の柱を設定し、まちづくりを進めることとしている。

大仙市総合計画 (平成18年3月策定 計画期間 平成18～27年度)

基本構想

将来都市像	『人が活き 人が集う 夢のある田園交流都市』
基本理念	○ 人が活き 地域が輝くまち ○ 人が集い 地域が躍動するまち ○ ともに支え合い 笑顔と豊かな心に出会うまち
施策の柱	1. 安心して健やかに暮らせるまちづくり 2. 未来を創り心豊かな人を育むまちづくり 3. 生き活きと希望を持って活躍できるまちづくり 4. 生活の基盤が整ったまちづくり 5. 環境と調和し快適で安全に暮らせるまちづくり 6. 仲間とふれあいともに活躍できるまちづくり

施策の柱である「安心して健やかに暮らせるまちづくり」では、すべての市民が安心して健やかに暮らすことができるよう、福祉の充実した住み良いまちづくりを目指し、健康づくりに取り組める環境を整備するとともに健康増進や介護予防に重点を置いた施策を展開することとしており、保健・医療の充実として安心して医療を受けることができる体制の整備に努めるとしている。また、「生活の基盤が整ったまちづくり」では、既存市街地を中心とした快適でゆとりある市街地の形成を図るとし、「仲間とふれあいともに活躍できるまちづくり」では、地域に住む一人ひとりがふれあい、助け合い、ともに高め合うことで活力ある地域をつくることとしており、人の交流と活動の促進により活力あるまちづくりを図るとしている。さらに、都市機能構想では、既成市街地エリアの土地利用の方向性として「駅周辺や総合支所等重要施設が集積した既成市街地エリアについては、区画整理・中心市街地活性化や道路・下水道・広場・公園等の整備による良好な市街地の形成および居住環境の改善を進め、空洞化や無秩序な市街地の拡散を防いでいきます。」と言及、集約型都市構造の実現に向けた方向性を示している。

(2) 大仙市都市計画マスタープラン

大仙市都市計画マスタープランでは、都市づくりの基本理念として『地域の特性や資源

を活かした連携と協働による一体的な都市づくり』を掲げ、市街地の低密度な拡散を回避し、持続的な都市運営を実現するため、機能集約を図るべき「拠点」を明確にするとともに、「軸」によるネットワークの形成を図り、機能集約型都市構造への転換につながる計画的な都市づくりを推進することとしている。

大仙市都市計画マスタープラン（平成21年7月策定 計画期間 平成21～42年度）

都市づくりの方向性

- ① 市町村合併を契機とした一体的な都市づくり
8地域の個性を大切にしながら、一つの都市としてまとまりがあり、相互に連携できるような都市の形成をめざします。
都市拠点（中心市街地）と地域副次拠点の形成・連携／幹線道路ネットワークの構築／市街地と農村との連携を考慮した都市基盤の構築／周辺都市を含めた広域連携による効率的な都市運営
- ② 新たな時代に対応した持続可能な都市づくり
身近な暮らしの充実など、市民が永続的に暮らしやすく、かつ、これからの時代に応じた効率的な都市づくりをめざします。
無秩序な市街地拡大の抑制と長期的視点に立った計画的な土地利用／時代の要請に応じた市街地の再生／生活利便性の向上や交流機会の増大に資する真に必要な都市施設の整備／優先順位の高いものから着手する計画的な都市計画施策の展開
- ③ 資源を活かした都市づくり
本市の豊かな地域資源を活かし、また磨きつなげていくことで、個性ある都市づくりと交流人口の拡大をめざします。
市民が地域に愛着をもてるような地域資源の発掘・保全・活用・再生／地域資源を活用した観光振興等、交流人口拡大を支援する都市基盤の整備
- ④ 市民との協働による都市づくり
都市計画やまちづくり活動に関する課題抽出や計画立案の段階から市民や事業者等が参画できる仕組みの構築をめざします。
まちづくり活動・組織の発掘と交流・連携／市民が主体となったまちづくり活動の実践に向けた行政支援の充実／都市計画に関する市民の意識啓発

土地利用の方針

- ①豊かな自然環境と田園環境の保全／②拠点の形成／③幹線道路沿道における広域商業エリアの設定／④公共公益施設等の立地要件の明確化／⑤産業拠点としての工業団地の拡充と有効活用／⑥風土に合った歴史・景観資源の保全と活用

地域別構想（中心部）

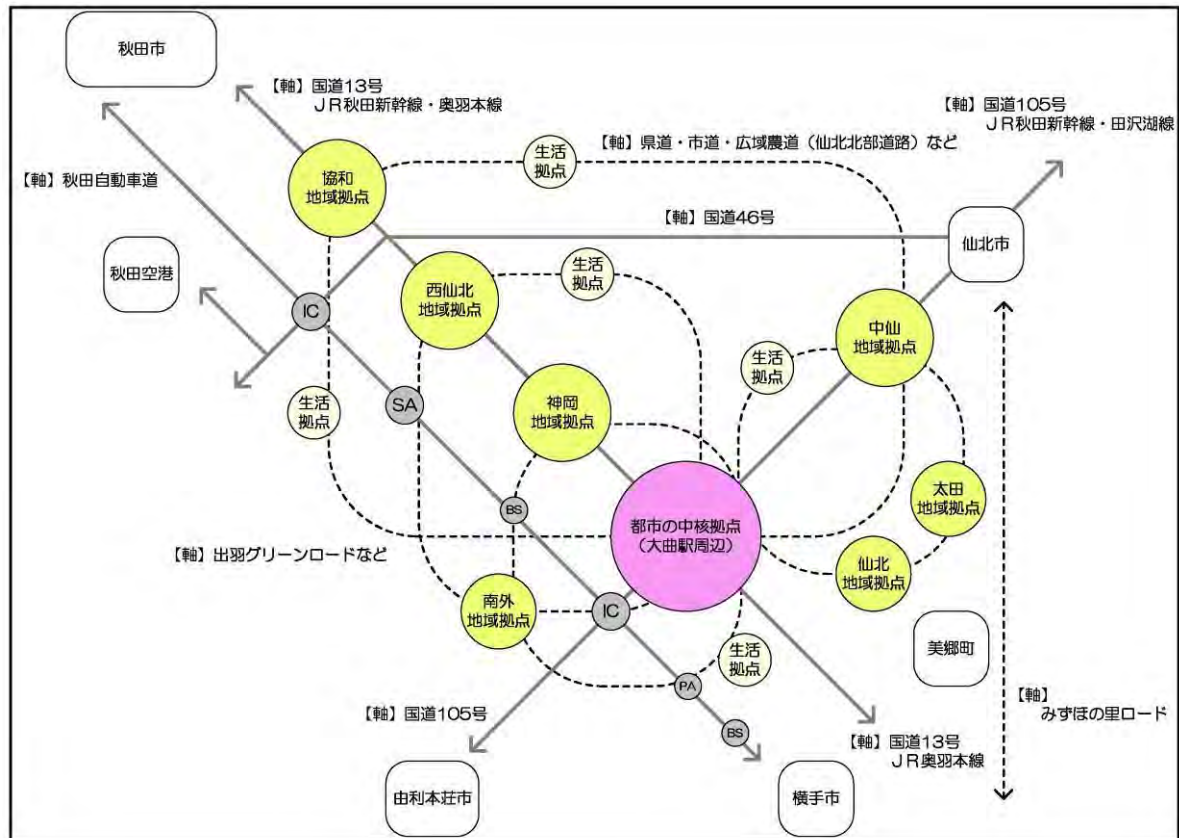
[都市づくりの基本方針]

- ①大曲駅西地区の中心市街地の再生／②大曲駅東地区の新たな市街地形成

1) 「拠点」の設定

「拠点」については、「中核拠点」「地域拠点」「生活拠点」を設定、重点的な都市基盤整備を進めることとしている。特に都市機能が集積し、交通結節点でもある中心市街

地については、本市の「中核拠点」として位置付け、活力ある経済、交流等の市民活動の拠点として再生するとともに、市民等が交流しにぎわいのあるまちづくりを進めていくため、交流拠点機能の強化に努めるとしている。また、駅西地区については、自動車に過度に依存することなく、商業・医療・福祉・居住等の機能がまとまりよく配置され、楽しく日常の生活ができ、歩いて暮らせる「生活街」として再生を図ることとしている。



[中核拠点]

- 都市機能が集積し、交通結節点でもある大曲駅周辺を都市の「中核拠点」と位置付け、活力ある経済、交流等の市民活動の拠点とする。
- 駅西地区・駅東地区を含めた新たな本市の中心市街地を設定する。
- 観光や買い物等で訪れる来訪者を迎える本市の玄関口として、魅力的な街並み景観など「都市の顔」を形成することとする。
- 都市の玄関口であり、かつ都市の中核拠点として、市内各地域への往来のしやすさを向上するため、駅周辺における駐車場の確保や公共交通の再編、冬期の歩きやすさ向上など、交通結節点機能の強化に努める。
- 市民等が交流し、にぎわいのあるまちづくりを進めていくため、交流拠点機能強化のための市街地整備に努める。
- 従来の中心市街地である駅西地区は、自動車に過度に依存することなく、住宅、商店街、医療福祉施設、学校などがまとまりよく配置され、楽しく日常の生活ができ歩いて暮らせる「生活街」として再生を図るものとする。

[地域拠点]

- 地域の中心である総合支所や駅周辺に「地域拠点」を形成する。具体的には神岡総合支所周辺、刈和野駅周辺（西仙北地域）、中仙総合支所及び羽後長野駅周辺、羽後境駅周辺（協和地域）、南外総合支所周辺、仙北総合支所周辺、太田総合支所周辺を「地域拠点」と位置付ける。
- 「地域の顔」として、行政機能や交通結節機能をはじめ、文化教育、医療・福祉、商業（主に日用品）等の機能を維持、強化することとする。

[生活拠点]

- 公民館や小学校等の身近な市民生活を支える都市機能が集積している地区を「生活拠点」と位置付け、生活道路の整備や除雪、公共交通の確保など、地区特性に応じた都市基盤整備等を進めることとする。
- 防災や子育て、高齢者福祉等、地区単位で取り組むまちづくり活動の拠点とする。

	中核拠点	地域拠点	生活拠点
概要	大仙市の中核として、活力ある経済、交流等の市民活動の拠点	日常生活に必要な都市機能を集約した各地域の拠点	日常生活に密着したコミュニティ拠点
場所	大曲駅周辺 (駅西地区・駅東地区)	各地域の総合支所周辺等の都市機能集積地区	身近な市民生活を支える都市機能集積地区
利用対象	全ての市民	主に地域住民	主に地区住民
主な施設	市役所・中央公民館	総合支所・公民館等	公民館等
	大規模商店街・大型店 (買回品の買い物)	中規模商店・スーパーマーケット(日用品の買い物)	小規模商店 (雑貨・生鮮等)
	二次医療・福祉拠点	主に一次医療・福祉施設	一次医療
	高等学校	中学校	小学校・子育て支援施設
	鉄道駅・バスターミナル	鉄道駅・バス停	バス停
	事業所(大規模)	事業所(中規模)	事業所(小規模)

※ 中核拠点は、地域拠点及び生活拠点の機能を包括します。

※ 地域拠点は、生活拠点の機能を包括します。

2) 地域別構想（大曲地域）における位置付け

地域別構想（大曲地域）では、「地域の将来像」の中で、大曲駅周辺を中核拠点として様々な都市機能の集積を目指すこととしており、仙北組合総合病院等を医療拠点として位置付け、健康増進や福祉活動に対する機能の強化を図ることとしている。また、「都市づくりの基本方針」では、従来の中心市街地である「大曲駅西地区」については、現行の「商店街」から商業・医療・福祉・居住機能等が共存する「生活街」へと機能転換を図り、既存商店街の魅力づくりや交通結節点機能の強化を図るとともに、冬期を含め安心して歩いて暮らせるまちづくりを行うとしている。駅東線の整備により国道13号との結節機能が強化された「大曲駅東地区」については、本市の玄関口として、都市基盤の機能を強化するとともに、新たな住宅地を供給することで、多世代が住みやすい住環境を形成するなど、魅力の向上に努めるとしている。

「都市づくりの施策」では、中心市街地を「生活街」として再生していくため、あるべ

き姿や具体的な施策を示す「中心市街地活性化基本計画」を策定することとしており、都市施設に関する施策として、鉄道やバスターミナルを起点とする路線バス、循環バス、乗合タクシーなどの公共交通の利便性向上や大曲駅周辺における交通結節拠点機能の強化を図るための駐車場確保等について検討することとしている。

また、まちと暮らしに関する施策としては、本市基本構想に掲げる「人が生き地域が輝くまち」を目指し、市民との協働のまちづくりをさらに推進させるため、これまでの市民や各種団体によるまちづくりの素地を活かし、これらを横断的に連携していけるような仕組みづくりを検討することとしている。

旧中心市街地活性化区域と新たな中心市街地活性化区域



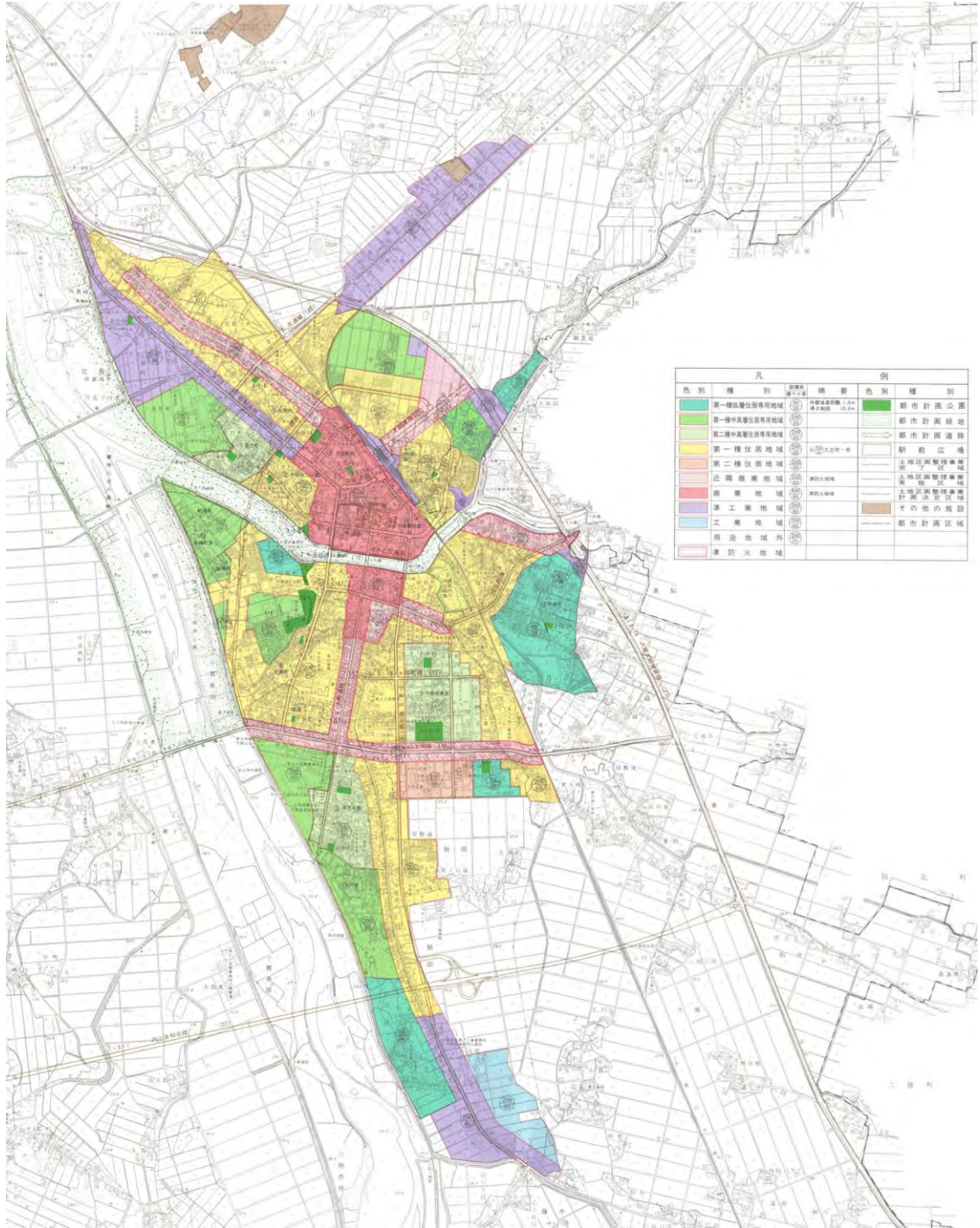
3) 都市計画用途地域

中心市街地における都市計画用途地域については、商業地域及び第1種居住地域、近隣商業地域に位置付けられており、鉄道周辺の一部が準工業地域となっている。

また、中心市街地活性化区域は、大曲駅前第二地区土地区画整理事業区域、大曲駅周辺

地区都市再生整備計画（平成18年3月策定 計画期間平成18～22年度）区域を包含しており、同都市再生整備計画では「駅東西のバランスのとれたまちづくりによる中心市街地のにぎわい再生と魅力の向上」を目標に掲げ、魅力ある街並み形成、都市基盤施設の整備、交通結節機能の強化を目指し、現在事業を進めている。

大仙市大曲地域都市計画図



[6] 中心市街地活性化の課題の整理

中心市街地の現状や地域住民のニーズ、旧基本計画の評価、まちづくりの上位計画・関連計画などから、中心市街地の活性化に向けた課題を次のとおり整理する。

(1) まちの求心力の低下（利便性の高いまちとしての魅力低下）

- 中心市街地の強みのひとつである医療機能について、中心的な役割を果たす総合病院の老朽化等が顕在化、医療機能全体としての相対的な優位性が低下している。
- 今後の少子高齢社会の進展の中、市民からは医療、福祉、健康機能が充実したまちが望まれているが、このニーズに応えられる機能が十分充実しているとは言えない状況にある。
- 市民アンケート結果では買い物が楽しめ、歩いて楽しいまちが望まれているが、自家用車利用の増加や郊外型大規模商業施設の立地が進んだこと、中心市街地における大規模小売店舗の閉店や時代に合った魅力的な商業集積とはなっていないことなどまちなかの商業機能全体の衰退が顕著となっている。
- こうした要素があいまって、まちなかにおける歩行者が大幅に減少し、かつての求心力が失われていることから、このような状況を打破し、再び人々が集う場として再生していくことが大きな課題となっている。

(2) まちなかの活力の低下

- 本市の中心市街地は、都市計画マスタープランに示すとおり、市域の中核拠点と位置付け、「交通結節機能や交流機能など、集積する都市機能の強化・再生を図る」こととしている。まちなかにおける交流機能の充実についてはこの方針に基づいたものであり、まちの求心力の向上とともに活性化の重要な要素となっている。
- 中心市街地を活性化させるためには、人の交流と活動こそが源泉であるという認識のもと、交流施設として空き店舗を活用した「花火庵」や健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」を整備し、まちなかのにぎわい創出に一定の役割を果たしてきたが、これら交流施設の利用者が年々減少、施設での活動自体も停滞しつつある。
- こうした交流機能の停滞は、自家用車による移動の増加や地域コミュニティの弱体化といった市民ニーズの多様化、ライフスタイルの変化などによるものと考えられるが、来街者の減少とあいまって、まちなかの活力の低下に拍車をかけるといった懸念が生じている。
- 魅力あるまちづくり、活力あるまちづくりには、観光による交流人口の増加もさることながら、一過性のにぎわいではない、日常における市民によるにぎわい創出が重要であることから、通院・買い物等で来街した方がまちなかで楽しく滞留・回遊できる仕組みづくりやまちの活力を創出する新たな交流・活動機会の創出が大きな課題となっている。

[7] 中心市街地活性化の基本方針

(1) 基本コンセプト

本市の中心市街地は、人々の暮らしに関わる医療、福祉、商業、交通などの都市機能が集積し、経済的・都市的活動の中心的な役割を果たしてきた。その中心市街地の衰退は、中心市街地のみならず大仙市全体の発展に影響を及ぼすものと考えられ、今後とも本市の中心として機能させていく必要があることから、高齢者をはじめ多くの市民にとって“安心”と“潤い”が感じられる活力ある中心市街地の形成を念頭に、本市の将来都市像に即したコンセプトを次のとおり定め、活性化の実現を目指すこととする。

基本コンセプト： 『 人が集い 輝き続ける まちの拠点づくり 』

～ 安心・潤い・活力ある中心市街地の形成に向けて ～

(2) 中心市街地活性化の基本方針

中心市街地活性化に係るニーズ分析結果やまちづくりの上位計画・関連計画、課題、基本コンセプト等を踏まえ、中心市街地活性化の基本方針を次のとおり設定する。

基本方針1 人々の暮らしに必要な施設と機能の集約・強化による求心力の再生

中心市街地の「強み」である医療機能の強化や新たな福祉・健康機能の集約、商業機能の充実により、人々の暮らしに必要な都市機能を構築し、求心力の再生を図ることとする。

- 中心市街地における医療機能の中心的役割を担う仙北組合総合病院について、まちなかでの新病院整備を行うことでさらなる医療機能の強化を図り、市民が今後とも安心して暮らせる中心市街地を形成する。
- 今後の少子高齢社会の進展を見据えつつ、まちなかに医療施設と連携した福祉・健康施設を集約・整備し、福祉・健康機能の充実を図る。
- まちなかの空き店舗活用や新たな商業施設の整備等によって市民ニーズに対応した魅力的な商業機能の構築を推進する。

基本方針2 新たな取り組みによる人々の交流・活動の促進

中心市街地において人々の交流・活動を促進させるための交流機能の強化につながる取り組みを行い、まちのにぎわいと活力の創出を図ることとする。

- まちなか交流施設の利用者が年々減少、活動自体も停滞し、中心市街地の活性化に必要なまちの活力の衰退が懸念される状況を踏まえ、新たな交流施設の整備により、市民の交流・活動の機会を創出し、まちの活力とにぎわいの創出を図る。
- 市民ニーズの多様化やライフスタイルの変化を十分踏まえつつ、既存のまちなか交流施設を活用した、多くの人が交流・活動できる新たな事業の展開を図る。

2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 中心市街地の位置

位置設定の考え方

本地域は、秋田県南部、仙北平野の中央部に位置し、有利な交通条件を背景に広い商圏を擁し、古くから県南内陸部の中核的商業拠点として市街地の形成がなされてきた。

近年、車社会への対応の遅れ等により、広域商業拠点としての優位性が揺らいでいるものの、医療、福祉、交通、商業・業務、教養・文化、居住等といった都市機能が集積されており、本市における中核拠点としての役割を果たしていることから、本基本計画における中心市街地として設定する。

(位置図)



[2] 中心市街地の区域

区域設定の考え方

(1) 区域設定の考え方

中心市街地の区域は、以下の観点に基づき設定するものとする。

1) 都市計画との調和

都市計画マスタープランでは、中心市街地を駅西地区と駅東地区を一体的に捉え、駅西地区については商業・医療・福祉・居住等の機能が共存する「生活街」への機能転換や交通結節機能の強化、駅東地区については本市の新たな玄関口として、都市基盤の機能強化や多世代が住みやすい住環境の形成等を図り、それぞれの魅力・機能の向上と連携強化により中心市街地の再構築・活性化に努めることとしており、中心市街地の区域についてはこの方針に基づいた設定とする。また、その設定にあたっては都市計画上の土地利用計画との整合性が必要であることから、駅西地区については商業系、駅東地区については住居系を中心とした用途地域をベースとする。

2) 都市機能の増進と経済活力の向上

旧計画では、駅西側の商業集積地を対象に活性化に取り組んできたが、都市機能の増進と経済活力の向上を総合的かつ一体的に進める観点から、商業機能だけではなく医療・福祉・交通・居住といった多様な機能が集積し、かつ、確実な事業成果が見込める一定の広がりを持った区域を中心市街地の区域とする。

3) 関連事業等との整合

大曲駅周辺では、大曲駅前第二地区土地地区画整理事業を実施しており、公共施設の整備改善による交通の円滑化、歩行者の安全確保、住宅利用の増進などにより、中心市街地及び地域全体の活性化を図ることとしている。また、併せて実施している「都市再生整備計画」関連事業についても、駅東西のバランスのとれたまちづくりによる中心市街地のにぎわい再生と魅力の向上を目指し、「中心市街地のにぎわい再生と環境整備」「住環境の向上による定住化促進」「交通結節機能の強化」に関する取り組みを展開している。区域設定においてはこれらの関連事業との整合が図られる区域とする。



(区域図)

(2) 区域の範囲及び面積

区域は、北側は国道13号、東側は都市計画道路飯田線・窪堰川・丸子川、西側は都市計画道路花園線、南側は須和町上大町線等で囲まれた約120haの区域とする。

[3] 中心市街地要件に適合していることの説明

区域設定の考え方																					
<p>第1号要件</p> <p>当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商業・サービス・医療等が集積している 当該市街地には、商業・サービス、医療、金融などの関連事業所が集積しており、市全体の約15%を占めている。特に、病院・診療所等の医療機関や銀行・信用金庫等の金融機関については、市全体の4分の1を超えるシェアとなっており、本市における商業・サービス等の中心としての機能を果たしている。 ○ 公共交通機関が集積している 当該市街地には、秋田新幹線・奥羽本線・田沢湖線が結節するJR大曲駅や本市バス交通網の拠点である大曲バスターミナルが立地しており、本市の交通の要衝としての機能を有している。 ○ 公共公益施設が集積している 当該市街地には、前述の各種医療機関や金融機関のほか、市の生涯学習・健康増進の中核拠点であるペアーレ大仙、観光情報センター、中心市街地活性化の核施設のひとつとして空き店舗を活用して設置されているにぎわい創出施設、地域子育て支援拠点施設、産業展示館、郵便局などの公共公益施設が集積されている。 ○ 歴史的に中心的な位置付けにある 当該市街地は、秋田県南部、仙北平野の中央部に位置し、有利な交通条件を背景に広い商圈を擁し、古くから県南内陸部の中核的商業拠点として市街地が形成されてきており、歴史的にも市の中心的な位置付けがされている。 <p>以上のおり、当該市街地は、医療・福祉・商業・交通などの様々な都市機能の集積があり、本市の経済的、社会的に中心的な役割を果たしている区域である。</p>																				
<p>第2号要件</p> <p>当該市街地の土地の利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活動の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商業活力が停滞している [小売商業の状況] 当該市街地における小売商業データの推移を見ると、事業所数、従業員数、年間商品販売額、売場面積ともに大幅な減少傾向を示している。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H6</th> <th>H19</th> <th>減少率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所数(店舗)</td> <td>210</td> <td>101</td> <td>▲ 51.9%</td> </tr> <tr> <td>従業員数(人)</td> <td>1,374</td> <td>688</td> <td>▲ 49.9%</td> </tr> <tr> <td>年間商品販売額(百万円)</td> <td>27,658</td> <td>9,862</td> <td>▲ 64.3%</td> </tr> <tr> <td>売場面積(m²)</td> <td>31,128</td> <td>19,968</td> <td>▲ 35.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">資料：商業統計調査</p>	項目	H6	H19	減少率	事業所数(店舗)	210	101	▲ 51.9%	従業員数(人)	1,374	688	▲ 49.9%	年間商品販売額(百万円)	27,658	9,862	▲ 64.3%	売場面積(m ²)	31,128	19,968	▲ 35.9%
項目	H6	H19	減少率																		
事業所数(店舗)	210	101	▲ 51.9%																		
従業員数(人)	1,374	688	▲ 49.9%																		
年間商品販売額(百万円)	27,658	9,862	▲ 64.3%																		
売場面積(m ²)	31,128	19,968	▲ 35.9%																		

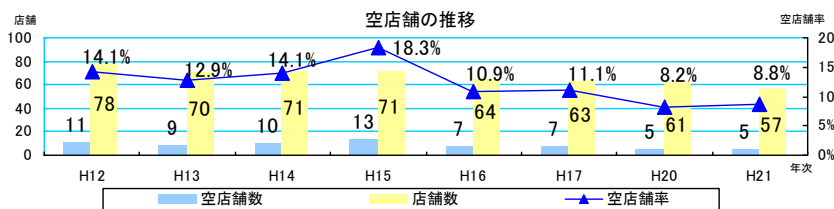
また、平成 20 年度には中心市街地において大きなシェアを占めていた大規模小売店舗が閉店しており、商業活力の停滞がより一層顕著となっている。(平成 19 年商業統計調査をベースに現況を推計すると、従業員数及び年間販売額で約 30%の減、売場面積では 60%の減になるものと見込まれる。)

[空店舗の状況]

当該市街地にある花火通り商店街における空き店舗については、平成 21 年 12 月現在 5 店舗となっており、今後も解消される見通しは立っていない状況にある。また、商店街以外の区域についても新たな空き店舗の発生が目立ち始めており、商業集積地としての機能が低下している。

花火通り商店街の空店舗の推移

調査年	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H20	H21
空き店舗数(1階)	11	9	10	13	7	7	5	5
店舗数(1階)	78	70	71	71	64	63	61	57
空き店舗率	14.1%	12.9%	14.1%	18.3%	10.9%	11.1%	8.2%	8.8%



資料：商店街空店舗調査（大仙市農林商工部商業労政課）

○ 歩行者通行量が減少している

当該市街地における歩行者通行量の推移を見ると、平成 5 年の 16,928 人／日をピークに減少し続け、平成 21 年では 2,924 人／日と激減しており、中心市街地の求心力の低下を如実に示している。



資料：大曲商工会議所通行量調査

○ 居住人口が減少している

当該市街地の人口は、平成 7 年から減少傾向を示しており、平成 16 年において一旦回復したものの再び減少傾向に転じ、平成 21 年では平成 7 年比約 8%減の 5,174 人となっている。

	<p style="text-align: center;">中心市街地の人口推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H7</td><td>5,615</td></tr> <tr><td>H8</td><td>5,588</td></tr> <tr><td>H9</td><td>5,516</td></tr> <tr><td>H10</td><td>5,467</td></tr> <tr><td>H11</td><td>5,413</td></tr> <tr><td>H12</td><td>5,382</td></tr> <tr><td>H13</td><td>5,403</td></tr> <tr><td>H14</td><td>5,419</td></tr> <tr><td>H15</td><td>5,467</td></tr> <tr><td>H16</td><td>5,515</td></tr> <tr><td>H17</td><td>5,469</td></tr> <tr><td>H18</td><td>5,364</td></tr> <tr><td>H19</td><td>5,250</td></tr> <tr><td>H20</td><td>5,192</td></tr> <tr><td>H21</td><td>5,174</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">資料：大仙市住民基本台帳</p> <p>以上のように、当該市街地がこれまで広域商業拠点として発展してきたのは、鉄道・道路といった有利な交通条件を背景に、県南内陸部の中核地域として、商業機能、医療・福祉機能、文化・娯楽機能、行政機関等の都市機能が集積されてきたことによるものである。</p> <p>現在の当該市街地は、これまで検証してきたように、中心市街地としての相対的な優位性が低下しており、特に商業活力の停滞や歩行者通行量の減少などは顕著であり、人口減少や生活基盤整備の立ち後れ等の懸念と併せ、機能的な都市活動の確保又は経済活動の維持に支障が生じている区域となっている。</p>	年次	人口	H7	5,615	H8	5,588	H9	5,516	H10	5,467	H11	5,413	H12	5,382	H13	5,403	H14	5,419	H15	5,467	H16	5,515	H17	5,469	H18	5,364	H19	5,250	H20	5,192	H21	5,174
年次	人口																																
H7	5,615																																
H8	5,588																																
H9	5,516																																
H10	5,467																																
H11	5,413																																
H12	5,382																																
H13	5,403																																
H14	5,419																																
H15	5,467																																
H16	5,515																																
H17	5,469																																
H18	5,364																																
H19	5,250																																
H20	5,192																																
H21	5,174																																
<p>第3号要件</p> <p>当該市街地における都市機能の増進及び経済活動の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること</p>	<p>○ 上位計画と整合する取り組みである</p> <p>本市総合計画では、将来都市像である「人が生き 人が集う 田園交流都市」を実現するため、6つの施策の柱を掲げている。施策の柱である「安心して健やかに暮らせるまちづくり」では、すべての市民が安心して健やかに暮らすことができるよう、福祉の充実した住み良いまちづくりを目指し、健康づくりに取り組める環境を整備するとともに健康増進や介護予防に重点を置いた施策を展開することとしており、保健・医療の充実として安心して医療を受けることができる体制の整備に努めるとしている。また、「生活の基盤が整ったまちづくり」では、既存市街地を中心とした快適でゆとりある市街地の形成を図るとし、「仲間とふれあいともに活躍できるまちづくり」では、地域に住む一人ひとりがふれあい、助け合い、ともに高め合うことで活力ある地域をつくることとしており、人の交流と活動の促進により活力あるまちづくりを図るとしている。さらに、都市機能構想では、既成市街地エリアの土地利用の方向性として「駅周辺や総合支所等重要施設が集積した既成市街地エリアについては、区画整理・中心市街地活性化や道路・下水道・広場・公園等の整備による良好な市街地の形成およ</p>																																

び居住環境の改善を進め、空洞化や無秩序な市街地の拡散を防いでいきます。」とし、集約型都市構造の実現に向けた方向性を示している。また、大仙市都市計画マスタープランでは、本市の都市づくりの基本理念として「地域の特性や資源を活かした連携と協働による一体的な都市づくり」を掲げ、全体構想における基本的な考えの中で、「中心市街地は、都市の中核拠点として、交通結節機能や交流機能など、集積する都市機能の強化・再生を図る」こととしており、集約型のまちづくりが示されている。

○ 持続可能な社会構築に必要な取り組みである

人口減少・少子高齢化の進展や今後の厳しい市の財政状況を見据え、多様な都市機能がコンパクトに集約した、多くの市民が暮らしやすいと思える持続可能な社会構築が重要となっており、商業・業務、医療、交通、居住、教養・文化などが集積する当該市街地の機能増進や経済活力向上に向けた取り組みの推進が必要となっている。

○ 市域全体・周辺地域全体の安心確保につながる取り組みである

中心市街地には、大仙・仙北二次医療圏における中核病院である仙北組合総合病院をはじめ各種医療機関、薬局などの医療関係施設が立地・集積しており、本市のみならず周辺市町の医療ニーズを支える重要な役割を果たしている。多様化・高度化が進む医療ニーズや今後の高齢社会の進展に的確に応えられる体制づくりが重要かつ喫緊の課題となっており、当該市街地において医療・福祉などの都市機能を増進させることは、交通利便性の高い立地特性と併せ、市域全体・周辺地域全体の安心確保と発展にとって必要な取り組みであると考えられる。

○ 温室効果ガスの排出抑制等環境面での効果が期待できる取り組みである

中心市街地活性化の推進により、既存ストックを活かした集約型の都市を形成するとともに、鉄道・バス等の公共交通拠点機能・利便性を向上させることで、公共交通機関、徒歩、自転車による移動が増加することが見込まれ、自家用車利用の減少による二酸化炭素の排出抑制が図られることから環境面での効果も期待することができるものと考えられる。

以上のように、中心市街地について、上位計画等に基づき、都市機能の増進と経済活動の向上を総合的かつ一体的に推進することは、本市及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められるものと考えられる。

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地の活性化の目標

中心市街地の現状、地域住民のニーズ、旧基本計画の反省点及び中心市街地活性化の基本方針等を踏まえ、活性化の目標を次の2点に絞り、本基本計画に位置付けた施策・事業を推進し、この計画期間内において、中心市街地の活性化を実現する。

目標1 多くの人が訪れる医療・福祉機能等が充実したまちを目指す

人々の暮らしに必要な施設と機能の集約・強化として、市街地再開発事業による医療・福祉・健康の拠点整備や魅力的な商業機能を構築するための活性化事業を展開し、中心市街地における求心力の再生を図ることで、多くの人が訪れるまちを目指すものとする。

目標2 多くの人が生き生きと交流・活動できるまちを目指す

人々の交流・活動の促進として、新たなまちなか交流施設の整備や既存施設における新たな事業の展開による交流・活動機会の創出を行い、多くの人が交流・活動する活力とにぎわいのあるまちを目指すものとする。

[2] 計画期間

基本計画の計画期間は、計画する事業が実施され一定の効果が現れることが想定される平成22年11月から平成28年3月までとする。

[3] 数値目標指標の設定

中心市街地活性化の目標の達成状況を的確に把握するため、上記の2つの目標に即した数値目標指標を設定する。

(1) 目標1の数値目標指標：「歩行者通行量（自転車通行も含む）」

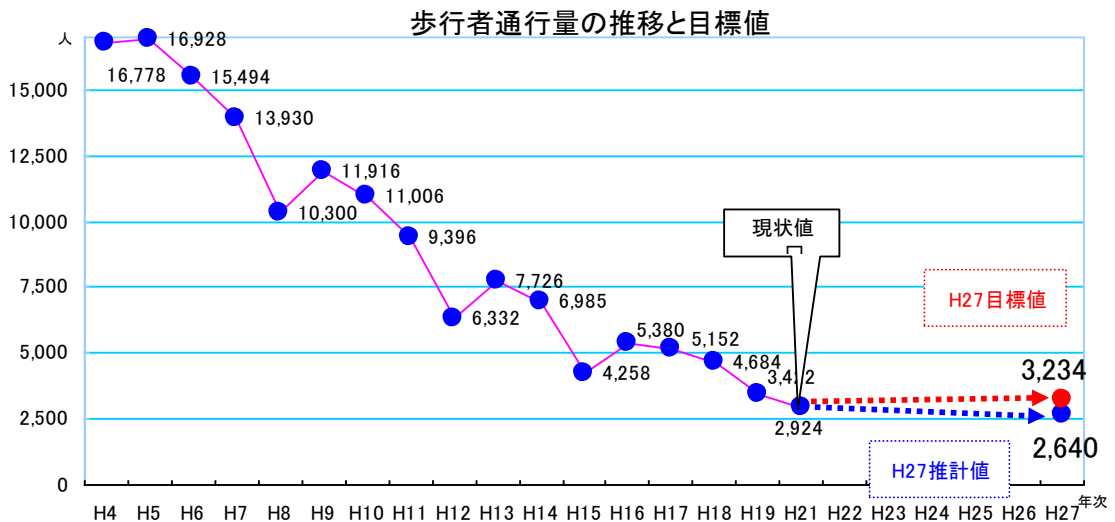
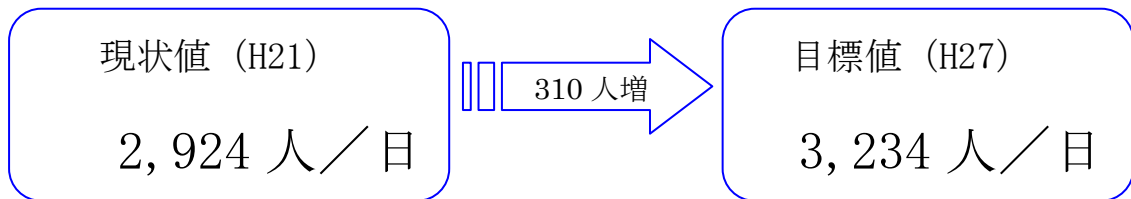
「多くの人が訪れる医療・福祉機能等が充実したまち」として、中心市街地において医療や福祉、健康、商業などの機能を充実させることで中心市街地内外からの来街者の増加が見込まれることから、こうした成果を客観的に示す指標として中心市街地における「歩行者通行量（自転車通行も含む）」を設定する。

(2) 目標2の数値目標指標：「まちなか交流施設の利用者数」

「多くの人が生き生きと交流・活動できるまち」として、新たな交流施設の整備や既存施設における新たな取り組みを行うことで多様な交流機会が新たに生まれ、にぎわいが創出されることから、こうした成果を客観的に示す指標として中心市街地における「まちなか交流施設の利用者数」を設定する。

[4] 具体的な数値目標

(1) 目標1 「歩行者通行量」の増加



平成 27 年度における推計値	2,640 人/日
1) 市街地再開発事業による効果	514 人/日
① 総合病院整備による効果	58 人/日
② 「健康増進センター (仮称)」 設置による効果	28 人/日
③ 児童福祉施設整備による効果	131 人/日
④ 複合商業施設による効果	297 人/日
2) 「まちなか待合室」 機能構築事業による効果	80 人/日
平成 27 年度における目標値	3,234 人/日

I. 歩行者通行量の推移

- 平成 4 年から平成 21 年までの中心市街地における歩行者通行量は一貫して減少傾向を示している。
- 歩行者通行量の推移について回帰式にあてはめ、平成 27 年における中心市街地の歩行者通行量を推計すると 2,640 人 (※) となる。

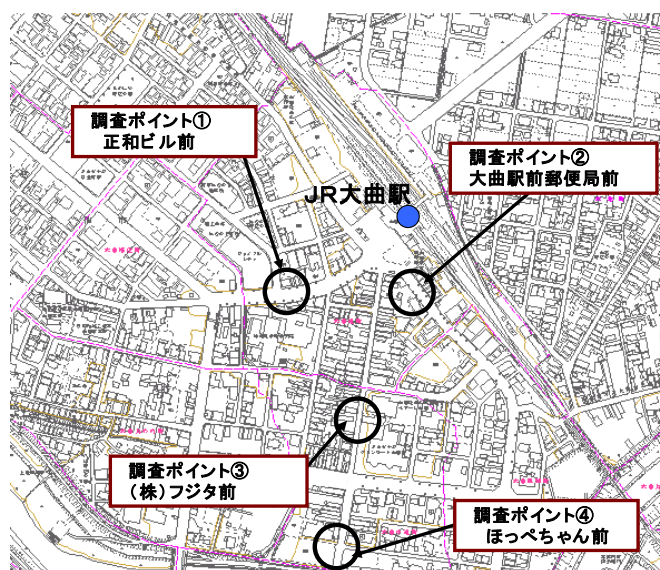
(※) 歩行者通行量の推計

推計にあたっては、大曲商工会議所が行っている「通行量調査」の結果から、中心市街地内 4 つの調査ポイントごとの歩行者通行量 (平日) の合計値を用いることとする。

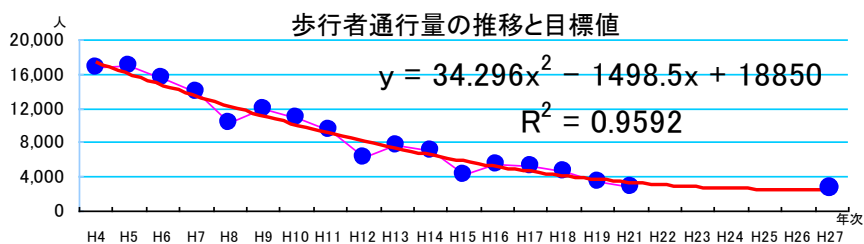
中心市街地における歩行者通行量実績 (平日)

調査年月 □ 調査ポイント	正和ビル前 ①	大曲駅前郵便局横 ②	㈱フジタ前 ③	ほっぺちゃん前 ④	小計
H4.9	4,248	2,498	5,584	4,448	16,778
H5.9	4,216	2,412	5,558	4,742	16,928
H6.9	4,074	2,754	4,640	4,026	15,494
H7.9	3,388	2,220	4,682	3,640	13,930
H8.9	2,774	1,715	2,970	2,841	10,300
H9.9	3,062	1,774	3,588	3,492	11,916
H10.9	2,952	1,376	3,292	3,386	11,006
H11.9	2,610	1,284	2,766	2,736	9,396
H12.9	1,934	840	1,884	1,674	6,332
H13.9	2,392	1,192	2,172	1,970	7,726
H14.9	2,000	1,056	1,877	2,052	6,985
H15.9	1,724	596	1,072	866	4,258
H16.9	1,788	798	1,270	1,524	5,380
H17.9	1,690	684	1,434	1,344	5,152
H18.9	1,692	594	1,280	1,118	4,684
H19.9	1,016	626	984	796	3,422
H21.9	226	686	1,064	948	2,924

資料：大曲商工会議所通行量調査



実績値																	推計値
H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H21	H27
16,778	16,928	15,494	13,930	10,300	11,916	11,006	9,396	6,332	7,726	6,985	4,258	5,380	5,152	4,684	3,422	2,924	2,640



II. 目標を達成するための取り組みによる効果

1) 市街地再開発事業による効果

平成 22 年度からスタートする（仮称）大曲通町地区第一種市街地再開発事業は、大仙・仙北二次医療圏における中核病院である仙北組合総合病院をはじめ、バスターミナル、健康増進センター（仮称）、児童福祉施設、高齢者福祉施設、商業施設、商工団体等事務所、駐車場等の整備が予定されており、中心市街地活性化の中核事業として位置付けされるものである。本事業の実施により、次のとおり新たな歩行者通行量の増加を見込むこととする。

① 総合病院整備による効果

整備される仙北組合総合病院は、秋田県が策定した『地域医療再生計画』に基づき、大仙・仙北二次医療圏における中核病院としてその機能の強化を図ることとしている。

具体的には、医療技術の進歩に対応した高度な医療機能を保持する病院として改築し、救急医療や高齢化の進行する疾病構造に対応した、がん、脳血管疾患、整形外科的疾患に対する機能の充実を図るとともに、圏域の医療機関との役割分担を明確にし、機能分化と連携により、急性期から回復期、そして在宅までのシームレスな「地域完結型医療」の実現を目指している。

現在の仙北組合総合病院は、施設が狭隘である上老朽化が著しく、最新医療機器の導入も困難となっている状況にあり、その外来患者数も減少傾向となっている。今般の市街地再開発事業により新病院が整備された場合、最新医療機器の導入や医師・看護師の増員等により医療機能・療養環境の向上が図られ、いままで対応が困難であった医療ニーズに幅広く対応できることとなるほか、バスターミナルの併設や新たな駐車場整備・既存の市営ねむのき駐車場の効率的利用等によりアクセス性・来街性も向上されることから、高齢化率が高まる将来の人口構造と相まって外来患者数の増加が期待されており、同病院の計画では1日あたり外来患者数を950人程度と見込んでいる。

項目	H21実績	新病院整備後（見込み）	比較増減
年間外来患者数	237,440人	256,500人	19,060人
1日あたり外来患者数	879人	950人	71人

資料：仙北組合総合病院

増加する歩行者通行量については、この増加数をもとに平成 20 年 6 月実施の「中心市街地活性化診断・助言事業生活者アンケート（経済産業省）」における中心市街地来街者の交通手段割合（以下「交通分担率」という。）に基づいて推計するものとする。

[交通分担率]

区分	徒歩・自転車	自家用車	バス	電車	合計
割合	28.1%	66.8%	3.3%	1.8%	100.0%

なお、医師・看護師等の増員数やアクセス性向上により増加が見込まれる入院患者面会者数についても新たな来街者となることが考えられるが、現段階では不確定要素が多いため推計から除外する。

[増加来街者数] 外来患者数 71人

a. 徒歩・自転車ルート

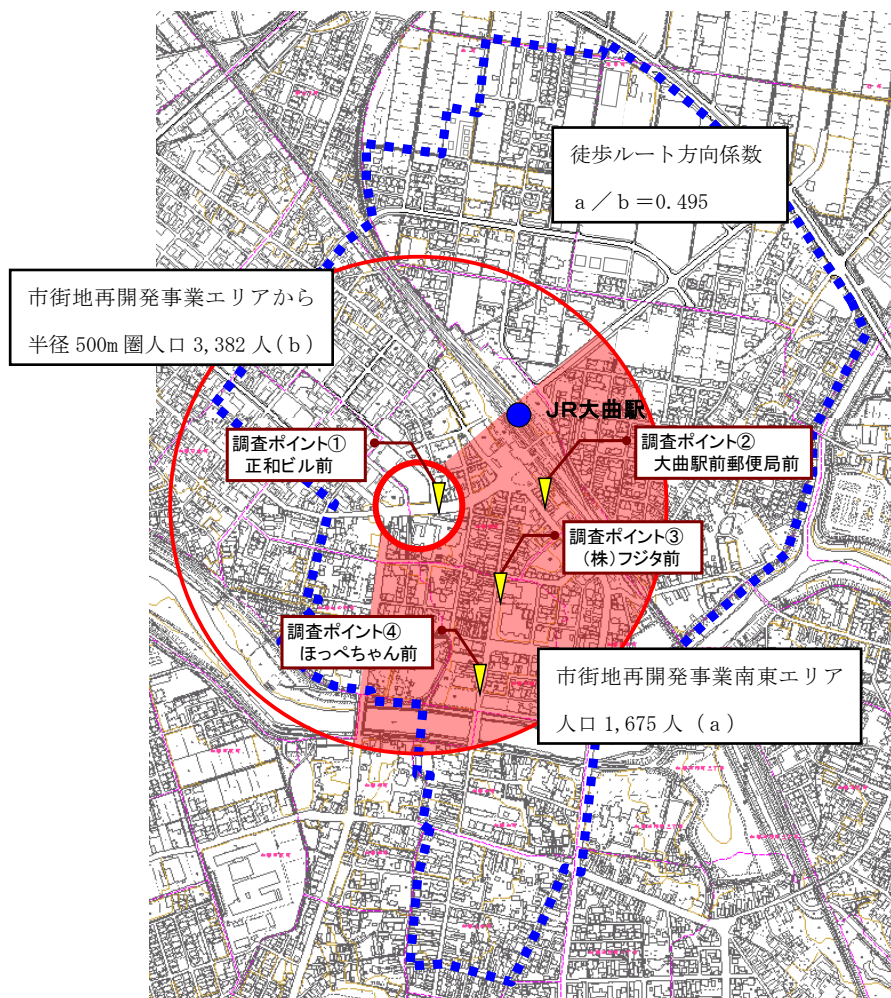
増加来街者数×交通分担率×徒歩ルート方向係数×通過調査地点数×1往復
=71人×28.1%×0.495×1地点×2=19人

※ 交通分担率：徒歩・自転車 28.1%

※ 徒歩ルート方向係数（南東エリア人口1,675人/500m圏人口3,382人=0.495）

市街地再開発事業エリアを中心に半径500m圏は来訪手段が徒歩・自転車であるものと考えられる。当該事業南東エリアの住民は、当該事業エリアを訪れる際、歩行者通行量調査地点を通過することが見込まれることから、500m圏全体に対する当該エリアの人口比を係数として設定し、増加する歩行者通行量を算定する。なお、設定したエリア人口の算定にあたっては、町丁目の一部又は全てが含まれる場合は当該エリア人口とし、町丁目が圏内で区分したエリアを跨ぐ場合は、当該町丁目人口を面積により案分する。

※ 通過調査地点数：調査地点のうち少なくとも1地点は通過するものとする。



b. 駐車場利用ルート

増加来街者数×交通分担率×関連駐車場補正係数×通過調査地点数×1往復

$$=71 \text{ 人} \times 66.8\% \times 0.397 \times 1 \text{ 地点} \times 2 = 37 \text{ 人}$$

※ 交通分担率：自家用車 66.8%

※ 関連駐車場補正係数：市街地再開発事業により整備される医療・福祉・健康施設に関連する駐車場のうち、歩行者通行量調査地点の通過が見込まれる駐車場の駐車可能台数の割合（322 台／811 台=0.397）

※ 通過調査地点数：調査地点のうち調査地点①を通過するものとする。

c. 鉄道利用ルート

$$\text{増加来街者数} \times \text{交通分担率} \times \text{通過調査地点数} \times 1 \text{ 往復}$$

$$=71 \text{ 人} \times 1.8\% \times 1 \text{ 地点} \times 2 = 2 \text{ 人}$$

※ 交通分担率：電車 1.8%

※ 通過調査地点数：調査地点①を通過するものとする。

結果、増加する歩行者通行量は 58 人 と推計される。（a + b + c）

② 「健康増進センター（仮称）」設置による効果

市街地再開発事業では、中心市街地の新たな機能として「健康増進センター（仮称）」の整備を予定している。同施設はこれまで中心市街地活性化区域外に設置されていたもので、中核病院との連携強化・中心市街地の活性化等の観点から移転整備するものである。既存施設の利用者は約 35 人／日（H19～21 年度平均利用者数）となっており、新たな施設整備後においても同程度の利用者数を見込んでいる。この利用者数は中心市街地において既存の類似施設がないことから、そのまま来街者数の純増数として見なし、前述の「交通分担率」に基づいて、歩行者通行量の増加数を推計する。

なお、同施設の勤務者が新たな来街者となることが考えられるが、現段階で配置職員数まで確定していないことから推計から除外する。

[増加来街者数] 施設利用者数 35 人

a. 徒歩・自転車ルート

$$\text{増加来街者数} \times \text{交通分担率} \times \text{徒歩ルート方向係数} \times \text{通過調査地点数} \times 1 \text{ 往復}$$

$$=35 \text{ 人} \times 28.1\% \times 0.495 \times 1 \text{ 地点} \times 2 = 9 \text{ 人}$$

※ 交通分担率：徒歩・自転車 28.1%

※ 徒歩ルート方向係数：0.495

※ 通過調査地点数：調査地点のうち少なくとも 1 地点は通過するものとする。

b. 駐車場利用ルート

$$\text{増加来街者数} \times \text{交通分担率} \times \text{関連駐車場補正係数} \times \text{通過調査地点数} \times 1 \text{ 往復}$$

$$=35 \text{ 人} \times 66.8\% \times 0.397 \times 1 \text{ 地点} \times 2 = 18 \text{ 人}$$

※ 交通分担率：自家用車 66.8%

※ 関連駐車場補正係数：0.397

※ 通過調査地点数：調査地点①を通過するものとする。

c. 鉄道利用ルート

$$\text{増加来街者数} \times \text{交通分担率} \times \text{通過調査ポイント数} \times 1 \text{ 往復}$$

$$=35 \text{ 人} \times 1.8\% \times 1 \text{ 地点} \times 2 = 1 \text{ 人}$$

※ 交通分担率：電車 1.8%

※ 通過調査地点数：調査地点①を通過するものとする。

結果、増加する歩行者通行量は 28 人 と推計される。(a + b + c)

③ 児童福祉施設整備による効果

市街地再開発事業では、児童福祉施設を整備することとしており、新たなにぎわいの創出を期待している。児童福祉施設については現段階では認定子ども園を想定、180 名程度の入園者数を予定しており、本施設整備による増加来街者は保護者等の送迎も考慮すると園児と保護者で 300 人を超えるものと見込まれている。認定子ども園については、中心市街地における新たな施設であることから、この利用者数をそのまま来街者数の純増数として見なし、前述の「交通分担率」に基づいて、歩行者通行量の増加数を推計する。ただし、送迎保護者の歩行者通行量の推計にあたっては、一世帯で複数の園児がいる場合（兄弟姉妹がいるケース）を想定し推計するものとする。

[増加来街者数]

a. 徒歩・自転車ルート（園児）

$$\begin{aligned} & \text{入園予定者数} \times \text{交通分担率} \times \text{徒歩ルート方向係数} \times \text{通過調査地点数} \times 1 \text{ 往復} \\ & = 180 \text{ 人} \times 28.1\% \times 0.495 \times 1 \text{ 地点} \times 2 = 50 \text{ 人} \end{aligned}$$

b. 徒歩・自転車ルート（送迎保護者）

$$\text{送迎保護者数} = \text{入園予定者数} 180 \text{ 人} \times \text{世帯補正率} 81.5\% (\text{※}) = 146 \text{ 人}$$

(※) 世帯補正率 園児世帯数/園児数 (H22.8 大仙市企画部総合政策課調べ)

$$\begin{aligned} & \text{送迎保護者数} \times \text{交通分担率} \times \text{徒歩ルート方向係数} \times \text{通過調査地点数} \times 2 \text{ 往復} \\ & = 146 \text{ 人} \times 28.1\% \times 0.495 \times 1 \text{ 地点} \times 4 = 81 \text{ 人} \end{aligned}$$

※ 交通分担率：徒歩・自転車 28.1%

※ 徒歩ルート方向係数：0.495

※ 通過調査地点数：調査地点のうち少なくとも 1 地点は通過するものとする。

結果、増加する歩行者通行量は 131 人 と推計される。(a + b)

なお、同施設の勤務者が新たな来街者となることが考えられ現段階では 50 名程度の職員配置が想定されるが、未だ確定していないことから推計から除外する。

④ 複合商業施設による効果

中心市街地の魅力の大きな要素として「商業機能」が挙げられていることを踏まえ、市街地再開発事業において新たな商業施設（日用品等）を整備することとしており、この施設整備により新たな歩行者通行量の増加を見込むこととする。

商業施設における店舗面積あたりの利用者数は、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成17年経済産業省告示85号）」において規定する「店舗当たり日

「来客数原単位」を準用し算定する。

A: 店舗面積当たり日來客数原単位		(単位: 人/千㎡)
	商業地区	その他の地区
人口40万人以上	1,500 - 20S (S<20)	1,400 - 40S (S<10)
	1,100 (S≥20)	1,000 (S≥10)
人口40万人未満	1,100 - 30S (S<5)	
	950 (S≥5)	

※ S は店舗面積 (千㎡)

商業施設の店舗面積あたり利用者数 = $1,100 - 30 \times 1 \text{千㎡} = 1,070 \text{人/千㎡}$ (a)

商業施設の利用者数 = (a) × 店舗面積 = $1,070 \text{人/千㎡} \times 1 \text{千㎡} = 1,070 \text{人}$

増加する歩行者通行量

商業施設の利用者数 × 交通分担率 × 徒歩ルート方向係数 × 通過調査地点数 × 1往復
 = $1,070 \text{人} \times 28.1\% \times 0.495 \times 1 \text{地点} \times 2 = 297 \text{人}$

※ 交通分担率: 徒歩・自転車 28.1%

※ 徒歩ルート方向係数: 0.495

※ 通過調査地点数: 調査地点のうち少なくとも1地点は通過するものとする。

結果、増加する歩行者通行量は 297人 と推計される。

以上の結果から、市街地再開発事業により増加する歩行者通行量は 514人 と推計する。

2) 「まちなか待合室」機能構築事業による効果

花火通り商店街にあるにぎわい創出施設「花火庵」をはじめとした中心市街地区域内の交流施設等に医療機関との連携による受診待機情報等を表示するモニターを設置、まちなかでの待合機能を構築することで、医療機関と既存商店街との結びつきを強化し、商業等の活性化を図ることとしている。

「花火庵」での待合い機能構築にあたっては、表示モニター設置のほか20席程度の待合スペースを設けることとしており、この機能構築と利用促進による歩行者通行量の増加を次のとおり見込むこととする。

待合スペース座席数 × 1日あたり回転数 × 通過調査地点数 × 1往復

= $20 \text{席} \times 2 \text{回/日} \times 1 \text{地点} \times 2 = 80 \text{人}$

※ 1日あたり回転数: 主な診療時間である9時~12時の時間帯において、待合スペースの全座席について少なくとも1日あたり2回は利用されるものとする。

※ 通過調査地点数: 調査地点のうち少なくとも1地点は通過するものとする。

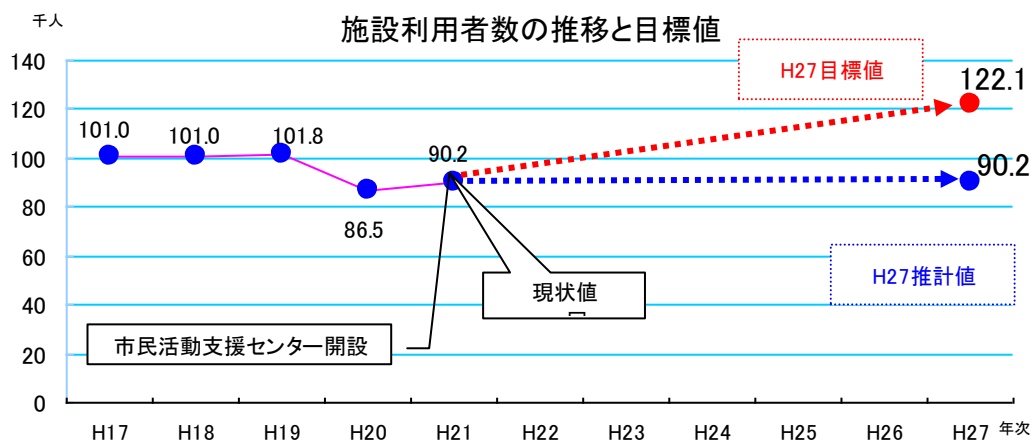
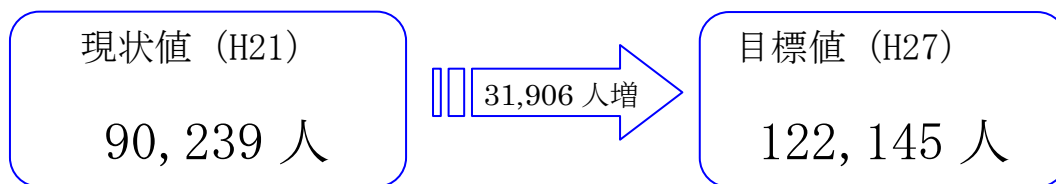
結果、増加する歩行者通行量は 80人 と推計される。

モニターは受診待機情報等と同時に商店街情報等を併せて放映することとしており、受診までの空き時間を活用したまちなか回遊・商店街等での購買機会の促進を図ることとしており、当該施設と病院間だけではなく、商店街を回遊することで歩行者通行量調査地点を複数回通過することも考えられるが、ここでは現実性を考慮してこの推計から除外する。

3) その他効果が見込まれる主要事業

- ・ (仮称) 中心市街地活性化空店舗活用事業
- ・ 商店街等新規開店助成事業
- ・ がんばる商店等支援事業
- ・ 商業集積地魅力向上事業
- ・ (仮称) だいせん『花火』と『食』のおもてなし事業
- ・ 駅ふれあい広場の機能向上事業
- ・ 都市農村交流事業 (農産物の産直事業)
- ・ 全国花火競技大会の開催
- ・ 土屋館わいわい広場定期開催事業
- ・ 観光モニターツアー事業
- ・ 街路の名称開発・案内看板設置事業
- ・ 大曲駅前第二地区土地区画整理事業
- ・ 都市計画道路中通線整備事業
- ・ 循環バスルートの見直し・運行事業

(2) 目標2 「まちなか交流施設の利用者数」の増加



平成 27 年度における推計値	90,239 人
1) 「地域交流センター」整備による効果	28,018 人
2) 「花火庵」の取り組みによる効果	1,008 人
3) 「ペアーレ大仙」の取り組みによる効果	2,880 人
平成 27 年度における目標値	122,145 人

(まちなか交流施設等の利用者数)

中心市街地内の 4 つの交流施設 (にぎわい創出施設「花火庵」、大崎市健康文化活動拠点施設「ペアーレ大仙」、市民活動支援センター、高次都市施設「地域交流センター」) の年間利用者数の合計値とする。

I. まちなか交流施設の利用状況の推移

- 平成 20 年度については、ペアーレ大仙の譲渡手続きの際、一定期間講座開催ができなかった等の理由から利用者が減少した。
- 平成 21 年度については、市民活動支援センターが開設、ボランティア・NPO 団体等の利用により施設利用者が微増した。
- 平成 21 年度の年間施設利用者数については、「花火庵」21,335 人、「ペアーレ大仙」68,473 人、市民活動支援センター431 人となっている。
- 今後の施設利用者数の推移については、まちなか交流施設で現在実施している各種事業を今後とも見直しを行いながら継続していくことで現状レベルのまま推移するものとする。

II. 目標を達成するための取り組みによる効果

1) 「地域交流センター」整備による効果

本計画では、「高次都市施設整備事業」により「地域交流センター」の整備を行うこととしている。同施設は、地域交流及び地域活性化を図ることを目的に新たな交流・コミュニティ施設として整備するものであり、これにより増加するまちなか交流施設の利用者は 28,018 人 と見込む。

[増加する利用者数の考え方]

利用者数の増加の推計については、「地域交流センター」利用計画に基づき見込むこととする。

予定講座・サークル数 40×平均会員数 18.1 人×平均年間開催数 38.7 回=28,018 人

(※) 予定講座・サークル数、平均会員数、平均年間開催数については同センター利用計画の数値である。

同利用計画の数値については、市内類似施設である「大仙市サンクレスト大曲」の利用実態 (H22.4) に基づいて設定したものである。なお、講座については市民ニーズが高い絵画やパッチワークなどの教養文化講座をはじめ歌謡、舞踊、健康体操などを予定している。

2) 「花火庵」の取り組みによる効果

本計画では、「中心市街地にぎわい創出事業」によりにぎわい創出施設「花火庵」の継続設置を行うこととしている。同施設は、中心市街地の活性化を目的に、既存商店街内の空き店舗を活用して設置している施設であり、ボランティアグループ「のびのびらんど」をはじめとしたボランティア団体等から活動の場として活用されているほか、花火通り商店街に立地していることから同商店街の会議・イベントの場として、また、全国花火競技大会の休憩所などとしても活用されており、多面的な機能を持った施設として中心市街地のにぎわいづくりに大きく貢献している。

今般の計画策定にあわせ、「のびのびらんど」では活動のさらなる充実を図ることとしており、これにより増加する施設利用者は 1,008 人 と見込む。

[増加する利用者数の考え方]

「のびのびらんど」では、現在手話教室や絵手紙教室などの講座のほか、市民の作品展示、子ども達向けのサタデースクールなどを開催し多くの市民等から利用されているが、今般の中心市街地活性化の動きとあわせ受講ニーズの高い新たな講座の開設や既存講座の充実を図ることとしている。

新講座の開設による増加 10 人/回×4 回/月×12 ヶ月=480 人

既存講座の拡充による増加 既存 2 講座 増加受講生 10 人×4 回/月×12 ヶ月=480 人

既存 1 講座 増加受講生 4 人×1 回/月×12 ヶ月=48 人

なお、新講座については「エコクラフト」の開設、既存講座について「手話」「簡単クッキング」「絵手紙」の充実を予定している。

3) 「ペアーレ大仙」の取り組みによる効果

大仙市健康文化活動拠点施設「ペアーレ大仙」では、新たな受講ニーズに応えること

もに、将来における安定的な経営を図っていくため「ペアーレ大仙増改築事業」としてキッチンスタジオ（調理室）の新設工事を行い、新たな講座の開設を予定している。これにより増加する施設利用者は 2,880人 と見込む。

[増加する利用者数の考え方]

ペアーレ大仙における新たな講座については、最近ニーズが高まっている「食」をテーマに、和洋中料理の基本的な技術の習得を図る講座のほか、本格的なおもてなし料理や地域の伝統料理、パン、菓子、麺等の料理講座を開講することとしている。

受講見込数 12人/回(※) × 1回/日 × 5日/週 × 12週 × 4期/年 = 2,880人

(※) 受講見込数 既存講座における平均受講者数 12人/回

4) その他効果が見込まれる主要事業

- ・ WRO 秋田学習会
- ・ ボランティアポイントカード事業
- ・ まちづくりにたずさわる同志協働事業
- ・ 「まちなか待合室」機能構築事業（再掲）
- ・ (仮称) だいせん『花火』と『食』のおもてなし事業（再掲）
- ・ 都市農村交流事業（農産物の産直事業）（再掲）
- ・ 全国花火競技大会の開催（再掲）
- ・ 土屋館わいわい広場定期開催事業（再掲）
- ・ 大曲駅前第二地区土地区画整理事業（再掲）
- ・ 都市計画道路中通線整備事業（再掲）
- ・ 循環バスルートの見直し・運行事業（再掲）

[5] フォローアップの考え方

(1) フォローアップの時期について

フォローアップについては、中間年度となる平成 24 年度及び計画終了年度となる平成 27 年度において、それぞれ設定した目標ごとにフォローアップすることとする。

(2) フォローアップの方法

① 歩行者通行量

平成 24 年度及び平成 27 年度のそれぞれの 9 月における平日の歩行者通行量調査を実施し、目標の達成状況について検証する。

② まちなか交流施設の利用者数

まちなか交流施設の利用者数の基礎数値は、毎年施設利用状況調査を実施、目標の達成状況について検証する。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(現況分析)

- 本市における中心市街地は、有利な交通条件を背景に県南内陸部の中核的商業拠点として市街地が形成されてきたが、住宅の密集や狭隘な道路、排水不良、工場と住宅の混在、未利用地が発生するとともに、道路・下水道・公園等の公共施設整備の遅れにより、土地利用については効率が良いとは言い難い状況となっている。

市では、このような状況に対し大曲駅前第二地区土地区画整理事業を実施し、商業集積地であり住宅街でもある中心市街地において、新しい街づくりを契機とした『個性とうるおいのある街』『冬を快適にくらせる街』づくりを目指し、公共施設の整備改善による交通の円滑化、歩行者の安全確保に努め、商店街の形成、住宅利用の増進、地域全体の活性化を図ることとしている。しかしながら、市の財政事情等様々な要因から、完了予定時期が遅延しており、区画整理事業による効果が完全に発現しきれていない状況となっている。

- 本市では、大曲駅周辺区域を対象に、市街地や駅東西のバランスのとれたまちづくりによる中心市街地のにぎわい再生と魅力の向上を目標とした「都市再生整備計画」を策定、同計画に基づいて「中心市街地のにぎわい再生と環境整備」、「住環境の向上による定住化促進」、「交通結節機能の強化」の3つの整備方針を掲げ、現在この方針に即した事業を実施している。「中心市街地のにぎわい再生と環境整備」では、密集市街地の更新により魅力ある買い物空間を確保し、市街地のにぎわいを再生するため、土地区画整理事業を推進するとともに、良好な住環境形成を図るため流雪溝等の整備を行うこととしている。「住環境の向上による定住促進」では、定住促進を図るため、生活基盤施設整備として、道路や公園等の整備を行うとともに、新たな交流拠点となる地域交流センターの整備を行うこととしている。「交通結節機能の強化」では、鉄道交通と自動車交通の結節点として機能の向上を図るため、幹線道路網整備により国道へのアクセス道路の整備を行うこととしている。
- 中心市街地では平成20年に大規模小売店舗が閉店し、まちなかに大型空きビルが発生している。
- 中心市街地に立地している地域の中核病院「仙北組合総合病院」は、施設の老朽化等が顕著であり、将来の地域医療環境の確保の観点から改築整備が重要かつ喫緊の課題となっている。

(設定目標達成のための事業実施の必要性)

- 大曲駅前第二地区土地区画整理事業及び都市再生整備計画に係る事業の推進により、新たな街並みが形成されるとともに、安全で安心な周辺環境整備やアメニティ（快適性）の向上などが図られ、新たな来街者の増加等の効果が見込まれている。しかしながら、こうした効果は事業完了後において最も効果が発現されるものと考え

えられることから、中心市街地の活性化には、一層の事業推進が必要となっている。

- 中心市街地に発生した大型空きビルと早期改築整備が必要となっている仙北組合総合病院は市道を挟んで隣接しており、この2つの問題を早期にかつ効率的に解決するためには、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る「市街地再開発」による手法を用いることが最も有効であると考えられることから、平成22年度より大曲通町地区第一種市街地再開発事業の実施を計画している。同事業では、大型空きビルと仙北組合総合病院の敷地を含む区域において、大仙・仙北二次医療圏の中核病院となる仙北組合総合病院の改築をはじめ、バスターミナル、健康増進センター（仮称）、児童福祉施設、高齢者福祉施設、商業施設、商工団体等事務所、駐車場等の整備が予定されており、中心市街地活性化の中核事業として位置付けている。

（フォローアップの考え方）

基本計画に位置付けした事業等の進捗状況を適時確認し、目標指標への効果を意識しながら、必要に応じて改善などの措置を講ずるものとする。

〔2〕 具体的事業の内容

（1） 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

（2） ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 道路整備事業 [内容] 駅東16号線（L=359m、W=12m）及び福田西線（L=235m、W=8m）の整備 [実施時期] 平成18年度～平成22年度	大仙市	本事業は、JR大曲駅東西を結ぶ環状道路・都市計画道路中通線の整備と併せ、国道13号と連結する重要な道路の整備である。これにより、幹線道路網が整備され、安全の確保と災害に強い都市構造、交通の円滑化が見込まれることから、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） [実施時期] 平成18年度～平成22年度	
[事業名] 公園整備事業 [内容] しあわせ公園整備A =3,000㎡ [実施時期] 平成19年度	大仙市	本事業は、魅力ある住環境整備に寄与する公園の整備事業である。これにより、安全の確保と災害に強い都市構造、魅力ある住環境が見込まれることから、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） [実施時期] 平成19年度～平成22年度	

～平成 22 年度				
<p>[事業名] 地域創造支援事業</p> <p>[内容] 土地区画整理事業等 A=25.7ha</p> <p>[実施時期] 平成 18 年度 ～平成 22 年度</p>	大仙市	大曲駅前第二地区土地区画整理事業と一体的に実施される本事業の推進により、交通の円滑化、歩行者の安全確保、災害に強い都市構造等の生活環境基盤が整備され、魅力ある住環境を創るとともに、にぎわいのある商店街の形成が見込まれることから、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）</p> <p>[実施時期] 平成 18 年度 ～平成 22 年度</p>	大曲駅前第二地区土地区画整理事業と一体的に実施
<p>[事業名] 大曲通町地区第一種市街地再開発事業</p> <p>[内容] 仙北組合総合病院、バスターミナル、児童福祉施設、高齢者福祉施設、健康増進センター（仮称）、商業施設、駐車場、事務所等の整備</p> <p>A=2.6ha</p> <p>[実施時期] 平成 22 年度 ～平成 27 年度</p>	大曲通町地区市街地再開発組合	中心市街地の衰退が顕著となっている中、今後の人口減少・高齢社会の進展に応えられる持続可能なまちづくりの観点から、当該市街地において医療、福祉、商業、交通などの都市機能を増進させることが喫緊かつ重要な課題となっている。このような状況を踏まえ、中心市街地活性化の拠点整備として、「医療・福祉・交通等の各施設整備と商店街との連携による住みやすいまちづくり」をコンセプトに、仙北組合総合病院の改築をはじめ、児童福祉施設、高齢者福祉施設、健康増進センター、商業施設、バスターミナル、駐車場などを整備する『大曲通町地区第一種市街地再開発事業』を実施することとしている。本事業により、将来にわたり市民等が安心して暮らせるまちづくりにつながるるとともに、中心市街地としての魅力が大きく向上することから、来街者の増加や商業の活性化など多くの整備効果が見込まれている。こうしたことから、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業）</p> <p>[実施時期] 平成 22 年度 ～平成 27 年度</p>	
<p>[事業名] 排水路整備事業</p> <p>[内容]</p>	大仙市	中心市街地活性化区域において『大曲通町地区第一種市街地再開発事業』と一体的な事業として本事業を実施	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（市街地</p>	

<p>市街地再開発区域内 排水路の整備 L=100m [実施時期] 平成26年度</p>		<p>し、市街地再開発区域内にある老朽化した排水路を整備、中心市街地活性化拠点として必要な安全性の確保、まちなかの回遊性を高める環境づくりを推進するものである。こうした取り組みは、同市街地再開発のコンセプトである「医療・福祉・交通等の各施設整備と商店街との連携による住みやすいまちづくり」の実現に効果が見込めるほか、本計画の活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>再開発事業と一体の効果促進事業) [実施時期] 平成26年度</p>	
<p>[事業名] 街路の名称開発・案内看板設置事業 [内容] 街路の名称開発及び案内看板設置に関する事業 [実施時期] 平成20年度～平成26年度</p>	<p>(株) T M O大曲</p>	<p>中心市街地活性化区域において『大曲通町地区第一種市街地再開発事業』と一体的な事業として本事業を実施し、住む人・訪れる人にとって愛着が持てる、やさしいまちづくりを推進するものである。こうした取り組みは、同市街地再開発のコンセプトである「医療・福祉・交通等の各施設整備と商店街との連携による住みやすいまちづくり」の実現に効果が見込めるほか、本計画の活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業と一体の効果促進事業) [実施時期] 平成23年度～平成26年度</p>	
<p>[事業名] 無散水融雪事業 [内容] JR大曲駅と市街地再開発事業区域間の歩道融雪の整備 L=約250m [実施時期] 平成24年度～平成26年度</p>	<p>大仙市</p>	<p>中心市街地活性化区域において『大曲通町地区第一種市街地再開発事業』と一体的な事業として本事業を実施し、住む人・訪れる人にとって優しい歩行者空間を確保することで、安全性の確保、まちなかの回遊性を高める環境づくりを推進するものである。こうした取り組みは、同市街地再開発のコンセプトである「医療・福祉・交通等の核施設整備と商店街との連携による住みよいまちづくり」の実現に効果が見込めるほか、本計画の活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等と一体の関連社会資本整備事業) [実施時期] 平成24年度～平成26年度</p>	

<p>[事業名] 下水道本管延伸事業</p> <p>[内容] 市街地再開発事業に伴う下水道本管の延伸</p> <p>L＝約 123m</p> <p>[実施時期] 平成 24 年度～平成 25 年度</p>	<p>大仙市</p>	<p>中心市街地活性化区域において『大曲通町地区第一種市街地再開発事業』と一体的な事業として本事業を実施し、効率的な設備配置による生活環境の向上、快適な環境づくりを推進するものである。こうした取り組みは、同市街地再開発のコンセプトである「医療・福祉・交通等の核施設整備と商店街との連携による住みよいまちづくり」の実現に効果が見込めるほか、本計画の活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等と一体の関連社会資本整備事業）</p> <p>[実施時期] 平成 25 年度</p>	
<p>[事業名] ねむのき駐車場整備事業</p> <p>[内容] 新病院との連結通路の設置、駐車区画線の更新等</p> <p>[実施時期] 平成 24 年度～平成 25 年度</p>	<p>大仙市</p>	<p>中心市街地活性化区域において『大曲通町地区第一種市街地再開発事業』と一体的な事業として本事業を実施し、新病院との連絡通路の設置等、バリアフリー化を推進することによる中心市街地活性化拠点として必要な安全性の確保、まちなかの回遊性を高める環境づくりを推進するものである。こうした取り組みは、同市街地再開発のコンセプトである「医療・福祉・交通等の核施設整備と商店街との連携による住みよいまちづくり」の実現に効果が見込めるほか、本計画の活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等と一体の効果促進事業）</p> <p>[実施時期] 平成 24 年度～平成 25 年度</p>	
<p>[事業名] 散水融雪事業</p> <p>[内容] 市街地再開発事業街区間の車道融雪整備</p> <p>L＝約 92m</p> <p>[実施時期] 平成 26 年度</p>	<p>大仙市</p>	<p>中心市街地活性化区域において『大曲通町地区第一種市街地再開発事業』と一体的な事業として本事業を実施し、車道を散水融雪化することで、安全性の確保、再生される生活街へのアクセス性向上を推進するものである。こうした取り組みは、同市街地再開発のコンセプトである「医療・福祉・交通等の核施設整備と商店街との連携による住みよいまちづくり」の実現に効</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等と一体の関連社会資本整備事業）</p> <p>[実施時期] 平成 26 年度</p>	

		果が見込めるほか、本計画の活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。		
<p>[事業名] 公園再整備事業</p> <p>[内容] ねむのき児童公園再整備</p> <p>A=1,500 m²</p> <p>[実施時期] 平成27年度</p>	大仙市	<p>中心市街地活性化区域において『大曲通町地区第一種市街地再開発事業』と一体的な事業として本事業を実施し、住む人・訪れる人が安らぎと潤いを感じられる環境づくりを推進するものである。こうした取り組みは、同市街地再開発のコンセプトである「医療・福祉・交通等の核施設整備と商店街との連携による住みよいまちづくり」の実現に効果が見込めるほか、本計画の活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等と一体の関連社会資本整備事業）</p> <p>[実施時期] 平成27年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 大曲駅前第二地区土地区画整理事業</p> <p>[内容] 都市計画道路中通線、区画道路、水路、流雪溝、整地、建物移転、街区公園等の整備</p> <p>A=25.7 h a</p> <p>[実施時期] 平成元年～平成27年度</p>	大仙市	<p>商業集積地であり住宅集積地である中心市街地において、新しい街づくりを契機とした『個性とうるおいのある街』『冬を快適にくらせる街』づくりを目指し公共施設等の整備・改善を行うこととしている。本事業により、交通の円滑化、歩行者の安全確保、災害に強い都市構造等の生活環境基盤が整備され、魅力ある住環境を創るとともに、にぎわいのある商店街の形成が見込まれている。こうした取り組みは、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（道路事業（区画））、社会資本整備総合交付金（道路事業（区画）と一体の関連社会資本整備事業）、社会資本整備総合交付金（道路事業（区画）と一体の効果促進事業）、社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）</p> <p>[実施時期] 平成元年～平成27年度</p>	

<p>[事業名] 大曲駅前第二地区住宅市街地総合整備事業</p> <p>[内容] 都市再生住宅整備事業（RC造7階建52戸）、下水道整備事業（A=6.36ha）</p> <p>[実施時期] 平成16年度～平成26年度</p>	<p>大仙市</p>	<p>中心市街地の一部には、老朽化住宅や狭小な戸建住宅、空き家等が多く見られるほか、狭隘な道路・行き止まりの道路等も存在し、その早期解消が課題となっている。大曲駅前第二地区土地区画整理事業と一体的に実施される本事業の推進により、都市再生住宅を整備し良好な居住環境の整備を図るとともに、下水道整備等生活環境の整備を行うこととしている。こうした取り組みは、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>[支援措置] ①社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業） ②防災・安全交付金（住宅市街地総合整備事業）</p> <p>[実施時期] ①平成16年度～平成24年度 ②平成24年度～平成26年度</p>	
<p>[事業名] 都市計画道路中通線整備事業</p> <p>[内容] L=0.2km W=20m</p> <p>[実施時期] 平成23年度～平成27年度</p>	<p>大仙市</p>	<p>本事業は、JR大曲駅と国道13号バイパスと直結する都市計画道路駅東線と接続し、駅東西を結ぶ重要な環状道路となる都市計画道路中通線の整備を図るものである。本事業により、中心市街地における幹線道路の整備が完結し、交通結節機能の大幅な向上が図られるとともに、安全の確保と災害に強い都市構造、交通の円滑化と交流人口の増加が見込まれている。こうした取り組みは、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））</p> <p>[実施時期] 平成23年度～平成27年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業
該当なし

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(現状分析)

- 中心市街地には、大仙・仙北二次医療圏における中核病院として位置付けられている仙北組合総合病院をはじめとする各種医療関係施設が集積しており、地域住民の医療ニーズを支える医療機能集積地として重要な役割を果たしている。
- 仙北組合総合病院については、施設が狭隘である上老朽化が著しく、最新医療機器の導入が困難であることや患者の快適性、災害時の対応等の面において多くの問題を抱えている。
- 中心市街地には、健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」や市民活動支援センター、地域子育て支援拠点センター、高齢者生活相談支援センター、地域交流センターなどのまちなか交流、教育文化、社会福祉施設が立地している。
- 市民ニーズの多様化やライフスタイルの変化等によりまちなか交流施設の利用が年々減少しており、人の交流と活動が源泉であるまちなかの活力の衰退が懸念されている。
- 中心市街地内の花火通り商店街には、空き店舗を活用した中心市街地にぎわい創出施設「花火庵」が設置されており、その一角にはボランティアグループ「のびのびらんど」運営による「のびのびらんど花火庵」が開設されている。また、同商店街には、NPO法人障がい者自立生活センター「ほっと大仙」が運営する「障がい福祉サービス事業所ほっぺ」も立地され、市民の交流・活動の拠点となっている。

(都市福利施設を整備する事業の必要性)

- 高齢社会の進行に伴い、地域の医療ニーズの多様化・高度化が一層進むものと想定されており、これに的確にかつ安定的にこたえられる医療提供体制の構築が必要となっていることから、仙北組合総合病院の改築整備が重要かつ喫緊の課題となっている。
- 土地区画整理事業や都市再生整備計画関連事業、市街地再開発事業の実施に伴い、中心市街地としての魅力の向上が図られ、定住人口の増加が見込まれるほか、地域コミュニティの衰退が懸念されている現状を踏まえ、地域コミュニティの構築を図るための取り組みが必要となっている。
- まちなかの活力の向上のためには、その源泉である人の交流と活動の促進が必要であることから、多様な人が交流・活動できる新たな交流施設の整備や既存施設を活用した新たな取り組みが必要となっている。

(フォローアップの考え方)

基本計画に位置付けした事業等の進捗状況を適時確認し、目標指標への効果を意識しながら、必要に応じて改善などの措置を講ずるものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 大曲通町地区第一種市街地再開発事業 (再掲) [内容] 仙北組合総合病院、バスターミナル、児童福祉施設、高齢者福祉施設、健康増進センター(仮称)、商業施設、駐車場、事務所等の整備 A=2.6ha [実施時期] 平成22年度 ～平成27年度</p>	<p>大曲通町地区市街地再開発組合</p>	<p>[再掲63ページ参照]</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業) [実施時期] 平成22年度 ～平成27年度</p>	
<p>[事業名] 高次都市施設整備事業 [内容] 高次都市施設「地域交流センター」の整備 A=1,200㎡ [実施時期] 平成20年度 ～平成22年度</p>	<p>大仙市</p>	<p>都市再生整備計画に基づく都市基盤整備に伴い、定住人口の増加が見込まれており、これに併せ、公園や道路等の整備を行うとともに、新たな交流・コミュニティの拠点の整備が必要となっている。本事業により、新たな交流拠点の整備を行い、地域交流及び地域活性化を図ることとしている。こうした取り組みは、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画) [実施時期] 平成20年度 ～平成22年度</p>	
<p>[事業名] 市民交流施設等整備事業 [内容] 市街地再開発事業により整備される商業施設の2階を市民交流等施設として整備</p>	<p>大仙市</p>	<p>中心市街地活性化区域において『大曲通町地区第一種市街地再開発事業』により整備される商業施設の2階を誰もが集える市民交流等施設として整備することにより、多様な人の交流・活躍による活力ある中心市街地の形成を図るものである。こうした取り組みは、同市街地再開発のコンセプト</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等と一体の効果促進事業) [実施時期] 平成25年度</p>	

[実施時期] 平成 25 年度		である「医療・福祉・交通等の核施設整備と商店街との連携による住みよいまちづくり」の実現に効果が見込めるほか、本計画の活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。		
--------------------	--	---	--	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] ペアーレ大仙運営事業 [内容] 市健康文化活動拠点センターの運営 [実施時期] 平成 20 年度～	指定管理者	健康文化活動拠点センターペアーレ大仙は、市民の心身の健康保持増進につながる各種生涯学習講座の開設と自己の啓発や充実、生活の質向上などのための生涯学習活動が行える場として、平成 20 年度において市が国から取得した施設であり、市民ニーズに的確に対応した効果的な運営により、今後とも多様な人の交流・活躍による活力ある中心市街地の形成を図ることとしている。こうした取り組みは、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。	[支援措置] 該当なし [実施時期] —	
[事業名] ペアーレ大仙増改築事業 [内容] 調理室・試食室の新設、工芸室の増築 増改築面積 186 m ² [実施時期] 平成 22 年度	大仙市	新たな利用ニーズに応えるとともに、将来における安定的な経営を図っていくため、調理室・試食室の新設、工芸室の増築工事を行うこととしている。調理室の新設により、「食」に関する新たな講座を開講することができ、また、工芸室の増築によりこれまで狭隘だったためできなかった講座の拡充が可能となることで、受講者の増加が見込まれている。こうした取り組みは、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。	[支援措置] 該当なし [実施時期] —	

<p>[事業名] 市民活動支援センター運営事業</p> <p>[内容] 市民活動支援センターの運営</p> <p>[実施時期] 平成 21 年度～</p>	<p>大仙市</p>	<p>市民活動支援センターの運営により、市民交流の場の提供、NPO・ボランティア活動に参加する人材の発掘・育成等を行うことで、新たな人の交流や活躍する機会を創出し、多様な人の交流・活躍による活力ある中心市街地の形成を図るものである。こうした取り組みは、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>[支援措置] 該当なし</p> <p>[実施時期] —</p>	
<p>[事業名] 地域交流センター運営事業</p> <p>[内容] 地域交流センターの運営</p> <p>[実施時期] 平成 22 年度～</p>	<p>大仙市</p>	<p>都市再生整備計画に基づき整備した地域交流センターの運営を行うことにより、地域交流・地域活性化を図ることで多様な人の交流・活躍による活力ある中心市街地の形成につなげることとしている。こうした取り組みは、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>[支援措置] 該当なし</p> <p>[実施時期] —</p>	
<p>[事業名] 地域子育て支援拠点施設「まるこのひろば」運営事業</p> <p>[内容] 地域子育て支援拠点施設の運営</p> <p>[実施時期] 平成 21 年度～</p>	<p>大仙市</p>	<p>都市再生住宅の 1 階フロアに地域子育て支援拠点施設「まるこのひろば」を設置し、子育て家庭の交流の場の提供や育児相談等を行うことにより、多様な人の交流・活躍による活力ある中心市街地の形成を図ることとしており、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>[支援措置] 該当なし</p> <p>[実施時期] —</p>	
<p>[事業名] 都市再生住宅高齢者生活相談所運営事業</p> <p>[内容] 都市再生住宅高齢者相談所の運営</p> <p>[実施時期] 平成 21 年度～</p>	<p>大仙市</p>	<p>都市再生住宅の 1 階フロアに高齢者相談所を設置、生活相談及び生活支援並びに生きがい活動に関するサービスの場を提供することで、多様な人の交流が見込まれており、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>[支援措置] 該当なし</p> <p>[実施時期] —</p>	

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同化住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性	
<p>(現状分析)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 中心市街地では、人口が減少する一方で、世帯数の増加傾向が見られる。また、D I D面積は増加の一途を辿り、平成 17 年度においては、D I D面積が 4.8k m²、人口密度が 3,508 人/k m²と、昭和 40 年と比べD I D面積で 2 倍、人口密度で約 3 分の 2 になり、D I D内における低密度化が進んでいる。 これは、市街地の拡散を示しており、道路・上下水道等の整備に係る行政運営コストの上昇や基盤整備の非効率化による都市機能の低下を招く恐れがあることから、集約型都市構造への転換が求められている。 ▶ 中心市街地では、住宅の密集や狭隘な道路、排水不良、工場と住宅の混在、未利用地が発生するとともに、道路・水道・公園等の公共施設の整備が遅れており、土地利用については効率が良いとは言い難い状況となっている。 こうしたことから、大曲駅前第二地区土地区画整理事業や都市再生整備計画に基づく事業が進められており、商業集積地であり住宅街でもある中心市街地において、新しい街づくりを契機とした『個性とうるおいのある街』『冬を快適にらせる街』づくりを目指し公共施設の整備改善を行い、交通の円滑化、歩行者の安全確保に努めながら商店街の形成、住宅利用の増進と地域全体の活性化を図ることとしている。 <p>(まちなか居住推進の必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 中心市街地において居住人口を増加させることは、中心部における生活のための消費需要を増大させ、人通りの増加によるにぎわい・活気づくりにもつながり、さらには地域のコミュニティ、自治活動及び防犯・防災活動等の機能を高めるなど、連鎖的に中心市街地の活性化につながる効果を引き出すことが考えられる。 こうしたことから、安全で安心して生活できる基盤整備等によりまちなか居住の促進を図り、居住人口の維持・増加に向けた取り組みを推進する必要がある。 <p>(フォローアップの考え方)</p> <p>基本計画に位置付けした事業等の進捗状況を適時確認し、目標指標への効果を意識しながら、必要に応じて改善などの措置を講ずるものとする。</p>	

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

<p>[事業名] 大曲通町地区第一種市街地再開発事業 (再掲) [内容] 仙北組合総合病院、バスターミナル、児童福祉施設、高齢者福祉施設、健康増進センター(仮称)、商業施設、駐車場、事務所等の整備 A=2.6ha [実施時期] 平成22年度 ～平成27年度</p>	<p>大曲通町地区市街地再開発組合</p>	<p>[再掲63ページ参照]</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業) [実施時期] 平成22年度 ～平成27年度</p>	
--	-----------------------	--------------------	---	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 大曲駅前第二地区住宅市街地総合整備事業(再掲) [内容] 都市再生住宅整備事業(RC造7階建52戸)、下水道整備事業(A=6.36ha) [実施時期] 平成16年度 ～平成26年度</p>	<p>大仙市</p>	<p>[再掲66ページ参照]</p>	<p>[支援措置] ①社会資本整備総合交付金(住宅市街地総合整備事業) ②防災・安全交付金(住宅市街地総合整備事業) [実施時期] ①平成16年度 ～平成24年度 ②平成24年度 ～平成26年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

該当なし

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

(現状分析)

- 本市の中心市街地は、秋田県南部、仙北平野の中央部に位置し、古くから舟運の集積地として、米の搬出・塩・海産物・日用品の交流が盛んであり、それに伴う人的・文化的交流もあったことから繁栄を続け、近年においても鉄道や道路の交通の結節点としてその有利な交通条件を背景に広い商圈を擁し、県南内陸部の中核的商業拠点として現在の市街地を形成してきた。
- 近年、モータリゼーションの進展や郊外部への道路整備に伴い、郊外部や周辺都市でロードサイド店の立地が相次ぎ、また、消費者ニーズの多様化などと併せて中心市街地の空洞化が進み、現在はその優位性が揺らいでいる状況となっている。こうした状況は、小売業における「事業所数」、「従業員数」、「年間商品販売額」、「売場面積」、「販売効率」などの各種指標の推移でも顕著に現れている。
- 平成11年3月には、旧法に基づく「大曲市中心市街地再活性化基本計画」を策定し、中心市街地の役割を維持・強化していくための方策として、個店・商店街の充実を基本としながら、チャレンジショップや市街地循環バス運行等中心市街地の活性化に資する取り組みを実施してきているが、中心市街地の衰退に歯止めがかからない状態となっている。

(商業の活性化の必要性)

中心市街地の現状やニーズ調査結果等を踏まえ、中心市街地・商業集積地として求心力の向上につながる取り組みの推進が必要となっている。

- 不足業種対策や空き店舗対策、新規開店支援などといった取り組みとともに、個店・商店街としての原点である消費者ニーズに対応したサービスや品質、品揃えなどといった本質的な“商業力”を高める取り組みが必要となっている。
- 商店街等は、地域住民の生活を支える基盤のひとつであり、地域コミュニティ活動の場であるとの観点から、地域住民の生活の質向上につながる取り組みが必要となっている。
- 楽しさが感じられる新たなイベントの開催や「大曲の花火」をはじめとする特色ある地域資源を最大限活かした新たな取り組み、来街者に対する「おもてなし」の向上につながる取り組みなど、交流人口の増加につながる取り組みが必要となっている。

(フォローアップの考え方)

基本計画に位置付けした事業等の進捗状況を適時確認し、目標指標への効果を意識しながら、必要に応じて改善などの措置を講ずるものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 大曲通町地区第一種市街地再開発事業 (再掲)</p> <p>[内容] 仙北組合総合病院、バスターミナル、児童福祉施設、高齢者福祉施設、健康増進センター(仮称)、商業施設、駐車場、事務所等の整備 A=2.6ha</p> <p>[実施時期] 平成22年度 ～平成27年度</p>	大曲通町地区市街地再開発組合	[再掲63ページ参照]	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業)</p> <p>[実施時期] 平成22年度 ～平成27年度</p>	
<p>[事業名] 駅ふれあい広場の機能向上事業</p> <p>[内容] JR大曲駅に併設する駅ふれあい広場の機能向上(モニュメント、花火パネル、照明のLED化等)</p> <p>[実施時期] 平成23年度</p>	大仙市	<p>中心市街地活性化区域において『大曲通町地区第一種市街地再開発事業』と一体的な事業として本事業を実施し、来街者や居住者の滞留・交流スペースとしての機能、鉄道・バスなどの待合機能の向上を図り、まちなかのにぎわい創出を推進するものである。こうした取り組みは、同市街地再開発のコンセプトである「医療・福祉・交通等の各施設整備と商店街との連携による住みやすいまちづくり」の実現に効果が見込めるほか、本計画の活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業と一体的効果促進事業)</p> <p>[実施時期] 平成23年度</p>	
<p>[事業名] 街路の名称開発・案内看板設置事業(再掲)</p>	(株)TMO大曲	[再掲64ページ参照]	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業と一体的</p>	

<p>[内容]</p> <p>街路の名称開発及び案内看板設置に関する事業</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成20年度～平成26年度</p>			<p>効果促進事業)</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成23年度～平成26年度</p>	
<p>[事業名]</p> <p>商店街等新規開店助成事業</p> <p>[内容]</p> <p>商店街等への新規開店支援</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成23年度～平成26年度</p>	大仙市	<p>中心市街地活性化区域において『大曲通町地区第一種市街地再開発事業』と一体的な事業として本事業を実施し、商店街において業種構成の適正化を図りながら新たな店舗を誘導し、多くの人が訪れたい魅力ある商店街の形成を図るものである。こうした取り組みは、同市街地再開発のコンセプトである「医療・福祉・交通等の各施設整備と商店街との連携による住みやすいまちづくり」の実現に効果が見込めるほか、本計画の活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>[支援措置]</p> <p>社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業と一体の効果促進事業)</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成23年度～平成26年度</p>	市補助金
<p>[事業名]</p> <p>がんばる商店等支援事業</p> <p>[内容]</p> <p>商店街等による新たなサービス提供等商業機能向上に資する取り組みに対する支援</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成22年度～</p>	大仙市	<p>中心市街地活性化区域において『大曲通町地区第一種市街地再開発事業』と一体的な事業として本事業を実施し、商店街等での新たなサービス提供を支援、商店等と消費者との交流を促進するとともに、市民にとって必要な商業機能の向上を図るものである。こうした取り組みは、同市街地再開発のコンセプトである「医療・福祉・交通等の各施設整備と商店街との連携による住みやすいまちづくり」の実現に効果が見込めるほか、本計画の活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>[支援措置]</p> <p>社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業と一体の効果促進事業)</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成23年度～平成26年度</p>	市補助金
<p>[事業名]</p> <p>だいせん『花火』と</p>	大曲商工会議	<p>本事業は、地域資源を活用した商店街等活性化イベントの実施をはじめ、</p>	<p>[支援措置]</p> <p>戦略的中心市街地</p>	

<p>『食』のおもてなし事業</p> <p>[内容]</p> <p>本市の地域資源である『花火』と『食』の持つ魅力を活かした中心市街地活性化イベント・情報発信等の実施</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成 23 年度～</p>	<p>所</p>	<p>「食」によるまちづくり推進事業や商店街等において“おもてなし”の心を醸成する街中おもてなしガイド育成事業を行うものである。この取り組みは一過性のにぎわいを目指したものではなく、多くの方から地域資源の持つ素晴らしさと中心商店街等の魅力を広く認識していただくための機会として位置付けており、来街動機の創出と商業集積地としての魅力向上による継続的なにぎわいづくりを目指すものである。こうした取り組みは、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>商業等活性化支援事業費補助金</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成 23 年度～平成 24 年度</p>	
<p>[事業名]</p> <p>商業集積地魅力向上事業</p> <p>[内容]</p> <p>タウンマネージャーの設置、地域資源等の調査・把握</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成 23 年度～平成 24 年度</p>	<p>大曲商工会議所</p>	<p>中心市街地の活性化に関する取り組みを円滑かつ確実に推進するため、中心市街地活性化事業を一体的に管理・運営するタウンマネージャー等を設置する。また、同時に、中心市街地にある店舗、商品、サービスをはじめ、駐車場、景観スポット、空き店舗、低未利用地等をきめ細やかに調査・把握し、地域資源としてデータベース化し、タウンマネジメントする際に必要となるデータとして用いるとともに、各活性化事業にフィードバックすることで商業集積地としての魅力・機能を向上させるものである。こうした取り組みは、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>[支援措置]</p> <p>戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成 23 年度～平成 24 年度</p>	
<p>[事業名]</p> <p>中心市街地にぎわい創出事業</p> <p>[内容]</p> <p>商店街における空き店舗を活用したにぎわい創出のための事</p>	<p>大仙市、(株)TMO大曲、大仙市観光物産協会</p>	<p>花火通り商店街にある空き店舗を活用したにぎわい創出施設（花火庵等）を設置し、その施設を拠点とした各種まちづくり団体との協働により活性化に向けた取り組みを進め、中心市街地のにぎわい創出と回遊性の向上を図ることとしている。こうした取</p>	<p>[支援措置]</p> <p>中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成 23 年度～</p>	

業 [実施時期] 平成 17 年度～		り組みは、中心市街地の活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。		
--------------------------	--	--------------------------------------	--	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 商業活性化ハンド in ハンド事業 [内容] 中心市街地のにぎわい創出につながる魅力ある商店街形成に向けた専門家活用事業 [実施時期] 平成 22 年度～平成 23 年度	花火通り商店街	商店街自らの主体的な取り組みに加えて、専門家から商店街が抱える課題に対し効果的なアドバイス等を受けながら、多くの人を訪れたい魅力ある商店街の形成に向けた戦略ビジョン等の検討を行うものである。具体的には「おもてなしの心」の具現化として、QSC（クオリティ、サービス、清潔さ）の徹底や装飾・陳列の変更など、商店街としての本質的な魅力向上につながる取り組みを短期間かつ効果的に行い、中心市街地のにぎわい創出に結びつくビジョンを想定している。こうした取り組みは、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。	[支援措置] 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業 [実施時期] 平成 22 年度～平成 23 年度	中心市街地活性化協議会經由申請
[事業名] 「まちなか待合室」 機能構築事業 [内容] 中心市街地の交流施設等への医療機関受診待機情報等表示モニターの設置 [実施時期] 平成 25 年度～	(株) T M O 大曲	花火通り商店街にあるにぎわい創出施設「花火庵」をはじめとした中心市街地区域内の交流施設、各店舗等に医療機関との連携による受診待機情報等を表示するモニターを設置、まちなかでの待合機能を構築することで、医療機関と既存商店街との結びつきを強化し、商業等の活性化を図るものである。受診待機情報、近隣商店の売出し情報、まちゼミ開催情報、にぎわい創出施設のサークル活動やイベント情報など様々な情報を一つのアプリケーションで配信し、交流施設、店舗、路上でモニターやスマートフォンなどのツールにより閲覧可能とする	[支援措置] 地域商業自立促進事業 [実施時期] 平成 26 年度	

		<p>取り組みである。受診の順番を商店街に居ながら確認し、空き時間を有効に活用できることで、まちなかの回遊・商店街での購買機会の促進を図り、商業の活性化とまちなかのにぎわい創出に結び付けるものである。店舗情報や売出し情報等が反復して配信されることで、効果的に消費者の購買意欲を刺激し、受診待機時間を利用した買い置きや受診後の購入が期待できるほか、商店街が実施するまちゼミの認知度も向上し、顧客獲得機会の拡大が図られることから、地域経済の活性化を促進し、活力ある商機能を維持するためにも必要な事業である。機能構築は、まちづくり会社TMO大曲が担い、構築後は、TMO大曲と商店街が連携しながら、商店街組織を中心に近隣店舗も含んだまちゼミの開催など個店をはじめとしたまち全体の魅力を高める取り組みを行うことで、面的波及効果も見込まれる。こうした取り組みは、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>		
--	--	--	--	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] (仮称)中心市街地活性化空店舗活用事業 [内容] テナント及びコミュニティスペース等を備えた商業・交流施設の設置</p>	<p>(株) T M O 大曲</p>	<p>本事業は、市街地再開発事業による医療・福祉拠点と既存商店街を有機的に結び付ける結節点と現在まちなかに不足している地域コミュニティ形成を目的に実施するものである。商業等の活性化や商店街の魅力向上、来街の動機、継続的なにぎわい創出の契機となるものであり、活性化目標の達成</p>	<p>[支援措置] 該当なし [実施時期] ー</p>	

<p>[実施時期] 平成 24 年度～</p>		<p>に必要なものとして位置付けている。</p>		
<p>[事業名] 商店街元気アップ事業</p> <p>[内容] 商店街戦略会議の設置や第三者評価機関“クチコミ評価室”の設置、店舗力の向上、不足業種の誘致などの取り組み</p> <p>[実施時期] 平成 23 年度～</p>	<p>花火通り商店街</p>	<p>商店街としての戦略的な取り組みの検討を行う商店街戦略会議を設置する。また、商店街・個店に対する第三者評価機関を設置し、その評価について戦略会議で分析検討を行い、商店街・個店における品揃え、サービス、店舗レイアウト、内外装などの充実、不足業種等の誘致などを実施し、商店街としての魅力・機能を向上させることとしている。こうした取り組みは、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>[支援措置] 該当なし</p> <p>[実施時期] —</p>	
<p>[事業名] 商店街新戦略展開事業</p> <p>[内容] 商品・サービス“もう逸品”事業や農産物等の産直販売所の開設、各種ユニークな商品開発・販売事業の展開</p> <p>[実施時期] 平成 23 年度～</p>	<p>花火通り商店街</p>	<p>現在の業種にとらわれず既存の商品・サービスに”もう逸品”として人気商品を商店街各店舗で取り扱い、“もう逸品”効果による新たな集客活動を展開する。また、空き店舗等に農産物等の産直販売所を開設、消費者から引き合いが多い商品については、「個店にもう逸品作戦」で取り扱う対象商品とし、常時販売に結びつけるものとする。さらに、商店街が医療機関集積地に立地しているという特徴を活かし、他地域で行っていない各種ユニークな商品開発・販売事業を展開する。こうした取り組みは、商業集積地として来街者・居住者の消費ニーズを充足させ、中心市街地のにぎわい創出につながることから、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>[支援措置] 該当なし</p> <p>[実施時期] —</p>	
<p>[事業名] 近隣集客施設等連携事業</p> <p>[内容]</p>	<p>花火通り商店街</p>	<p>現状では商店街になかなか立ち寄らない近隣集客施設利用者（総合病院、ペアーレ等）に対し、インセンティブを付加した商店街広告の配布を</p>	<p>[支援措置] がんばる商店等支援事業費補助金（市）</p>	

<p>近隣集客施設利用者と商店街との結びつきの強化を促進させる取り組みとして、商店街広告事業、ご用聞き・配送事業、商店街PR事業、イベント事業等の実施</p> <p>[実施時期] 平成23年度～</p>		<p>はじめ、ご用聞き・配送、商店街PR等を行い、当該施設利用者からの来街機会を増加させ施設と商店街との結びつきを強化するものである。こうした取り組みは、商業集積地として来街者・居住者の消費ニーズを充足させ、中心市街地のにぎわい創出につながることから、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>[実施時期] 平成23年度～平成26年度</p>	
<p>[事業名] まごころデリバリー・お伺い事業</p> <p>[内容] 高齢者世帯に対する宅配サービスの実施</p> <p>[実施時期] 平成24年度～</p>	<p>花火通り商店街、福祉団体等</p>	<p>社会福祉団体等と協働し、高齢者世帯に対し実施する宅配サービス事業を実施する。商店街に設置するサービスセンターで商品の受注を集約、商品を商店街各店に発注、一括配送するシステムとする。また、配送と同時に当該高齢者世帯の安否確認も行うことで、見守り機能も担うこととしている。こうした取り組みは、商店街との結びつきを強化し、来街機会を増加させることが期待され、中心市街地のにぎわい創出につながることから、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>[支援措置] 該当なし</p> <p>[実施時期] —</p>	
<p>[事業名] ボランティアポイントカード事業</p> <p>[内容] まちづくりボランティアに対するポイントカードの配付及び特典の提供</p> <p>[実施時期] 平成23年度～</p>	<p>花火通り商店街、福祉団体等</p>	<p>まちづくり等に関わるボランティア活動に参加する団体・個人等に対し、「ボランティアポイントカード」を配付、商店街各店舗で様々な特典を提供するサービスを展開することで、まちづくりへの意識の高揚を図るとともに、来街機会の増大によるにぎわいの創出を図るものである。こうした取り組みは、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>[支援措置] 該当なし</p> <p>[実施時期] —</p>	
<p>[事業名] まちづくりにたずさわる同志協働事業</p>	<p>花火通り商店街、土</p>	<p>社会福祉団体、ボランティア団体などが中心市街地において実施する事業等に対し、開催場所の提供や運営協</p>	<p>[支援措置] 該当なし</p> <p>[実施時期]</p>	

<p>[内容] まちづくりに携わる各種団体への事業協力及びサポート</p> <p>[実施時期] 平成 21 年度～</p>	屋館衆	力のサポートなどを行い、中心市街地のにぎわいを創出するものである。こうした取り組みは、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。	—	
<p>[事業名] 花火の街の花事業</p> <p>[内容] 商店街へのプランター等の設置</p> <p>[実施時期] 平成 23 年度～</p>	花火通り商店街、ボランティア団体	ボランティア団体との協働により、商店街の各店舗前にプランター等を設置し、訪れる人が楽しんで回遊できる美しい商店街を形成するものである。こうした取り組みは中心市街地のにぎわい創出につながることから、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。	<p>[支援措置] 該当なし</p> <p>[実施時期] —</p>	
<p>[事業名] アドトリ・イノベーション事業</p> <p>[内容] 一定期間の経営体験を通じた後継者育成事業</p> <p>[実施時期] 平成 23 年度～</p>	花火通り商店街	後継者不在により事業継続困難が懸念される店舗において、意欲のある後継希望者から一定期間同店舗の経営を体験してもらう後継者育成事業を実施する。希望者の経営体験については、当該店主だけではなく、商店街全体がフォローアップしていく仕組みを構築する。こうした取り組みは、商業集積地として今後とも来街者・居住者の消費ニーズを充足させ、中心市街地のにぎわい創出につながることから、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。	<p>[支援措置] 該当なし</p> <p>[実施時期] —</p>	
<p>[事業名] 都市農村交流事業(農産物の産直事業)</p> <p>[内容] 中心市街地活性化区域における直売事業の展開</p> <p>[実施時期] 平成 23 年度～</p>	農業生産者団体	地域資源のひとつである農産物等の直売を中心市街地活性化区域において実施し、同区域に不足している生鮮食料品ニーズの充足によるにぎわい創出を図ることとしている。また、農業者(生産者)が直接農産物を販売することで居住者・来街者(消費者)とコミュニケーションがある“商”が構築されることで、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。	<p>[支援措置] 該当なし</p> <p>[実施時期] —</p>	

<p>[事業名] 都市農村交流事業(歴史観光モデルコース等整備事業)</p> <p>[内容] 古い地域の祭の復活とそれに併せた歴史観光モデルコースを整備、都市農村交流活動の実施</p> <p>[実施時期] 平成20年度～平成22年度</p>	<p>大曲農都協議会</p>	<p>「江戸時代の紀行家・菅江真澄の足跡をめぐり、歴史と祭りと食を楽しむ」をテーマに同氏が著した「月の出羽路」に記述されている「大曲ノ郷ノ眠流」の七夕祭りの復活や歴史観光モデルコース整備などにより都市農村交流活動を行うものである。本事業は、地域資源を活かした魅力ある中心市街地及び多様な人の交流・活躍による活力ある中心市街地の形成につながることから、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>[支援措置] 該当なし</p> <p>[実施時期] —</p>	
<p>[事業名] 全国花火競技大会の開催</p> <p>[内容] 中心市街地活性化区域に隣接する雄物川河川敷を会場に盛大に開催される花火競技大会</p> <p>[実施時期] 明治43年～</p>	<p>全国花火競技大会実行委員会</p>	<p>毎年8月第4土曜日、中心市街地活性化区域に隣接する雄物川河川敷を会場に盛大に開催される花火競技大会。一般的な花火大会とは異なるコンペティション大会であり、その優勝者には内閣総理大臣賞が授与されるなど、格式と伝統、質の高さ、60万人を超える観覧者数の多さから、日本屈指の花火大会と評されている。本市における最大の観光資源となっている本大会は、本市のみならず周辺地域にも大きな経済効果をもたらすとともに、多様な人の交流・活躍による活力ある中心市街地の形成に寄与していることから、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>[支援措置] 市負担金ほか</p> <p>[実施時期] 平成17年度～</p>	
<p>[事業名] 『大曲の花火100年』事業の開催</p> <p>[内容] 「全国花火競技大会」100年を記念したイベント等</p> <p>[実施時期]</p>	<p>花火100年フェスタ実行委員会</p>	<p>「全国花火競技大会」100年を記念し、記念花火の打ち上げやJR大曲駅への「大曲の花火100年」を告げる大型垂幕の設置、県内外へのPRの促進などにより、「花火の街」としての知名度やイメージを向上させ、観光振興による交流人口の底上げを図る契機とする。これにより、地域資源を活か</p>	<p>[支援措置] 市負担金ほか</p> <p>[実施時期] 平成22年度</p>	

平成 22 年度		した魅力ある中心市街地及び多様な人の交流・活躍による活力ある中心市街地の形成につながることから、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。		
<p>[事業名] 新作花火コレクション</p> <p>[内容] 花火シーズンを先取りした形で実施される、若手花火師による新作花火競技大会</p> <p>[実施時期] 平成 4 年度～</p>	NPO 法人 大曲花火倶楽部	本市を花火の流行・花火の情報の発信地として内外にアピールするとともに、次代を担う全国の若手花火作家の技術の向上を図ること等を目的として開催される花火競技大会。一年で最も空気が澄む 3 月中下旬に開催することで、花火本来の色や迫力を堪能できることから、年々その評価も高まり、観覧者も増加、まちなかのにぎわい創出につながっている。こうした取り組みは、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。	<p>[支援措置] 該当なし</p> <p>[実施時期] —</p>	
<p>[事業名] 土屋館わいわい広場定期開催事業</p> <p>[内容] 中心市街地活性化を目指した市民・団体連携イベント</p> <p>[実施時期] 平成 21 年度～</p>	土屋館衆	中心市街地活性化を目指した民間団体“土屋館衆”が主体となり、関係団体との連携協力の下、定期的な市民参加型のイベントを展開するものである。毎回バラエティに富んだ楽しいイベントとなっており、回を重ねるごとに参加者が増加、中心市街地の活性化に寄与している。この活動は、多様な人の交流・活躍による活力ある中心市街地の形成につながることから、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。	<p>[支援措置] 中心市街地活性化推進事業費補助金（市）</p> <p>[実施時期] 平成 24 年度～</p>	
<p>[事業名] 丸子川ちょこっと広場開催事業</p> <p>[内容] 飲食や花火の打ち上げを中心とした中心市街地活性化イベント</p>	大曲ちょこっと倶楽部、土屋館衆、花火通り商店街	梅雨明け時期の夕暮れ時、丸子橋橋上公園及び丸子橋河川敷において、年代会を中心とした若者と土屋館衆、花火通り商店街が協働し、飲食・花火の打ち上げを中心とした活性化イベントを開催、中心市街地のにぎわい創出を図るものである。こうした取り組みは、活性化目標の達成に必要なものと	<p>[支援措置] 該当なし</p> <p>[実施時期] —</p>	

[実施時期] 平成 20 年度～		して位置付けている。		
[事業名] 夕焼け音楽祭&七夕 花火 [内容] 初夏に開催される花 火通り商店街主催に よる花火大会 [実施時期] 平成 16 年度～	花火通 り商店 街	初夏に開催される花火通り商店街 主催による花火大会。会場となる丸子 川河畔にはキャンドルがともされ、天 の川を想像させるような幻想的な雰 囲気の中、メッセージ花火や華麗なス ターマインが夜空を彩る。多くの親子 連れが訪れ、中心市街地ににぎわいを 創出している。こうした取り組みは、 活性化目標の達成に必要なものとし て位置付けている。	[支援措置] がんばる商店等 支援事業費補助 金（市） [実施時期] 平成 23 年度 ～平成 26 年度	
[事業名] 観光カヌー推進事業 [内容] カヌー体験事業、カヌ ー指導者の育成 [実施時期] 平成 21 年度～	大仙市	本市は、昔から雄物川やその支流で ある玉川、丸子川と共存し、多大な恵 みを受けてきており、これらの川を地 域の新たな観光資源とした観光振興 に取り組むこととしている。具体的 には、中心市街地と接する雄物川・玉川 を起点としたカヌー体験事業を実施 するとともに、本市の持つ自然の豊か さ、すばらしい景観を県内外にPRす ることで、交流人口の増加を図ること としている。こうした取り組みは、活 性化目標の達成に必要なものとして 位置付けている。	[支援措置] 該当なし [実施時期] —	
[事業名] 特産品認定事業 [内容] 特産品の情報提供、宣 伝及び販売体制確立 支援 [実施時期] 平成 22 年度～	大仙市	特産品認定事業として、特産品の情 報提供、宣伝及び販売体制確立の支援 により、当該特産品のみならず、本市 の知名度・イメージを向上させ、中心 市街地での産直販売の取り組みと併 せ、市内外からの新たな交流人口増加 によるにぎわい創出を図ることとし ている。こうした取り組みは、活性化 目標の達成に必要なものとして位置 付けている。	[支援措置] 該当なし [実施時期] —	
[事業名] 観光モニターツアー	大仙市	本市における観光資源を活用・ネッ トワーク化した新たな観光ルートの	[支援措置] 該当なし	

<p>事業</p> <p>[内容]</p> <p>新たな観光ルートの開発事業</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成 21 年度～</p>		<p>開発・商品化を推進することで、中心市街地を起点とした新たな交流人口増加によるにぎわいの創出を図ることとしている。こうした取り組みは、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>[実施時期]</p> <p>—</p>	
<p>[事業名]</p> <p>「大曲の花火」ブランド化事業</p> <p>[内容]</p> <p>「大曲の花火」製品のブランド化と販売事業</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成 22 年度～</p>	<p>大曲商工会議所青年部、大曲の花火公認お土産検討協会</p>	<p>本事業は、秋田県を訪れる観光者から良質で明確な「大曲の花火」・「大曲」の“お土産”と感じていただける産品を公認産品と位置付けるとともに、取扱事業所において統一デザインの包材使用を徹底するなどの取り組みを行い、ブランド力の向上、通年の商品販売につなげることにより、当該産品を主に取り扱う中心商店街の活性化を図るものである。こうした取り組みは、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>[支援措置]</p> <p>秋田県観光バージョンアップ事業（県）</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成 22 年度</p>	
<p>[事業名]</p> <p>ノスタルジア大曲</p> <p>[内容]</p> <p>大曲の昔とその暮らしを再現する体験イベント（馬車・人力車体験、昔の遊び体験、「大曲の花火」の歴史を知る資料展示、着物で街歩き等）</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成 22 年度</p>	<p>ノスタルジア大曲実行委員会（商工会議所青年部、花火ときめきチーム、大仙若者会議、花火通り商店街ほか）</p>	<p>「大曲」の街に鉄道が通り「大曲の花火」が開始され街が発展し始めた活気ある時代の風俗等を体験できるイベントとして「ノスタルジア大曲 2010」を実施する。本イベントは、かつての「大曲」をキーワードに、地域の多様な団体・個人から郷土愛やネットワーク構築の大切さを感じていただくとともに、地域外からの参加者に対しこれまでと違った秋田の楽しみ方として、古き良き時代の本地域の風俗等を楽しんでいただくものであり、中心市街地における交流人口の増加が見込まれている。こうした取り組みは、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>[支援措置]</p> <p>元気なふるさと秋田づくり活動支援事業（県）</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成 22 年度</p>	
<p>[事業名]</p> <p>秋田出羽デザインアート</p>	<p>秋田出羽デザインアート</p>	<p>芸術の面から秋田の良さを再認識するために、若手芸術家を講師に若年者を対象とした「秋田出羽デザインア</p>	<p>[支援措置]</p> <p>元気なふるさと秋田づくり活動</p>	<p>平成 23 年度以降も継続申</p>

<p>[内容] ワークショップによる若年芸術家発掘と交流と秋田における芸術文化情報の発信 [実施時期] 平成 22 年度～</p>	<p>2010実行委員会 (秋田デザインサポート会議、秋田民報社他)</p>	<p>「ト 2010」を実施する。本事業は、秋田の芸術の可能性を学習し、次代の秋田の文化を形成する人材の育成を目指したものであり、県南交通のハブである本市中心市街地において実施することにより、秋田県南の芸術文化観光の出発地として交流人口の増加を見込んでいる。こうした取り組みは、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>支援事業（県） [実施時期] 平成 22 年度</p>	<p>請予定</p>
<p>[事業名] ARO 秋田学習会 [内容] ARO（アキタ・ロボット・コンテスト）に出場する、小中学生のための学習会 [実施時期] 平成 22 年度～</p>	<p>ARO 秋田学習会実行委員</p>	<p>本事業は、ARO（アキタ・ロボット・コンテスト）を通じ、ものづくりに対する関心を高め、若年層の人材を育成する事業である。本事業は、中心商店街にある「花火庵」を学習場所に設定することとしており、ARO に出場する多くの小中学生及び関係者の来街が予定されており、にぎわい創出と中心市街地の良さを知っていただく機会になるものと見込まれている。こうした取り組みは、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>[支援措置] 元気なふるさと秋田づくり活動支援事業（県） [実施時期] 平成 22 年度</p>	<p>平成 23 年度以降も継続申請予定</p>
<p>[事業名] のびのびらんど活動事業 [内容] 手話教室や絵手紙教室などの講座のほか、市民の作品展示、子ども達向けのサタデースクールなどの実施 [実施時期] 平成 17 年度～</p>	<p>のびのびらんど</p>	<p>ボランティアグループ「のびのびらんど」は花火庵内で様々な活動を展開しており、中心市街地のにぎわいづくりに大きく貢献している。現在は、手話教室や絵手紙教室などの講座のほか、市民の作品展示、子ども達向けのサタデースクールなどを開催し、多くの方から利用いただいている。のびのびらんどでは新たな講座の開催や既存講座の拡充等により利用者の増加を見込んでおり、さらなるにぎわい創出を図ることとしている。こうした取り組みは、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>[支援措置] 該当なし [実施時期] —</p>	
<p>[事業名]</p>	<p>指定管</p>	<p>市の産業、歴史及び文化の紹介並び</p>	<p>[支援措置]</p>	

<p>観光情報センター運営事業</p> <p>[内容]</p> <p>大仙市観光情報センターの管理運営</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成 17 年度～</p>	<p>理者</p>	<p>に人が集い、交流する場を提供することで、地域資源を活かした交流人口増加によるにぎわいの創出を図ることとしている。こうした取り組みは、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>該当なし</p> <p>[実施時期]</p> <p>—</p>	
<p>[事業名]</p> <p>大仙市産業展示館運営事業</p> <p>[内容]</p> <p>大仙市産業展示館の管理運営</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成 17 年度～</p>	<p>大仙市</p>	<p>産業・地域の振興に係る各種展示及び研修等を行うことで、市内外の多様な人の交流・活躍による交流人口の増加を見込んでいる。こうした取り組みは、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>[支援措置]</p> <p>該当なし</p> <p>[実施時期]</p> <p>—</p>	
<p>[事業名]</p> <p>夏まつり大曲</p> <p>[内容]</p> <p>大曲地域における夏の代表的なイベント</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成 17 年度～</p>	<p>お祭り 実行委員会</p>	<p>毎年 8 月上旬、中心市街地・花火通り商店街周辺をメイン会場に二日間にわたり開催される夏の一大イベントのひとつ。踊りの広場の開催や出店、ゲーム大会など盛りだくさんの催し物のほか、元気な子どもたちの声が響き渡る「子ども樽みこし」が行われるなど、まちなかのにぎわい創出につながっている。こうした取り組みは、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>[支援措置]</p> <p>市負担金ほか</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成 17 年度～</p>	
<p>[事業名]</p> <p>大仙市秋の稔りフェア</p> <p>[内容]</p> <p>市内の農産物や地場産物が一堂に会し行われる秋のイベント</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成 17 年度～</p>	<p>大仙市 秋の稔りフェア 実行委員会</p>	<p>市内の農産物や地場産物が一堂に会し行われる秋の一大イベントである。各商工業者による出店や展示コーナーのほか舞台発表なども行われ、まちなかのにぎわい創出につながっている。こうした取り組みは、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>[支援措置]</p> <p>市負担金ほか</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成 17 年度～</p>	
<p>[事業名]</p> <p>花火伝統文化継承事業</p>	<p>大仙市、 大仙市</p>	<p>「花火」を日本の伝統文化と捉え、「大曲の花火」をはじめとする花火に</p>	<p>[支援措置]</p> <p>該当なし</p>	

業 [内容] 「大曲の花火」をはじめとする花火関連資料等の収集・整理・保存等に関する事業 [実施時期] 平成 20 年度～	花火伝 統文化 継承プ ロジェ クト	関するあらゆる資料を収集・保存を行い、将来にわたる貴重な文化的財産として後世に確実に継承していく取り組みを進めていくことで、地域資源を活かした交流人口の増加を見込んでいる。こうした取り組みは、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。	[実施時期] —	
[事業名] 大仙市大曲なかよし ウォーキング事業 [内容] 中心市街地に隣接する会場で開催される大規模なウォーキング大会 [実施時期] 平成 14 年度～	大仙市	中心市街地に隣接する雄物川河川敷にて開催される県内最大規模となるウォーキング大会。子どもから高齢者まで多くの市内外の方が集まり交流することで、中心市街地におけるにぎわいの創出につながっている。こうしたことから、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。	[支援措置] 該当なし [実施時期] —	
[事業名] 「ドンと恋♥」（街なか婚活イベント） [内容] 中心市街地のにぎわい創出と男女の出会いの場の提供 [実施時期] 平成 24 年度～	「ドンと恋♥」街 コンプロ ジェクト 実行委員 会	地域における男女の出会いの場づくりと交流人口の増加及び少子化を解消するための街なか婚活イベント「ドンと恋♥」を開催。また、中心市街地での開催により、多様な人の交流による活力ある中心市街地の形成が図られるものである。こうした取り組みは、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。	[支援措置] ①市負担金ほか ②少子化対策応援ファンド補助金（県） [実施時期] ①平成 24 年度～ ②平成 24 年度～平成 26 年度	
[事業名] まつり・イベント等の開催（※）	大仙市、 各実行 委員会 ほか	中心市街地活性化区域及びその周辺地域において、まつり・イベント等を開催し、地域資源を活かした魅力ある中心市街地及び多様な人の交流・活躍による活力ある中心市街地の形成につながり活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。	[支援措置] 市負担金ほか [実施時期]	

(※) まつり・イベント等の開催（中心市街地活性化区域内・近隣での実施分）

- 新人音楽祭（大曲地域）〔1月上旬開催〕
- 川を渡るぼんでん（大曲地域）〔2月11日開催〕
- 鳥子舞・綱引き（綱引きは県無形民俗文化財記録採択：大曲地域）〔2月15日開催〕
- 秋田おぼこ節全国大会（大曲地域）〔6月上旬開催〕

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(現状分析)

- 本市では、中心市街地活性化と市民の生活の足の確保を目的とした「大仙市循環バス運行事業」を実施しており、利用者は減少しているものの、年間約1万7千人が利用し、市民生活の中で定着・認知されている。
- 平成20年2月において、“地域で支え合う長寿社会に対応した地域公共交通の構築”を掲げた「大仙市地域公共交通活性化再生総合連携計画」を策定、本計画に基づき、生活バス路線の維持確保対策や交通空白地域解消を目的としたデマンド型乗合タクシーの運行、コミュニティバスの運行等を行っている。
- モータリゼーションの進展により、鉄道やバスといった公共交通機関の利用が減少し続けている状況にある。特に、路線バスについては、便数の減少や路線の廃止に伴い利便性が低下、さらに利用者が減るという「負のスパイラル」に陥っているものと考えられる。
- 地理的条件や公共交通網等の問題から、自動車利用が増大しており、統計上市民の2人に1人が自動車を保有している状況にある。

(公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性)

- 本市における高齢社会の進展に対応し、高齢者をはじめ市民誰もが暮らしやすいと思えるまちづくりには、都市機能が集積した中心市街地に来訪しやすい環境づくりが必要である。こうしたことから、市街地における循環バスの運行や郊外と市街地を結ぶ生活バス路線の維持、交通空白地域と中心市街地を結び付ける乗合タクシー等の取り組みを継続・強化し、公共交通機関の利便性の増進を図ることとする。
- 人類は「地球温暖化」という脅威に直面しており、世界各国において低炭素社会の実現に向けた様々な取り組みがなされている。本市においてもこうした状況を踏まえ、低炭素社会の実現に向けた具体的な取り組みのひとつとして自動車に過度に頼らない地域公共交通システムの構築を推進しているところである。しかしながら、前述のように生活バス等の利用減少が続いている現状から、公共交通機関の利用促進につながる新たな取り組みが必要となっている。

(フォローアップの考え方)

基本計画に位置付けした事業等の進捗状況を適時確認し、目標指標への効果を意識しながら、必要に応じて改善などの措置を講ずるものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

<p>[事業名] 大曲通町地区第一種市街地再開発事業 (再掲) [内容] 仙北組合総合病院、バスターミナル、児童福祉施設、高齢者福祉施設、健康増進センター(仮称)、商業施設、駐車場、事務所等の整備 A=2.6ha [実施時期] 平成22年度 ～平成27年度</p>	<p>大曲通町地区市街地再開発組合</p>	<p>[再掲63ページ参照]</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業) [実施時期] 平成22年度 ～平成27年度</p>	
<p>[事業名] 循環バスルートの見直し・運行事業 [内容] 中心市街地内にあるバスターミナルを起点とし、市街地と公共施設等を結んでいる循環バスルートの設定に係る社会実験 [実施時期] 平成23年度 ～平成26年度</p>	<p>大仙市、羽後交通㈱</p>	<p>中心市街地活性化区域において『大曲通町地区第一種市街地再開発事業』と一体的な事業として本事業を実施し、循環バス運行に係る市民ニーズ調査や運行実験のほか、運行ルート等の見直しを行うことで、市民の移動利便性の向上を図り、中心市街地への来街者の増加に結びつけるものである。こうした取り組みは、同市街地再開発のコンセプトである「医療・福祉・交通等の各施設整備と商店街との連携による住みやすいまちづくり」の実現に効果が見込めるほか、本計画の活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業と一体の効果促進事業) [実施時期] 平成23年度 ～平成26年度</p>	
<p>[事業名] バス停等整備事業 [内容] 循環バス停留所の標識・ベンチ等の整備 [実施時期]</p>	<p>大仙市</p>	<p>中心市街地活性化区域において『大曲通町地区第一種市街地再開発事業』と一体的な事業として本事業を実施し、利用者にやさしい・利用しやすい環境づくりを行い、中心市街地活性化への来街者の増加を図るものである。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業と一体の効果促進事業) [実施時期]</p>	

平成 26 年度		こうした取り組みは、同市街地再開発のコンセプトである「医療・福祉・交通等の各施設整備と商店街との連携による住みやすいまちづくり」の実現に効果が見込めるほか、本計画の活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。	平成 26 年度	
----------	--	---	----------	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

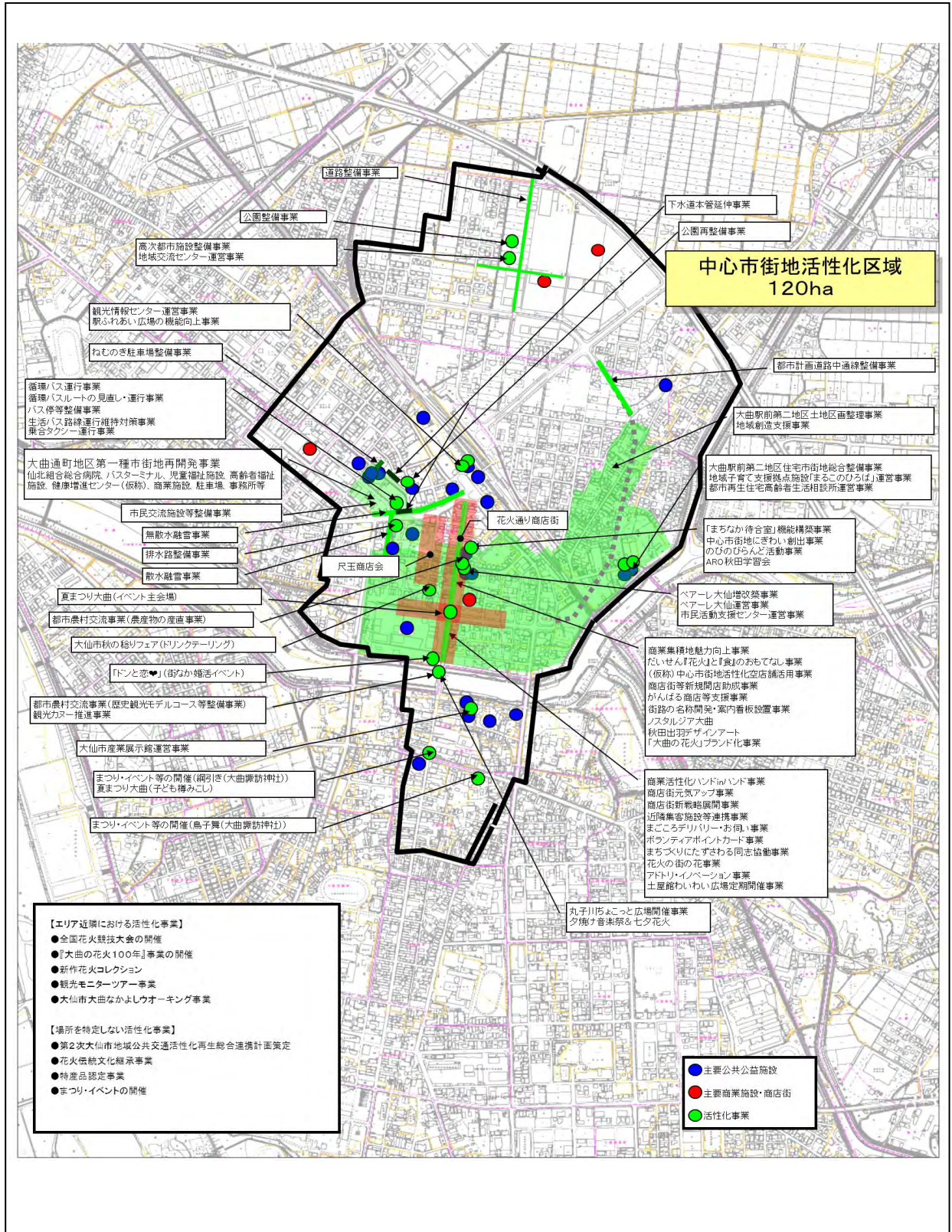
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 循環バス運行事業 [内容] 大仙市循環バスの運行事業 [実施時期] 平成 17 年度～	大仙市、 羽後交通(株)	中心市街地内にあるバスターミナルを起点とし、市街地と公共公益施設等を結んでいる循環バス運行を継続し、中心市街地への来街者の維持・増加を図ることとしている。こうした取り組みは、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。	[支援措置] 該当なし [実施時期] ー	
[事業名] 乗合タクシー運行事業 [内容] デマンド型乗合タクシー運行事業 [実施時期] 平成 17 年度～	大仙市、 タクシー事業者	本事業により、中心市街地地域外の交通空白地域と中心市街地を乗合タクシーで結ぶことで、中心市街地への来街者の増加を図ることとしている。こうした取り組みは、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。	[支援措置] 秋田県生活バス路線等維持費補助金 (マイタウン・バス運行維持費補助金) [実施時期] 平成 21 年度～	
[事業名] 生活バス路線運行維持対策事業 [内容] 生活バス路線維持に対する支援事業 [実施時期] 平成 17 年度～	秋田県、 大仙市	高齢社会の進展により交通弱者の増加が考えられることから、都市機能が集積した中心市街地と各地域とを結ぶ公共交通機関の役割はますます重要となってくるものと考えられる。本事業により、廃止・縮小基調にある生活バス路線の維持や鉄道とのマッチングを図ることで、交通弱者の移動	[支援措置] 秋田県生活バス路線等維持費補助金 (生活バス路線維持費等補助金) [実施時期] 平成 17 年度～	

		利便性を確保するとともに、中心市街地への来街者の維持・増加を図ることとしている。こうした取り組みは、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。		
<p>[事業名] 第2次大仙市地域公共交通活性化再生総合連携計画策定</p> <p>[内容] 第2次大仙市地域公共交通活性化再生総合連携計画の策定</p> <p>[実施時期] 平成23年度</p>	大仙市	本市における地域公共交通の活性化と再生を図り、交通空白地域を解消するとともに、地域と地域をつなぐ交通体系を整備することで、交通弱者の生活の足を確保するとともに、医療・福祉・商業などの都市機能が集積した中心市街地への移動利便性の確保につながるものである。こうした取り組みは、活性化目標の達成に必要なものとして位置付けている。	<p>[支援措置] 該当なし</p> <p>[実施時期] —</p>	

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

[1] 市内体制

市関係部局の積極的かつ主体的な関与が図られるよう、基本計画策定にあたっては、副市長を筆頭に7部7名で構成される「大仙市中心市街地活性化検討委員会」を設置し協議を行っている。また、下部組織としてワーキンググループを設置、それぞれの立場から意見を出し合い、議論を重ねることとしている。さらに、各段階において関係機関や商業関係者からの意見も積極的に取り入れ、真に中心市街地の活性化につながる取り組みとなるような体制を整備している。

(1) 大仙市中心市街地活性化検討委員会

組織名	組織構成	役割
大仙市中心市街地活性化検討委員会	市長が指定する副市長、企画部長、総務部長、建設部長、農林商工部長、市民生活部長、健康福祉部長、教育次長	基本計画の策定及びこれに伴う重要施策の調整に関し必要な審議
大仙市中心市街地活性化検討委員会ワーキンググループ	総合政策課、重点政策推進室、都市計画課、土地区画整理事務所、商業労政課、観光物産課の実務担当職員	基本計画素案の作成及び基本計画素案の作成に必要な各種調査、情報収集等

[活動経緯]

平成20年5月19日	中心市街地活性化庁内会議（第1回準備会）
平成20年7月17日	中心市街地活性化庁内会議（第2回準備会）
平成20年9月11日	中心市街地活性化検討委員会ワーキンググループ会議（第1回）
平成20年10月6日	中心市街地活性化検討委員会ワーキンググループ会議（第2回）
平成20年10月15日	中心市街地活性化検討委員会ワーキンググループ会議（第3回）
平成20年10月20日	中心市街地活性化検討委員会（第1回）
平成20年12月24日	中心市街地活性化検討委員会ワーキンググループ会議（第4回）
平成21年3月23日	中心市街地活性化検討委員会（第2回）
平成21年4月13～15日	中心市街地活性化検討委員会ワーキンググループ会議（第5回）
平成21年7月15日	中心市街地活性化検討委員会ワーキンググループ会議（第6回）
平成22年1月7日	中心市街地活性化検討委員会ワーキンググループ会議（第7回）
平成22年2月23日	中心市街地活性化検討委員会ワーキンググループ会議（第8回）
平成22年4月6日	中心市街地活性化検討委員会ワーキンググループ会議（第9回）
平成22年5月24日	中心市街地活性化検討委員会（第3回）
平成22年5月25日	中心市街地活性化検討委員会ワーキンググループ会議（第10回）
平成22年6月9日	中心市街地活性化検討委員会ワーキンググループ会議（第11回）

(2) 中心市街地活性化を担当する統括組織

中心市街地活性化を担当する統括組織として、総合政策課がこれを担い、重点政策推進室、都市計画課、土地区画整理事務所、商業労政課、観光物産課等関係課所との連携のもと、基本計画に係る事業の進行管理、評価を一体的に行うこととしている。

(3) 庁内の政策決定

中心市街地活性化に係る重要施策等について審議、調整を図るため、市長を筆頭とした事務事業調整会議を随時開催している。

(4) フォローアップ体制

中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進するためには、関係機関及び関係部局等との緊密な連携体制と基本計画における事業進行を一元的に管理できる体制の構築が必要であることから、企画部総合政策課内にフォローアップ担当者を配置し、事業進捗状況、数値目標達成状況などを把握、適切な進行管理を行うこととする。

また、基本計画の全体評価や市民アンケート調査を含めた総合的なフォローアップについて、計画期間の中間年度である平成 24 年度に行うとともに、最終年度である平成 27 年度には事後評価を行うこととし、それらの結果を大仙市中心市街地活性化協議会に報告することとする。

[2] 地域住民、有識者、民間事業者等を交えた検討の場

旧基本計画では、行政計画として行政が主体性を帯び過ぎていたため、地域住民や事業者の意見を十分に吸い上げられなかったものと考えられる。

この反省を踏まえ、本基本計画の策定にあたっては、有識者や民間事業者、地域住民等の理解と参画を得ることで、実効性の高い基本計画となるよう、また、事業者間の連帯感が生まれ、事業が円滑かつ確実に実施されるよう、準備段階から、多様な関係者との情報・意見交換を行った。

(1) 中心市街地活性化の取組に対する診断・助言事業

平成 20 年度実施の「市町村の中心市街地活性化の取組に対する診断・助言事業（経済産業省中心市街地活性化室）」の中で、商業関係者、まちづくり関係者、公共交通機関、NPO 団体等と専門家による意見交換会等を実施した。

また、そのまとめとして、現地報告会を実施し、本市における中心市街地の活性化のあり方について確認した。

[開催状況]

平成 20 年 5 月 21 日	プレミーティングの実施
平成 20 年 6 月	市町村による自己診断調査の実施、事務局による現況調査の実施
平成 20 年 6 月 27・28 日	中心市街地来街者・郊外施設利用者アンケート実施(生活者アンケート)

平成 20 年 6 月 30 日 ～7 月 1 日	第 1 回 意見交換会（現状と課題について、市の取り組みについて等）
平成 20 年 9 月 25 日	現地勉強会（関係者勉強会、アンケート調査結果分析等）
平成 20 年 10 月 1 日	第 2 回 意見交換会（まちの資源等から見たまちづくりの方向性等）
平成 20 年 11 月 28 日	第 3 回 意見交換会（体制づくり、花火等資源活かした事業等）
平成 21 年 1 月 14・15 日	第 4 回 意見交換会（基本計画素案について）
平成 21 年 1 月 28 日	現地報告会

（2）大曲商工会議所まちづくり委員会

当該委員会では、中心市街地活性化につながる意見交換を随時行っている。

平成 20 年 6 月 12 日の委員会以降は、（1）の「中心市街地活性化の取組に対する診断・助言事業」に併せての開催とした。平成 21 年度以降においては、随時に委員会を開催し、主に商業機能の向上に向けた事業検討を進めている。

（3）民間事業者等によるまちづくり検討会

中心市街地内の代表的な商店街である「花火通り商店街」の各店主を中心に開催しているまちづくり検討会へ参画し、中心市街地の活性化に向けた意見交換等を行っている。

同検討会では、商店街だけではなく、まちづくり関係者、一般市民が参画しており、商業振興という観点だけではなく、まちづくり・中心市街地活性化のために、商店街が果たす役割などを原点に立ち戻り見つめ直すとともに、これからの方向性について積極的な検討が行われている。

なお、検討会を通じて企画された活性化事業の一部（※）については、基本計画の策定に先駆けて実施されており、中心市街地のにぎわい創出につながっている。

（※）「土屋館わいわい広場」

検討会参加メンバーを中心として構成された団体「土屋館衆」による活性化イベント。平成 21 年 5 月を皮切りに毎月第 4 土曜日（冬季を除く）に開催されている。



土屋館わいわい広場の様子

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 大仙市中心市街地活性化協議会の設置

中心市街地活性化協議会については、商業者、経済界、交通事業者、行政等を構成員とし、平成 20 年 11 月 25 日に設立、事務局は大曲商工会議所が担当している。都市機能の増進を総合的に推進する調整については株式会社TMO大曲（平成 20 年 11 月 15 日中心市街地整備推進機構に指定・告示）が担い、経済活力を総合的に推進するための調整については大曲商工会議所が担っている。

大仙市中心市街地活性化協議会構成員名簿

区 分	所 属
共同設置者	株式会社TMO大曲
	大曲商工会議所
商業者	花火通り商店街
	尺玉商店会
行政	大仙市
交通事業者	JR東日本大曲駅
	羽後交通株式会社大曲営業所
	秋田県ハイヤー協会大曲仙北支部
地域経済	株式会社秋田銀行大曲支店
	株式会社北都銀行大曲支店
	羽後信用金庫大曲支店
NPO関連	NPO法人大曲花火倶楽部
	NPO法人ほっと大仙
	のびのびらんど
住民代表者	大曲地域協議会
権利者	地権者
関係機関	社団法人大曲仙北医師会
	大曲地域老人クラブ連合会
	社会福祉法人大仙市社会福祉協議会
	大曲史談会
	上大町地区歴史的建物保存会
	社団法人大曲青年会議所
	大仙市大曲観光物産協会
オブザーバー	経済産業省東北経済産業局産業部商業・流通サービス産業課
	秋田県産業経済労働部商業貿易課
	仙北地域振興局総務企画部地域企画課

[協議会開催状況]

- 平成 20 年 11 月 25 日 設立総会兼第 1 回協議会
- 平成 21 年 3 月 16 日 第 2 回協議会
- 平成 22 年 3 月 26 日 第 3 回協議会
- 平成 22 年 9 月 1 日 第 4 回協議会
- 平成 22 年 12 月 16 日 第 5 回協議会
- 平成 24 年 2 月 13 日 第 6 回協議会
- 平成 25 年 2 月 15 日 第 7 回協議会

平成 25 年 4 月 11 日 第 8 回協議会
平成 26 年 2 月 21 日 第 9 回協議会
平成 27 年 2 月 23 日 第 10 回協議会

[協議会勉強会]

平成 21 年 6 月 6 日 法定協議会商業アドバイス事業①
平成 21 年 7 月 15 日 法定協議会商業アドバイス事業②

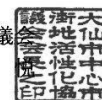
(2) 大仙市中心市街地活性化協議会からの意見書

平成 22 年 9 月 1 日、本基本計画に対し次のとおり意見書の提出があった。

平成 22 年 9 月 1 日

大仙市長 栗 林 次 美 様

大仙市中心市街地活性化協議会
会 長 賢 木 新



大仙市中心市街地活性化基本計画（最終案）に関する意見書

大仙市中心市街地活性化基本計画（最終案）については、基本方針、活性化の目標（数値目標）及び目標を実現させるために実施される活性化事業が設定されており、活性化事業に係る事業実施主体や事業内容等も明記されていることから、本市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものとする。

なお、基本計画の実施にあたり、付帯意見として次の事項について配慮されることを望む。

記

- (1) まちづくりに対してより一層、市民やボランティア団体等が参画できる推進体制を整備していただきたい。
- (2) 医療・福祉の連携による安心できるまちづくりの観点から、社会福祉団体の拠点整備について検討をいただきたい。
- (3) 「大曲の花火」を活用し、交流人口が増加するような取り組みについて検討をいただきたい。
- (4) 中心市街地活性化基本計画に記載されている事業について、適時フォローアップを行い、各事業主体において着実に取り組みを進めていただきたい。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

中心市街地活性化のための事業は、過去からの経緯、現状の客観的把握・分析を踏まえた上で、地域住民のニーズに即したものでなければならず、多様な施策を互いに連携させて一体的に実施する必要がある。

(1) 客観的現状分析

- ① 旧基本計画に基づく事業の実施状況及び評価 P. 32～34 に記載
- ② 客観的現状分析 P. 11～21 に記載

(2) 地域住民のニーズ等の把握と現状分析

- ① 市民の意向調査 P. 22～31 に記載
- ② パブリックコメントの実施

本基本計画（案）について広く市民の意見を聴取し、計画策定の参考とするため、平成 22 年 6 月 28 日から 7 月 12 日までの間パブリックコメントを実施し、14 件の意見や要望が寄せられた。寄せられた意見等は市のホームページ上で公表するとともに、本計画策定にあたり参考とした。

[主な意見]

- ハード面は多額の事業費を伴うのでソフト面を充実させるべきである。
- テナントミックスを行うには不足業種等を把握しつつ、出店情報を積極的に集約する必要がある。
- 空き店舗を利用するなどして、人が交流できる空間が必要である。休憩スペースとトイレの確保は必須である。
- 観光案内人を養成する必要がある。
- 仙北組合総合病院の移転新築が計画どおりに進捗して欲しい。
- 新築の仙北組合総合病院にはバスターミナルを設置して欲しい。
- 県南エリア全体の観光が JR 大曲駅から始まる仕組みの構築のため、総合支所観光担当者とのネットワークを強化し、観光のレベルアップを図るべき。
- 大曲駅を中心にした市街地と周辺農村集落を含む市全体の繁栄を前提にした市中心部の活性化計画でなければならない。
- 現在行われているデマンド交通網を進化させ、第 3 セクターあるいは民間 N P O 団体によって情報管制するデマンド交通体制を確立する必要がある。
- 高度情報通信を活用した情報提供型観光を推進するべきである。
- 情報を収集・加工・発信し、秋田県観光の情報ハブ地域として機能させる。
- 中心市街地には様々な情報受発信が行える場所と民間団体を集約し、「バーチャルからリアルへ」を合言葉に街づくりを展開して欲しい。
- 活性化事業については中心市街地との関連性、各事業同士の関連性を明確化して欲しい。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

(1) 大仙市総合計画

大仙市総合計画は、将来都市像として「人が生き 人が集う 夢のある田園交流都市」を掲げ、既存の都市機能に加え、自然環境・田園との調和を図りながら安らぎと居住性、快適性の高い都市空間の創出に努め、人が活き・集うような魅力ある地域、安心して暮らせる地域の創造を目指している。同計画では、施策の柱のひとつである「生活の基盤が整ったまちづくり」において、既存市街地を中心とした快適でゆとりある市街地の形成を図ると言及、さらに、都市機能構想では、既成市街地エリアの土地利用の方向性として「駅周辺や総合支所等重要施設が集積した既成市街地エリアについては、区画整理・中心市街地活性化や道路・下水道・広場・公園等の整備による良好な市街地の形成および居住環境の改善を進め、空洞化や無秩序な市街地の拡散を防いでいきます。」とし、集約型都市構造の実現に向けた方向性を示している。

(2) 大仙市都市計画マスタープラン

大仙市都市計画マスタープランでは、都市づくりの基本理念として「地域の特性や資源を活かし、連携と協働による一体的な都市づくり」を掲げ、全体構想における基本的な考えの中で、「中心市街地は、都市の中核拠点として、交通結節機能や交流機能など、集積する都市機能の強化・再生を図る」こととしており、集約型都市構造への転換の方向性を示している。また、中心市街地については、大仙市の中核拠点として設定、各地域の総合支所などに地域拠点を設定、市民の日常生活の拠点とし、開発志向の都市計画はこの2種類の拠点に限定、幹線道路沿線は、開発を許容すべき場所、農地等を保全すべき場所を明確に区分するものとしている。

[2] 都市計画手法の活用

今後の本格的な人口減少と少子高齢社会に対応できる多様な都市機能が集積した、多世代が暮らしやすいまちづくりにつながる集約型都市構造を実現するため、準工業地域における大規模集客施設（床面積10,000㎡超）の立地を制限するための特別用途地区を指定する「大仙市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」を制定した。

[制定までのスケジュール]

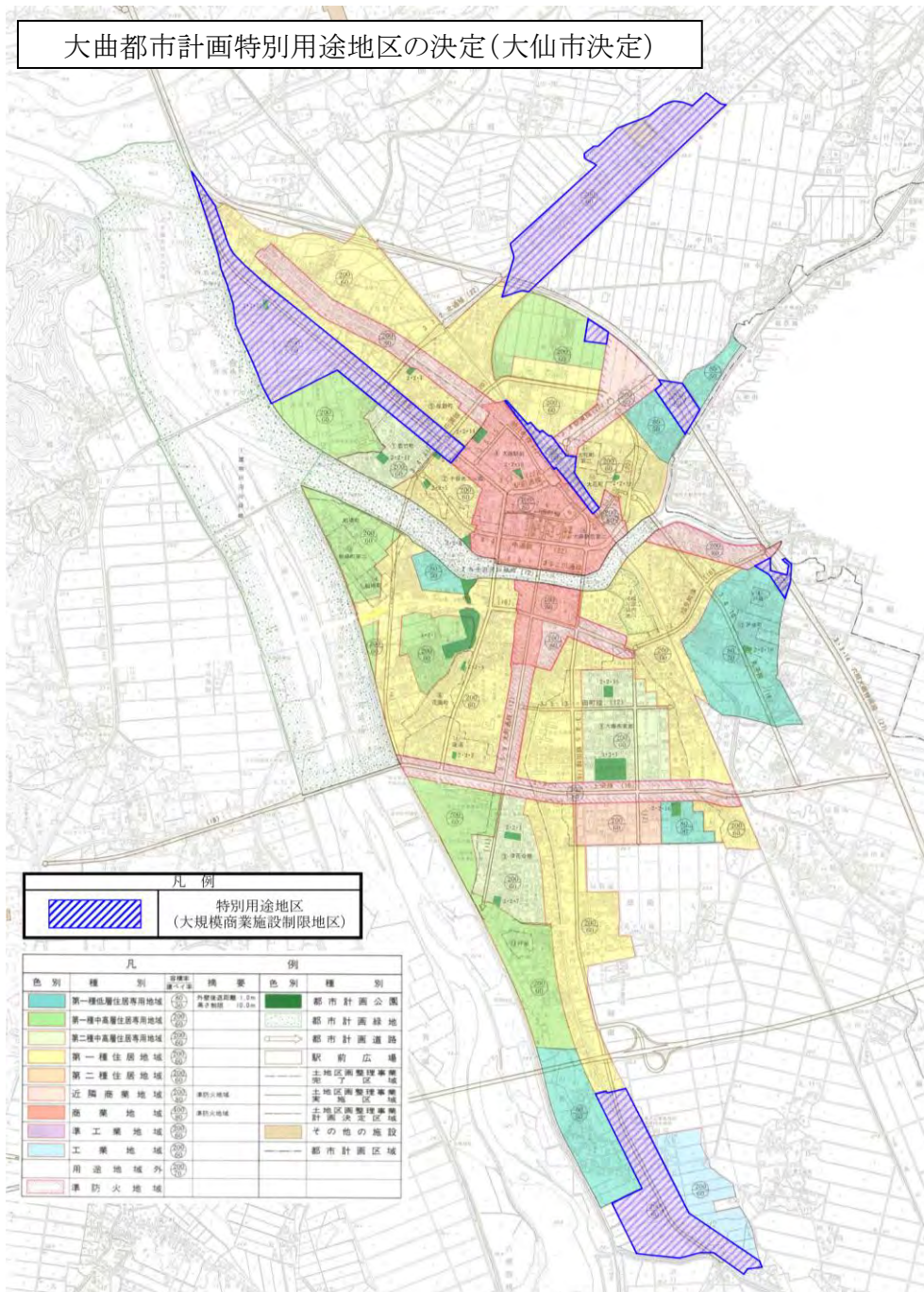
日 程	内 容
平成21年9月30日～平成21年10月4日	住民説明会
平成21年10月19日～平成21年10月30日	計画案の公告縦覧
平成21年11月5日	大仙市都市計画審議会
平成21年11月11日	知事の同意申請
平成21年12月2日	知事の同意
平成21年12月24日	条例案の市議会での議決、条例施行及び都市計画決定告示

[規制の概要]

都市計画：特別用途地区

種類：大規模集客施設制限地区

対象区域：準工業地域 約 113h a



[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

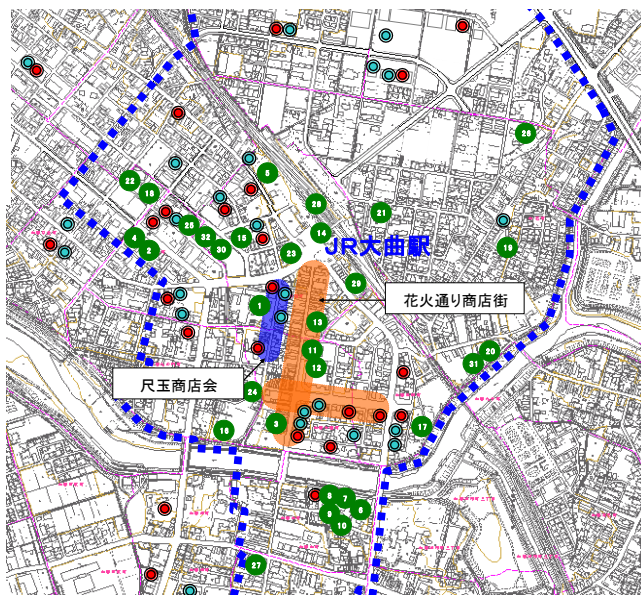
大仙市都市計画マスタープランでは、公共公益施設の整備について、原則として郊外への無秩序な開発は避けることが重要とされており、整備計画時には必要かつ積極的な調整を行い、集約型都市構造の実現に取り組んでいくこととしている。この方針を踏まえ、老朽化が著しく建て替えが喫緊の課題となっている仙北組合総合病院については、郊外への移転は行わず、現在進められている（仮称）大曲通町地区第一種市街地再開発事業のコア事業として、中心市街地内での移転整備を行うこととしている。また、同再開発事業では、健康増進センターや高齢者福祉施設、児童福祉施設、駐車場等の整備も行うこととしており、都市機能の集約を図ることとしている。

(1) 中心市街地における公共公益施設の立地状況（再掲）

本市の中心市街地は、医療・福祉・交通等の都市機能の集積が図られている。

中心市街地周辺の公共公益施設

区分	No.	施設名	区分	No.	施設名
医療・福祉施設	1	仙北組合総合病院	幼児・児童関連施設	16	中通児童館
	2	医院		17	ひだまり児童館
	3	薬局		18	大曲北児童館
	4	あいよるケアセンター		19	大花町児童館
	5	障がい福祉サービス事業所ほっぺ		20	地域子育て支援拠点施設「まるこのひろば」
官公庁施設	6	大曲介護予防センター	21	大曲北保育園	
	7	大曲年金事務所	22	大曲北幼稚園	
社会教育施設	8	大仙市土地区画整理事務所	金融機関	23	秋田銀行大曲駅前支店
	9	大仙市勤労青少年ホーム		24	北都銀行大曲支店
	10	大仙市女性センター		25	羽後信用金庫大曲支店
	11	大仙市産業展示館		26	羽後信用金庫大曲東支店
まちなか交流施設	12	大曲公民館	27	羽後信用金庫大町支店	
	13	健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」	28	大仙市観光情報センター	
公共交通施設	14	市民活動支援センター	その他公益施設	29	大曲駅前郵便局
	15	にぎわい創出施設「花火庵」		30	大曲商工会議所
	16	JR大曲駅		31	都市再生住宅高齢者相談所
				32	大仙市公設小売市場



(2) 大規模小売店舗・大規模集客施設の立地状況

1) 大規模小売店舗

本市における店舗面積 1,000 m²超の大規模小売店舗の立地状況は以下のとおりである。なお、大規模小売店舗立地法に基づく新たな店舗立地については現時点（平成 22 年 7 月末）での届出はない状況となっている。

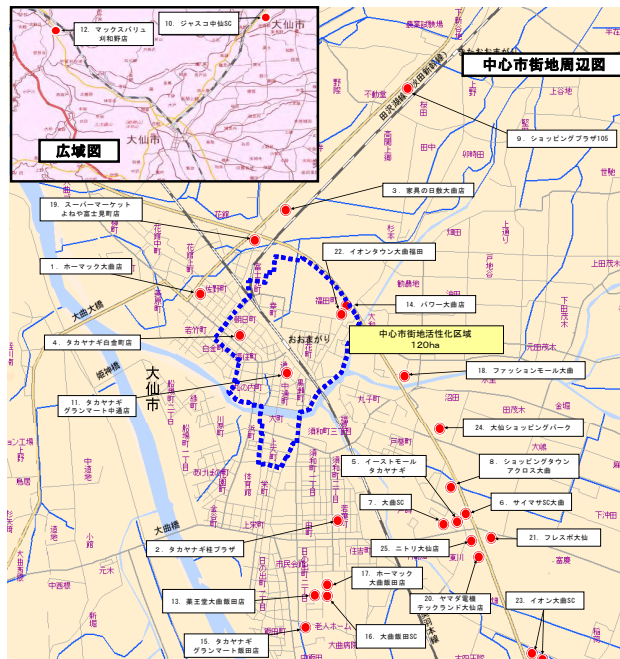
大規模小売店舗立地状況（店舗面積1,000㎡超）

no.	店舗名称	店舗面積㎡	開店時期	中活区域	業種	施設形態
1	ホームック大曲店	1,599	S56.10	外	ホームセンター	単店舗
2	タカヤナギ鞋ブラザ	1,100	S59.4	外	飲食料点小売業	単店舗
3	家具の日数大曲店	1,492	S63.12	外	家具・建具・畳小売業	単店舗
4	タカヤナギ白金町店	1,106	H3.9	内	飲食料点小売業	単店舗
5	イーストモールタカヤナギ	4,392	H7.12	外	各種商品小売業	複合店舗
6	サイマサショッピングセンター大曲	4,630	H8.7	外	織物・衣類・身の回り品小売業外	複合店舗
7	大曲ショッピングセンター	7,330	H9.3	外	飲食料点小売業外	複合店舗
8	ショッピングタウンアクロス大曲	4,689	H10.11	外	その他小売業	複合店舗
9	ショッピングブラザ105	3,302	H11.11	外	飲食料点小売業外	複合店舗
10	ジャスコ中仙ショッピングセンター	21,659	H11.11	外	各種商品小売業	複合店舗
11	タカヤナギ・グランマート中通店	1,192	H12.7	内	飲食料点小売業	単店舗
12	マックスバリュ刈和野店	2,508	H15.9	外	飲食料点小売業	単店舗
13	薬王堂大曲飯田店	1,499	H16.10	外	医薬品・化粧品小売業外	単店舗
14	パワー大曲店	14,493	H17.4	内	ホームセンター	単店舗
15	グランマート飯田店	1,940	H17.7	外	飲食料点小売業	単店舗
16	大曲飯田ショッピングセンター	4,786	H18.6	外	飲食料点小売業	単店舗
17	ホームック大曲飯田店	4,308	H18.6	外	ホームセンター	単店舗
18	ファッションモール大曲	2,014	H18.9	外	織物・衣類・身の回り品小売業	単店舗
19	スーパーマーケットよねや富士見町店	1,490	H18.9	外	飲食料点小売業	単店舗
20	ヤマダ電機テックランド大仙店	3,646	H19.3	外	機械器具小売業	単店舗
21	フレスポ大仙	3,133	H20.5	外	織物・衣類・身の回り品小売業外	複合店舗
22	イオンタウン大曲福田	5,997	H20.9	内	飲食料点小売業外	複合店舗
23	イオン大曲ショッピングセンター	39,308	H20.10	外	各種商品小売業	複合店舗
24	大仙ショッピングパーク	4,445	H20.12	外	飲食料点小売業外	複合店舗
25	ニトリ大仙店	3,465	H22.1	外	家具・建具・畳小売業	単店舗

[※撤退した大規模小売店舗]

no.	店舗名称	店舗面積㎡	閉店時期	中活区域	業種	施設形態
26	ジョイフルシティ大曲	12,491	H20.10	内	各種商品小売業	単店舗
27	ジェイマルエー大仙店	4,279	H21.11	外	飲食料点小売業外	単店舗

資料：大規模店舗調査（大仙市農林商工部商業労政課 H22.4）



2) 大規模集客施設

大仙市周辺における床面積 10,000 ㎡超の大規模集客施設の立地状況は以下のとおりである。

大仙市周辺での大規模集客施設立地状況（床面積10,000㎡超）

no.	店舗名称	床面積㎡	所在市町村	no.	店舗名称	床面積㎡	所在市町村
1	イオンモール秋田	53,213	秋田市	8	スーパーセンターアマノ御所野店	11,394	秋田市
2	秋田サティ	23,060	秋田市	9	土崎ショッピングセンター	10,591	秋田市
3	なかよしターミナルビル	18,245	秋田市	10	新横手ショッピングセンター	16,646	横手市
4	秋田ショッピングセンター	15,177	秋田市	11	横手サティ	14,585	横手市
5	茨島ショッピングセンター	13,170	秋田市	12	スーパーモラルラッキー	12,429	横手市
6	秋田中央ビルディング	11,899	秋田市	13	ワンダーモール	13,736	仙北市
7	秋田中交ホリディスクエア	11,690	秋田市	14	ジョイス仙南店	12,185	美郷町

資料：大仙市企画部総合政策課

[4] 都市機能の集積のための事業等

都市福利機能の向上、交通機能の向上、商業機能の充実及びまちなか居住の推進等により都市機能の集積・充実を図り、多くの市民にとって“安心”と“潤い”が感じられる活力ある中心市街地の創造に資するため次のような事業等に取り組むこととする。

4. 市街地を整備改善するための事業

- ・道路整備事業
- ・公園整備事業
- ・地域創造支援事業
- ・(仮称) 大曲通町地区第一種市街地再開発事業
- ・緑化推進事業
- ・排水路整備事業
- ・大曲駅前第二地区土地区画整理事業
- ・大曲駅前第二地区住宅市街地総合整備事業
- ・都市計画道路中通線整備事業

5. 都市福利施設を整備するための事業

- ・(仮称) 大曲通町地区第一種市街地再開発事業 (再掲)
- ・高次都市施設整備事業

6. 街なか居住を推進するための事業

- ・(仮称) 大曲通町地区第一種市街地再開発事業 (再掲)
- ・大曲駅前第二地区住宅市街地総合整備事業 (再掲)

7. 商業の活性化のための事業

- ・(仮称) 大曲通町地区第一種市街地再開発事業 (再掲)
- ・「まちなか待合室」機能構築事業
- ・駅ふれあい広場の機能向上事業
- ・商店街等新規開店助成事業
- ・がんばる商店等支援事業
- ・中心市街地にぎわい創出事業
- ・(仮称) 中心市街地活性化空店舗活用事業

8. 4から7までの事業及び措置と一体的に推進する事業

- ・(仮称) 大曲通町地区第一種市街地再開発事業 (再掲)
- ・循環バスルートの見直し・運行事業
- ・バス停等整備事業
- ・循環バス運行事業
- ・デマンド型乗合タクシー運行事業
- ・生活バス路線維持費運行事業

1 1. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	
<p>(1) 個別事業等に関連した実践的・試行的活動の内容・結果等</p> <p>1) 公共交通機関の利便性増進に関連した活動</p> <p>本市では、本格的な少子高齢社会の進展の中で、公共交通を取り巻くニーズや環境の変化に的確に対応した「新たな地域公共交通システム」の構築を目指すため、国・県・市・警察・バス事業者・ハイヤー協会・社会福祉協議会・市民の代表等で構成する「大仙市地域公共交通活性化再生協議会」を平成 20 年 2 月に設立し、平成 20 年度においてデマンド型乗合タクシーやコミュニティバスの実証運行を実施した。実証運行は、交通空白地域及び生活バス路線が廃止された地域で行うこととし、デマンド型乗合タクシー実証運行では、市内 5 地域 11 路線で年間延べ 3,322 人の利用があり、コミュニティバス実証運行では、1 地域 10 路線で年間延べ 4,870 人の利用を確認した。この結果、市民が暮らしやすいと実感できるまちづくりのためには、交通空白地域等における移動手段の確保を図り、不安の解消に努める必要があるものと判断、平成 21 年度からは本格運行に移行している。</p> <p>本実証事業の中でデマンド型乗合タクシーの利用者を対象に実施したアンケートでは、主な行き先として「医療機関」が挙げられており、本格運行により医療機関が集積している中心市街地への来街者の増加が図られるものと期待している。</p>	
[2] 都市計画との調和等	
<p>(1) 大仙市総合計画（再掲）</p> <p>大仙市総合計画は、将来都市像として「人が生き 人が集う 夢のある田園交流都市」を掲げ、既存の都市機能に加え、自然環境・田園との調和を図りながら安らぎと居住性、快適性の高い都市空間の創出に努め、人が生き・集うような魅力ある地域、安心して暮らせる地域の創造を目指している。中心市街地の活性化は、この基本構想に掲げる基本理念等に基づき、将来都市像の実現に向けた取り組みを象徴するものとして着実に推進することとする。</p> <p>(2) 大仙市都市計画マスタープラン（再掲）</p> <p>大仙市都市計画マスタープランでは、都市づくりの基本理念として「地域の特性や資源を活かし、連携と協働による一体的な都市づくり」を掲げ、全体構想における基本的な考えの中で、「中心市街地は、都市の中核拠点として、交通結節機能や交流機能など、集積する都市機能の強化・再生を図る」こととしており、集約型都市構造への転換の方向性を示している。また、都市構造と都市のあり方については、都市機能が集積し、交通結節点でもある中心市街地について、本市の「中核拠点」として位置付け、活力ある経済、交流等の市民活動の拠点として再生するとともに、市民等が交流しにぎわいのあるまちづくりを進めていくため、交流拠点機能の強化に努めるとしている。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 都市機能が集積し、交通結節点でもある大曲駅周辺を都市の「中核拠点」と位置付け、活力ある経済、交流等の市民活動の拠点とする。○ 駅西地区・駅東地区を含めた新たな本市の中心市街地を設定する。	

- 観光や買い物等で訪れる来訪者を迎える本市の玄関口として、魅力的な街並み景観など「都市の顔」を形成することとする。
- 都市の玄関口であり、かつ都市の中核拠点として、市内各地域への往来のしやすさを向上するため、駅周辺における駐車場の確保や公共交通の再編、冬期の歩きやすさの向上など、交通結節点機能の強化に努める。
- 市民等が交流し、にぎわいのあるまちづくりを進めていくため、交流拠点機能強化のための市街地整備に努める。
- 従来の中心市街地である駅西地区は、自動車に過度に依存することなく、住宅、商店街、医療福祉施設、学校などがまとまりよく配置され、楽しく日常の生活ができ歩いて暮らせる「生活街」として再生を図るものとする。

[3] その他の事項

特になし

1 2. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	基本方針による中心市街地の活性化の意義及び目標を踏まえ、コンパクトで活力あるまちづくりを目指すことを記載している。[1. [7] 中心市街地活性化の基本方針及び3. 中心市街地の活性化の目標 参照]
	認定の手続き	当該基本計画の内容については、大仙市中心市街地活性化協議会から、平成22年9月1日付で意見書が提出されている。[9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項の[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項 参照]
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	中心市街地の位置及び区域は、中心市街地の各要件を満たしている。[2. 中心市街地の位置及び区域の[3] 中心市街地要件に適合していることの説明 参照]
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	市の推進体制、大仙市中心市街地活性化協議会との関係、客観的現状分析等及び様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整について、十分取り組んでいる。[9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 参照]

	<p>中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項</p>	<p>今後のまちづくりにおいて、可能な限り中心市街地エリアの中に公共公益施設を整備していくとともに、準工業地域における大規模集客施設の立地の制限に取り組むことを明確化している。</p> <p>[10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項の[2] 都市計画手法の活用 参照]</p>
	<p>その他中心市街地の活性化に関する重要な事項</p>	<p>大仙市総合計画及び大仙市都市計画マスタープランなど、法・その他法令に基づく諸計画と整合がとれている計画となっている。[11. その他中心市街地活性化のために必要な事項 参照]</p>
<p>第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること</p>	<p>目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること</p>	<p>基本方針に沿った基本計画期間内において着手する事業及び継続している事業については、4から8において記載している。</p>
	<p>基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること</p>	<p>記載している各事業の実施が、数値目標の達成に寄与するものであることを説明している。[3. 中心市街地の活性化の目標 参照]</p>
<p>第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること</p>	<p>事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと</p>	<p>全ての事業において、事業主体は特定している、又は、特定される見込みが高い状況である。</p>
	<p>事業の実施スケジュールが明確であること</p>	<p>全ての事業について、実施スケジュールが明確となっている。</p>

大仙市中心市街地活性化基本計画
平成22年11月

発行 大仙市

〒014-8601 秋田県大仙市大曲花園町1番1号

TEL 0187-63-1111 FAX 0187-63-1119

ホームページ <http://www.city.daisen.akita.jp/>

編集 大仙市企画部総合政策課
